

令和6年度版
福利のしおり

令和6年4月

山口県教育庁教育政策課
公立学校共済組合山口支部
一般財団法人山口県教職員互助会

目 次

○こういうときは

1 教職員になったとき	1
2 結婚したとき	31
3 出産したとき	31
4 育児休業をしたとき	33
5 介護休暇を取得したとき	35
6 児童手当の支給を受けるとき	36
7 病気、負傷のとき	39
8 傷病により休職したとき	44
9 派遣されたとき	45
10 配偶者同行休業の承認を受けたとき	46
11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき	46
12 公務災害及び通勤災害にあったとき	47
13 災害を受けたとき	49
14 欠勤したとき	51
15 死亡したとき	52
16 資金が必要なとき	53
17 退職するとき	
(1) 退職手当	67
(2) 任意継続組合員制度	70
(3) 退職後の諸給付（資格喪失後の給付）	71
(4) 互助会給付等	72
18 再任用されたとき	74
19 年金等について	75

○知っておきたいこと

20 健康管理事業	88
21 福利厚生事業	90
22 生命保険等	92
23 財形貯蓄	93
24 個人型確定拠出年金（iDeCo）	94
25 給付などの請求期限	95
26 交通事故と組合員証	95

○どのような施設

27 教職員健康管理センター	96
28 中国中央病院	97
29 九州中央病院	98
30 山口宿泊所〔セントコア山口〕	99
31 公立学校共済組合宿泊保養施設一覧	100
32 公立学校共済組合山口支部ホームページ	101
33 一般財団法人山口県教職員互助会ホームページ	102

○問い合わせ先

福利厚生事業の担当部署	103
-------------	-----

※「福利のしおり」の中で表記している様式集とは、「福利関係様式集」のことを指します。

【公立学校共済組合の組合員種別に係る表記について】

公立学校共済組合の組合員には、主に「一般組合員」と「短期組合員」の2つの組合員種別（P2参照）があり、これらをまとめて「組合員」と表記していますが、必要に応じて区別して表記しています。なお、「任意継続組合員」は「組合員」と区別して表記しています。

1 教職員になったとき

《 共済組合 》

1 組合員資格

(1) あなたが次の職員になったとき（再任用職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員の場合は、以下の勤務形態のいずれかに該当する場合は、その日から公立学校共済組合の組合員となりますので、すみやかに組合員資格取得届書を提出して公立学校共済組合員証の交付を受けてください。

- ・公立学校の職員
- ・県教育委員会事務局職員及び県教育委員会の所管する教育機関（公立学校の職員は除く。）の職員
- ・公立学校共済組合の役職員
- ・職員引継一般地方独立行政法人の役職員

勤 務 形 態 ^{※1}	
○常勤職員の所定勤務時間以上勤務していて、2か月超の任用 ^{※2} が見込まれる方	○左記以外の方で、次の条件をすべて満たしている方
○1週間の所定勤務時間及び月の所定勤務日数が常勤職員の4分の3以上で、2か月超の任用 ^{※2} が見込まれる方	①1週間の所定勤務時間が20時間以上
	②2か月超の任用 ^{※2} が見込まれる
	③報酬月額8万8千円以上
	④学生でない

※1 上記の勤務形態に該当するかどうかは、各任命権者の判断となります。

※2 当初の任用期間が2か月以内であっても、更新や再度の任用により当初の任用期間を超えて引き続き任用される旨を任用時の書面に明示されているなどの場合は、2か月超の任用が見込まれるものとして取り扱い、任用された日から資格を取得します。
また、任用時の書面に明示がなく、当初の任用期間を超えて引き続き任用された場合は、引き続き任用されるに至った日から資格を取得します。

なお、次に掲げる者が含まれる。

- ア 地方公務員法第27条第2項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第29条第1項に規定する停職の処分を受けた者
- イ 地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により休職者とされた者
- ウ 教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている者
- エ 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている者
- オ 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている者
- カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者
- キ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業をしている者又は同法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（同法第17条の規定による勤務をしている者を含む。）
- ク 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者
- ケ 地方独立行政法人第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人のうち、地方公共団体の職員を引き継いだ職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人に勤務する者

(2) 組合員の種別

種 別	該当者	適用される事業
一般（船員）組合員	常勤職員及び会計年度任用職員のうち資格条件 ^{※1} を満たす者	短期給付事業、保健事業、長期給付事業
短期（船員短期）組合員	(1) の勤務形態の要件を満たす者	短期給付事業、保健事業
後期高齢者等組合員	一般（船員）又は短期（船員短期）組合員の要件を満たす75歳以上の者	短期給付事業の一部 ^{※2} 及び保健事業の一部
任意継続組合員	退職の日の前日までに引き続き1年以上、共済組合の組合員であり、加入を希望する者	短期給付事業(休業給付は除く。)、保健事業の一般

※1 フルタイム会計年度任用職員で任用から12月を経過した者

※2 育児休業手当金及び介護休業手当金

- (3) 組合員は、死亡したとき又は退職したときには、その翌日から組合員の資格を喪失します。
なお、他の組合を組織する職員になったときは、その日から組合員の資格を喪失します。

共済組合とは・・・

公立学校共済組合といい、地方公務員等共済組合法に基づき設立された組織で、社会保険制度の一環として相互救済により、教職員やその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的としています。

【別表1】組合員の異動に伴う提出書類（資格取得・資格継続）

組合員種別・異動事由 提出書類・様式集	本採用職員・暫定再任用フルタイム職員（一般組合員）				随時的任用職員・会計年度任用職員（短期組合員）				会計年度任用職員（一般組合員）		
	資格取得				資格取得				任用形態の変更		
	① 新規採用・再就職 臨時任用職員が 本採用職員になる 場合は②を参照	② 他支部から転入 (他の郡道府県の公立学 校共済組合から)	③ 他共済から転入 (知事部局・山大附属・ 市共同調理場等から)	④ 随時的任用職員から上 記職員に採用(任用)	⑤ 新規採用・再就職	⑥ 他支部から転入 (他の郡道府県の公立学 校共済組合から)	⑦ 他共済から転入 (知事部局・山大附属・ 市共同調理場等から)	⑧ 本採用・暫定再任用フル タイム職員から上記職員 に任用	⑨ 随時的任用職員⇔ 会計年度任用職員	12月経過	
組合員資格取得届書	P1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
組合員資格継続届書	P I-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
辞令の写し		△ (県費職員以外)	△ (県費職員以外)	△ (県費職員以外)	△ (県費職員以外)	△ (県費職員以外)	△ (県費職員以外)	○ (新所属所から提出)	○ (新所属所から提出)	○ (新所属所から提出)	○
雇用契約書等の写し											任用2年目の雇用契約書 等の写し(*1)
組合員証・被扶養者証		○	○	○(*2)	○	○	○(*2)	○(*2)	○(*2)	○(*2)	任用2年目の雇用契約書 等の写し(*1)
その他											任用から13月目の前月ま での出勤簿の写し
年金											
組合員転入届書	P52										
福祉医療費受給報告書	P10										
被扶養者申告書 添付書類はP8参照	P2	○	○(*5)	○(*6)	○	○	○(*5)	○(*6)	○	○(*5)	任用形態の変更により、 認定替えが必要となる 場合のみ提出。
国民年金第3号被保険者 関係届 (20歳以上60歳未満の被扶養配 属者)	P11	○	△(*7)	○	○	○	○(*8)	○(*8)	○(*8)	○(*8)	任用形態の変更により、 認定替えが必要となる 場合のみ提出。
福祉医療費受給報告書	P10										

*1 共済組合加入要件を満たしているかを確認するため、任用期間・1週間の所定勤務時間数・報酬月額等の記載がある書類
(県費職員の場合は「任用に当たったの説明書」を提出のこと。
*2 大学教職員等で、職員番号(組合員証番号)が変わらない場合は、添付不要。
*3 前支部において短期組合員(日本年金機構の厚生年金適用)であった者のみ提出。
*4 他共済において短期組合員(日本年金機構の厚生年金適用)であった者は提出不要。
*5 前支部で交付されていた被扶養者証の添付がある者については、添付書類不要。
*6 地共済山口県支部及び文科省共済山口大学支部で被扶養者として認定されていた者については、添付書類不要。
*7 前支部で短期組合員(日本年金機構の厚生年金適用)であった組合員の被扶養配偶者のみ提出。(種別変更の届出)
*8 県費職員で小・中学校勤務者は県教委義務教育課に提出。
県立学校勤務者は、一旦、共済組合に提出。(共済組合が医療保険者欄を記載し、所属所に返付)
市費職員は各市の給与担当課に提出。

《参考》 上表以外の異動事由に係る手続区分
フルタイム会計年度任用職員(2年目以降・一般組合員) → 随時的任用職員(短期組合員) ……⑧
フルタイム会計年度任用職員(2年目以降・一般組合員) → パートタイム会計年度任用職員(短期組合員) ……⑧
フルタイム会計年度任用職員(1年目・短期組合員) ⇔ パートタイム会計年度任用職員(短期組合員) ……⑨

【別表2】組合員の異動に伴う提出書類（資格喪失・所属所の異動）

組合員種別・異動事由 提出書類・様式集頁	本採用職員・暫定再任用フルタイム職員・会計年度任用職員（一般組合員）			臨時的任用職員・会計年度任用職員（短期組合員）			所属所の異動 （県費以外の組合員）
	資格喪失						
	① 退職	② 他支部へ転出 （他の都道府県の公立学校 共済組合へ）	③ 他共済へ転出 （知事部局・山大附属・市の 共同調理場等へ）	④ 退職	⑤ 他支部へ転出 （他の都道府県の公立学校 共済組合へ）	⑥ 他共済へ転出 （知事部局・山大附属・市の 共同調理場等へ）	
組合員証・被扶養者証	○	「組合員資格継続届書」に添付	○	○	「組合員資格継続届書」に添付	○	
組合員異動報告書	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）
短期組合員退職届書	P 8-3			○(*1)	○(*1)	○(*1)	
辞令の写し	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）	△ （県費職員以外）
その他	「資格喪失証明書」の交付について 希望者は、「短期組合員退職届書」又は「一般組合員退職連絡票」に、その旨を記載して提出してください。 なお、退職日確認のため、辞令が交付された次第、県費・市費に関わらず、辞令（退職辞令、任用期間満了による退職の場合）の写しも提出してください。						
一般組合員退職連絡票	P 8-2		○				
退職届書	-						
老齢厚生年金用履歴証明提出承諾書	P54	○ （県費職員のみ）	○ （県費職員のみ）	○ （県費職員のみ）	○ （県費職員のみ）	○ （県費職員のみ）	
組合員転出届書	P53						
国民年金第3号被保険者の手続（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）		組合員の退職により、配偶者が第1号被保険者となる場合は、市町村で手続を行ってください。				組合員の退職により、配偶者が第1号被保険者となる場合は、市町村で手続を行ってください。	

*1 提出年月日は、退職日以降の日付を記載すること。

*2 退職が決まり次第、提出すること。

暫定再任用フルタイム職員は、年度末の退職に限り、提出不要。ただし、資格喪失証明書の交付を希望する者は同様式にて申請のこと。

*3 他共済において短期組合員（旧日本金機構の厚生年金適用）の資格を取得する者は提出不要。ただし、①の年金関係書類（一般組合員退職連絡票・退職届書）の提出が必要。

《参考》 上表のほか、「退職」に含まれる異動事由
 本採用職員・暫定再任用フルタイム職員・会計年度任用職員（一般組合員） → 暫定再任用パートタイム職員・定年前再任用パートタイム職員
 臨時的任用職員・会計年度任用職員（短期組合員） → 暫定再任用パートタイム職員・定年前再任用パートタイム職員・非常勤講師（健康保険適用なし）・任意継続組合員
 ……① → 任意継続組合員
 ……④ → 任意継続組合員

2 被扶養者

(1) 被扶養者の範囲

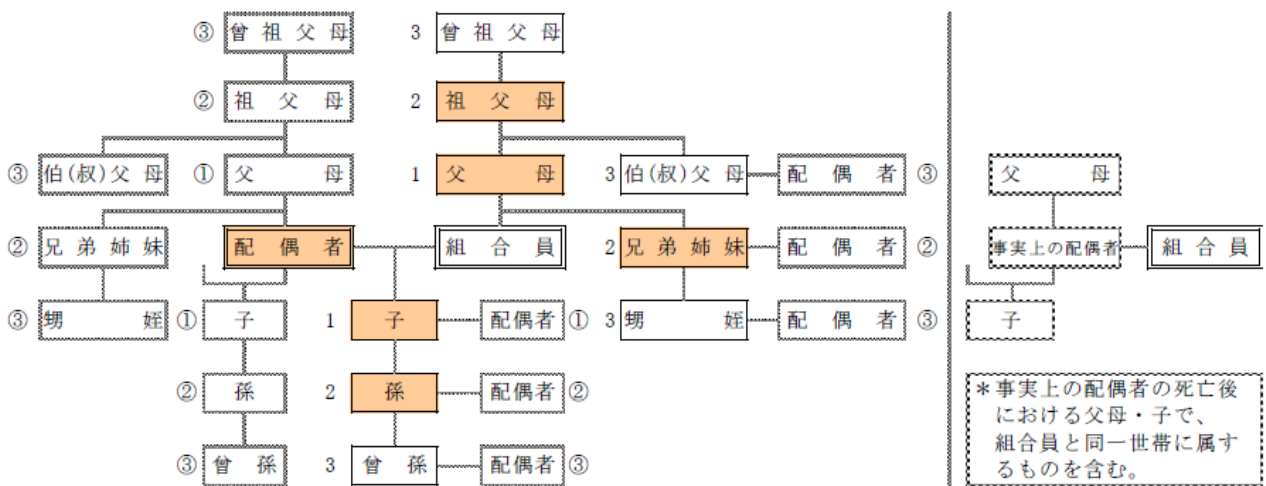
被扶養者として認定できるのは、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持しており、③日本国内に住所を有する者とされています。

ア 身分関係

被扶養者は、親族であれば誰でもなれるものではなく、次に掲げるように一定の身分関係にあることを要します。

- (ア) 組合員の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (イ) 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者
 - ・ (ア) に掲げる者以外の三親等内の親族
 - ・ 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子(その配偶者の死亡後も同様)

なお、これら一定の身分関係の範囲に入るものであっても、その者が共済組合の組合員、健康保険の被保険者、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である場合(健康保険証が交付されている場合)は、被扶養者にはなりません。



- 血族 1～3：血族親等
- 姻族 ①～③：姻族親等
- の者は、組合員との同一世帯要件なし。その他の者は、組合員との同一世帯要件あり。

イ 生計維持関係

「主として組合員の収入によって生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者のことをいいます。次に掲げる者は、主として組合員の収入により生計を維持する者には該当しません。

- (ア) その者について当該組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を事業主等から受けている者
- (イ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合、社会通念上その組合員が主たる扶養者ではない者
- (ウ) 所得が年額130万円以上(60歳以上の者^{※1}又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者^{※2}は年額180万円以上)ある者

※1 誕生日の前日から収入要件が180万円未満となります。また、パート収入等により月収が不特定の者については、誕生日の前日の属する月の収入額から、月額15万円未満が収入要件となります。

※2 原則として、年金裁定済みの者であることが前提となりますが、現に障害年金を受給していない者(併給調整等による支給停止)についても、認定の対象となります。

所得

- 1 共済組合でいう「所得」とは、所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとするときにおける恒常的な収入の総額をさします。
- 2 「所得」には、給与、営業又は農業等による事業所得、不動産所得、公的年金(障害年金、遺族年金、恩給、扶助料などを含む)、個人年金(貯蓄型及び生命保険契約等に基づくもの、財形など)、雇用保険給付金、家賃地代、利子・配当所得、パート及びアルバイトによる賃金、株の配当金、譲渡収入などが含まれます。
なお、退職金、不動産売却等の一時的な収入はここでは含まれません。

年額

ここでいう「年額」は、暦年でいう1月から12月の間をさすものではなく、事由が発生した日から向こう12か月間の収入推計額を指します。

a パート・アルバイト収入のある者

次のいずれかに該当したとき。

- 雇用された時点で年間収入が130万円(180万円[※])以上となると判断できるとき。
- 月額が108,334円(150,000円[※])以上の月が3か月連続したとき。(取消日は3か月目の給与等支払日)

収入超過による認定取消後、再認定をするためには、雇用条件の変更等著しく収入が減少する場合を除き、3か月連続して108,334円(150,000円[※])を下回ることが必要となります。

- 過去12か月間のパート・アルバイトの総収入が130万円(180万円[※])以上になったとき。
・収入の累計は、毎月、過去12か月分をスライドして確認していく必要があります。
(取消日は130万円(180万円[※])以上になった時点の給与支払日)

雇用期間が3か月以下の期間であることが当初から明らかである場合は、その月収が限度額以上であっても130万円(180万円[※])以上になるまでの間は認定できます。

b 雇用保険受給者

- 日額3,612円(5,000円[※])以上の基本手当を受給し始めたとき。(取消日は雇用保険受給資格者証の「処理状況」欄に記された「認定(支給)期間」の初日)

給付日数にかかわらず、給付が終わるまで被扶養者として認定できません。なお、基本手当が支給されるまでの待機・給付制限期間中は被扶養者として認定できます。

※60歳以上又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者に限る。

c 事業所得等のある者

- 事業所得、不動産所得の場合は、所得税の確定申告書及び収支内訳書を参照し、総収入から社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費を控除した額が、収入限度額を超えているとき。(取消日は確定申告を行った日)

【必要経費として認められるもの】
売上原価、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃等
【必要経費として認められないもの】
租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、利子割引料等

d 株等の配当金及び株等の譲渡所得等

- 所得税の確定申告書及び収支内訳書を参照し、株等の譲渡収入(譲渡価額－取得価額)を含む年間収入が収入限度額を超えているとき。(取消日は確定申告を行った日)
・配当金については恒常的な収入とします。

e 公的年金（金額は証書又は改定通知書に記載の年額で判断する）

- 支給開始年齢到達等により年金が支給されるようになり、他の収入と合わせた額が収入限度額を上回ったとき。
- 年金額の改定により、他の収入と合わせた額が収入限度額を上回ったとき。
- 収入が年金だけの場合において、今回年金額が改定(増額)され、通知書記載の年額により被扶養者の認定要件に該当しなくなったが、さらに向こう12か月の間に年金額が改定(減額)され、認定要件に再び該当するようになることが見込まれる場合であっても、増額されている期間は認定取消となります。（取消日は、年金額改定通知書等を受け取った日）
- 障害年金、遺族年金、扶助料などの非課税の年金も収入に含まれます。

f 個人年金等

- 生命保険契約に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金・財形なども恒常的な収入に含まれます。（取消日は金額が記載された通知書を受け取った日）

g 傷病手当金等

- 傷病手当金、労働災害の休業補償なども恒常的な収入に含まれます。（取消日は補償対象日の初日）

ウ 日本国内に住所を有する者

日本国内に住所を有する者とは、住民基本台帳に住民登録されている者（住民票が日本国内にある者）をいいます。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないものと判断します。

外国に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、下記のとおり国内居住要件の例外として取り扱います。

【国内居住要件の例外】

- ① 外国において留学をする学生
学生が、留学後に現地で就職する場合は、使用関係が生じた時点から例外要件を満たさなくなった(※)ものとして取り扱います。
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
ワーキングホリデー制度は、通常の就労ビザとは異なり、主として休暇を過ごす意図を有するものと位置づけられているため、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められます。
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、外国に赴任する組合員に同行する者と同様と認められる者
「出生」「婚姻」等の特別な事情により新たな身分関係が生じた結果、海外赴任に同行する者と同様に、海外赴任後に日本で生活することが予定されているなど、日本国内に生活の基礎があると認められる者が該当します。
- ⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※ 例外要件を満たさなくなった場合は被扶養者申告書を提出の上、認定取消手続が必要となります。

(2) 被扶養者の新規認定に係る提出書類

区分・続柄 提出書類	県費職員で扶養手当あり			県費職員で扶養手当申請中・扶養手当なし、県費以外の職員				
	配偶者	子	左記以外	配偶者	子		父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	左記以外の者 (組合員との同一世帯要件のある三親等内の親族)
					18歳未満	18歳以上		
被扶養者申告書(様式集P2)	○	○	○	○	○	○	○	○
認定すべき年月日がわかるもの (出生による認定の場合は提出不要) ※1	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の謄本又は抄本 (組合員との続柄が確認できるもの)				○	○	○	○	○
関係者の収入がわかるもの ※2			○	○	○	○	○	○
雇用保険受給資格者証の写し (受給資格者のみ、ハローワーク手続後に提出)	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養事情申立書(様式集P7) ※3			○			○ 学生は 在学証明書可	○	○
送金に関する申立書(様式集P6) (別居の場合) ※4							○ 通帳の写し を添付	
住民票 ※5		△ 海外居住者のみ		○	○	○	○	○
国民年金第3号被保険者関係届 (様式集P11) (20歳以上60歳未満の配偶者)	○*			○*				

*短期組合員の被扶養配偶者に係る国民年金第3号届の提出先は以下のとおり
 県費職員で小・中学校勤務者は県教委義務教育課に提出。
 県立学校勤務者は、一旦、共済組合に提出。(共済組合が医療保険者欄を記載し、所属所に返付)
 市費職員は各市の給与担当課に提出。

- 状況に応じて、上記以外にも、扶養事実を証する書類を提出していただく場合があります。
- 被扶養者申告書は、認定すべき事実が生じた日から30日以内に届出をしてください。
 30日を経過している場合、所属所長が当該申告書を受理した日から認定されます。

※1 認定すべき年月日がわかるもの

認定事由	提出書類の例	
子の出生	提出不要	
婚姻	戸籍の謄本又は抄本	
収入減	離職	退職辞令の写し・雇用保険被保険者離職票の写し・健康保険資格喪失証明書
	雇用形態の変更	雇用契約書の写し
	パート・アルバイト収入	給与支払証明書・月々の給与支給明細書の写し(支給額と支払日がわかるもの)
	事業所得・農業所得等	確定申告書及び収支内訳書の写し
	失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証の写し(受給終了の印字があるもの)

※2 関係者の収入がわかるもの

認定対象者	関係者	提出書類の例
配偶者	配偶者	関係者全員の所得証明書(15歳未満の子等は省略可) 認定対象者の ・給与支払見込証明書、給与支給明細書の写し ・確定申告書・収支内訳書の写し ・年金決定(改定)通知書の写し、 ・個人年金・財形年金の決定通知書の写し ・雇用保険の基本手当等の受給状況がわかる書類等
子	子、組合員及び配偶者	
父母	組合員世帯全員 及び 父母世帯全員	

※3 扶養事情申立書

組合員が扶養しなければならない事情等を詳しく記入してください。
 在学証明書に代える場合は、令和6年4月1日以降に証明されたものを提出してください。

※4 送金に関する申立書

送金方法は、金融機関への振込を原則とし、通帳の写し等を添付してください。
 やむを得ない事情で振込による送金ができない場合は、その理由を記載してください。

※5 住民票

国内居住者要件を満たしているかや、同居・別居の状況等を確認するために提出していただきます。
 国内居住要件については、住民票を国内に有していない方でも、以下の例外に該当する場合は、被扶養者として認められる場合がありますので、各事由に応じた書類を提出してください。

例外該当事由		添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する住居証明書等の写し
③	観光・保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	組合員が外国に赴任している間に、当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者	共済組合にお問い合わせください。

(3) 被扶養者の取消に係る提出書類

提出書類	備 考
被扶養者申告書(様式集P2)	右上の区分「取消」に○を記入。個人番号は記載しないこと。
被扶養者証	その他、限度額適用認定証等、交付されているものすべてを返納。
取消すべき年月日がわかるもの	就 職：勤務先の健康保険証の写し、就職証明書(就職日以降に証明されたもの)の写し等。内定通知書は不可。 収入超過：給与支払証明書(支給額と支払日がわかるもの)、給与支給明細書(過去4か月分)の写し、年金決定(改定)通知書の写し、確定申告書・収支内訳書の写し、雇用保険受給資格者証の写し 等 そ の 他：戸籍抄本、住民票等、取消理由及び取消年月日がわかるもの
国民年金第3号被保険者関係届(様式集P11)(20歳以上60歳未満の配偶者)	就職や勤務形態変更により、職場の健康保険・厚生年金に加入する場合は、 <u>提出不要。</u> 短期組合員の被扶養配偶者に係る届書の提出先は、認定の場合と同じ。

※ 遡って被扶養者の認定を取り消された場合、共済組合が負担している取消日以降の医療費(総医療費の7割・8割分、高額療養費)や附加給付等については、返納していただくことになります。被扶養者の収入状況は常に把握し、取消要件に該当したときは、速やかに取消の手続きを行ってください。

(4) 被扶養者の住所変更に伴う提出書類

提出書類	備 考
住所変更届(様式集P9-2)	組合員と同居している被扶養者は届出不要。 (組合員の住所に連動して更新)
国民年金第3号被保険者住所変更届(様式集P11-2)	国内に住民票を有し、住民票の住所変更手続きが済んでいる場合は、 <u>原則として届出不要。</u> 住民票以外の住所を書類の送付先として登録している場合は届出が必要。

(5) 国民年金第3号被保険者の届出

国民年金法において、厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の方については、国民年金の被保険者とされ、保険料を払う必要のない国民年金第3号被保険者となります。

なお、日本年金機構に対して行う届出については、共済組合又は事業主を経由して行うこととなります。

ア 届出の経由

組合員種別に応じて、共済組合等を経由して届出を行うこととなります。

- ① 一般組合員の被扶養配偶者：共済組合
 - ② 短期組合員の被扶養配偶者：当該短期組合員を使用する適用事業所の事業主
- いずれの場合も、被扶養者であることの医療保険者の証明は共済組合において行います。

イ 届出の範囲

区 分	届 出 事 由
資格取得	・被扶養配偶者が20歳(誕生日の前日)に達したとき
種別変更 1号又は2号 → 3号	・第2号被保険者であった配偶者が離職し、被扶養配偶者となったとき ・婚姻により被扶養配偶者となったとき ・配偶者の年収が扶養認定の基準額未満となり被扶養配偶者に認定されたとき ・第1号被保険者が組合員となったときに被扶養配偶者に該当する者がいたとき
種別確認 3号→3号	・公立学校共済組合以外の共済組合(地方職員共済、国家公務員共済等)の加入者又は厚生年金の被保険者から公立学校共済組合の組合員となった者に被扶養配偶者がいるとき ・短期組合員から一般組合員になった者に被扶養配偶者がいるとき ・一般組合員から短期組合員になった者に被扶養配偶者がいるとき
被扶養者配偶者でなくなったこと届出	・収入超過により、被扶養配偶者でなくなったとき ・離婚により、被扶養配偶者でなくなったとき (就職により厚生年金に加入したことで被扶養配偶者でなくなった場合は届出不要)
死 亡	・第3号被保険者が死亡したとき
氏名又は住所変更	・第3号被保険者の氏名又は住所に変更があったとき 次の①・②のいずれかに該当する場合に限り、届出の必要があります。 ① 日本年金機構が第3号被保険者の個人番号を保有していない場合 ② 住民票上の住所以外を書類の送付先としている場合
氏名等の訂正	・第3号被保険者の氏名・生年月日・性別等の記録が事実でないとき

ウ 届出手続について

[一般組合員]

共済組合を経由して、日本年金機構に届け出ることとなります。

① 種別変更、種別確認の届出

国民年金第3号被保険者関係届に必要事項を記入の上、認定申請書類と併せて、所属所を通じて共済組合に提出してください。

② 収入超過、離婚及び死亡により、被扶養配偶者でなくなった場合の届出

国民年金第3号被保険者関係届に必要事項を記入の上、取消申請書類と併せて、所属所を通じて共済組合に提出してください。

なお、配偶者自身も住所地の市区町村で第1号被保険者の手続が必要となります。

③ 住所変更の届出

国民年金第3号被保険者住所変更届に必要事項を記入の上、所属所を通じて共済組合に提出してください。

[短期組合員]

事業主から、日本年金機構に届け出ることとなります。

その場合も、被扶養者であることの医療保険者の証明は共済組合において行います。

[国民年金被保険者の種別]

種別	対 象 者	保 険 料
第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の者で第2号及び第3号被保険者に該当しない者 (農業従事者、自営業者、学生など)	自分で資格取得の手続きを行い、保険料を支払う
第2号被保険者	勤務先の厚生年金に加入している者	厚生年金の保険料を納入することにより自動的に支払う
第3号被保険者	厚生年金加入者(第2号被保険者)の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者	配偶者の加入している被用者年金保険者が拠出金として支払う

3 短期給付事業における個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携について

マイナンバー制度の創設による情報連携について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行により、平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されたことに伴い、平成30年7月から短期給付(医療保険)に係る事務において、個人番号を利用した情報連携(*)が始まりました。

情報連携が始まったことにより、地方公共団体や他の医療保険者は、当共済組合の組合員や被扶養者の方の資格情報や一部の給付情報などを照会できることとなり、地方公共団体等の窓口での医療保険資格の確認手続が省略できるようになりました。

当共済組合の短期給付事務においても、高額療養費の給付手続に必要な所得区分の確認等で、マイナンバーを利用した情報連携の運用を開始しています。

(*)マイナンバー制度の仕組みを利用して、同一人の情報を他機関との間でやりとりすること。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月からは、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、次のようなメリットがありますので、ぜひ、利用してみてください。

- ① 医療費を20円節約でき、自己負担額も低くなる。
- ② 処方された薬の情報や健康診断の結果が共有され、より良い医療を受けることができる。
- ③ 高額療養費制度における限度額適用認定証の申請・窓口提示が不要になる。

利用できる医療機関等の一覧については、厚生労働省ホームページに掲載されていますので、利用の際は、事前にご確認ください。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に利用登録が必要になります。マイナポータルで登録するほか、医療機関の顔認証付きカードリーダーでも登録ができます。

4 福祉医療費受給報告書の提出について

新たに福祉医療費受給者証の交付を受けたとき(新規採用者の資格取得に伴い組合員等が該当するに至った場合や、該当の被扶養者を新規認定した場合等を含む。)、転居等により住民票の住所地が変更になったとき、一部負担金の上限額が変更されたとき、受給資格が終了したときは、必ず共済組合に報告してください。

なお、毎年行う被扶養者の資格確認に併せて、福祉医療費の受給資格の確認をさせていただきますので、受給者証の更新の場合は、報告書を提出する必要はありません。

提出書類	備考
福祉医療費受給(変更・資格喪失)報告書(様式集P10)	
福祉医療費受給者証の写し	交付及び変更の場合に添付

福祉医療費助成制度とは、各自治体において、乳幼児、こども、ひとり親家庭及び重度心身障害者等を対象とした、保険診療による医療費の自己負担分を助成する制度です。(福祉医療費受給者証を医療機関の窓口で提示することで、助成を受けているもの。)

共済組合は、福祉医療費受給報告書に基づいて、レセプトにより自動給付する給付金の全部又は一部を停止しますので、報告書の提出遅れにより、既に給付金を支給したときは、給付金を返納していただく場合があります。

なお、受給資格終了の届出がない場合は、給付金の支給が停止されたままになることがありますのでご注意ください。

また、福祉医療費受給者証と併せて、他の公費医療を受けている場合で、さらに医療機関での窓口負担額があるときは、各自治体から医療費の払い戻しを受けられる場合があります。

5 標準報酬制

(1) 標準報酬制とは

① 標準報酬制の概要

共済組合の各事業等に係る掛金・負担金や、短期給付、厚生年金保険給付及び退職等年金給付等は、標準報酬及び標準期末手当等の額を基礎として算定されます。

標準報酬は、組合員が受ける「報酬」に基づき算定され、標準期末手当等の額は「期末手当等」に基づき算定されます。

組合員が受ける報酬は毎月異なりますが、掛金等の算定や各種給付の支給を迅速かつ適切に行うため、標準報酬は一定時点で決定、改定し、一定期間適用する方法がとられています。

② 報酬と期末手当等

ア 報酬

次の(ア)又は(イ)の区分に応じて、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる給料、手当等が「報酬」となります。

(ア) 地方自治法第204条の規定を受ける職員

同条第1項に規定する給料及び同条第2項に規定する手当のうち、期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの。

(イ) (ア)以外の職員

(ア)に準ずるもの。

イ 期末手当等

次の(ア)又は(イ)の区分に応じて、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる手当等が「期末手当等」となります。

(ア) 地方自治法第204条の規定を受ける職員

同条第204条に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、3月を超える期間ごとに支給される手当が該当します。

(イ) (ア)以外の職員

(ア)に準ずるもの。

③ 報酬の分類

報酬はその性質に応じて、固定的給与と非固定的給与に区分され、この区分は随時改定の要件の確認等に用いられます。

固定的給与及び非固定的給与の区分については、各地方公共団体の条例等に基づく給与支給の実態に鑑みて、給与支給機関が個別に判断しますが、区分の判断が困難な場合は、給与支給機関と共済組合が協議して判断することになります。

通貨で支給されるもの	固定的給与	基本給（給料表の給料月額）・給料の調整額・教職調整額（※1）・給料の特別調整額（管理職手当）・初任給調整手当・扶養手当・地域手当・特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）・へき地手当（これに準ずる手当を含む）・広域異動手当・住居手当・単身赴任手当・義務教育等教員特別手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・農林漁業普及指導手当・通勤手当（※2）等
	非固定的給与	特殊勤務手当（非常災害時等緊急業務手当・修学旅行等指導業務手当・対外運動競技等引率指導業務手当・部活動指導業務手当・入学試験業務手当・多学年学級担当手当・教育業務連絡指導手当等）（※3）・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・寒冷地手当等
現物で支給されるもの	固定的給与	食事（食券）・職員宿舎・通勤定期券（回数券）・被服（勤務服でないもの）等
	非固定的給与	不定期な業務等に提供される食事・宿舎等

報酬とならないもの

- ・3か月を超える期間ごと（年3回以下）に支給される賞与（期末手当、勤勉手当等）
- ・実費弁償的なもので出張旅費、赴任旅費、災害派遣手当（※4）等
- ・労務の対償とされない年金
- ・共済組合からの給付金（育児休業手当金、傷病手当金等）
- ・国（文部科学省）から支給される在勤手当
- ・退職手当（退職金）等

（※1）教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例等による加算額を含みます。

（※2）通勤手当が複数月（支給単位期間）分として一括して支給される場合は、1か月あたりの金額を算出して各月の報酬に算入します。各月分として算定された額に1円未満の端数が生じたときは、当該支給単位期間中における末月以外の月分として算定された額の端数金額はこれを切り捨て、切り捨てた額は当該支給単位期間中における末月分として算定される額に加算します（当該末月分として算定された額に加算した後の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げます。）。定期券、回数券、乗車証その他の有価物により現物支給される場合も同様に取扱います。

（※3）特殊勤務手当のうち、勤務実績に直接関係なく月等を単位として一定額が継続して支給されるものは固定的給与に該当します。

（※4）災害派遣手当には武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当等を含みます。

(2) 標準報酬の概要

① 標準報酬の決定・改定

ア 標準報酬の決定

- ・資格取得時決定 … 組合員の資格を取得したとき
- ・定時決定 … 毎年9月（当年4月から6月までの報酬に基づき、7月に決定。）

イ 標準報酬の改定

- ・随時改定 … 報酬に著しい変動等があった場合
- ・育児休業等終了時改定 … 育児休業等が終了し、休業前と比較して報酬が変動した場合
- ・産前産後休業終了時改定 … 産前産後休業が終了し、休業前と比較して報酬が変動した場合

ウ 短期組合員の標準報酬の決定・改定（適用拡大に伴う新たな取扱い）

(7) 短期組合員が一般組合員となった場合

長期給付に係る組合員資格を取得することとなるため、長期給付に係る標準報酬の資格取得時決定を行います。この場合、短期給付等の標準報酬についても、長期給付の資格取得時決定による標準報酬月額を参酌し、資格取得時決定と同様の方法により改定します。

(イ) 一般組合員が短期組合員となった場合

厚生年金保険（第1号厚生年金保険）の資格取得により、日本年金機構において資格取得時決定を行います。この場合、短期組合員の短期給付等の標準報酬についても、厚生年金保険法の規定により決定した標準報酬月額を参酌し、資格取得時決定と同様の方法により改定します。

(ウ) 短期組合員の短期給付等の標準報酬月額と厚生年金保険（第1号厚生年金保険）の標準報酬月額に差異が生じた場合

短期組合員を使用する事業主が、厚生年金保険法の規定により標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、同法に規定する標準報酬月額を参酌して当該短期組合員の短期給付等に係る標準報酬を改定します。

② 標準報酬の等級及び月額

標準報酬の等級及び月額は、報酬を元に算出する報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて、決定します。（標準報酬等級表（P16参照））

(3) 報酬月額の算定

報酬月額は、決定・改定事由ごとに、算定基礎月の報酬に基づき算定します。決定・改定事由ごとの報酬月額の算定方法において、給料の支払の基礎となった日数（支払基礎日数）が少ない月や欠勤や病気休職により低額の給与を受けた月等の取扱いが定められています。

① 算定基礎月

- ・定時決定 … 毎年4月～6月
- ・随時改定 … 固定的給与が変動した月から継続した3月間
- ・育児休業等終了時改定 … 育児休業等の終了日の翌日が属する月以後3月間
- ・産前産後休業終了時改定 … 産前産後休業の終了日の翌日が属する月以後3月間

② 支払基礎日数

ア 支払基礎日数とは

報酬支払の基礎となった日数をいい、通常の場合、暦日数から「週休日」及び「欠勤等の日数」を除いた日数となります。

○報酬月額の算定に必要な支払基礎日数の要件

勤務時間の要件	定時決定	随時改定	産休・育休終了時改定
短時間労働者（4分の3以上）	17日以上 17日以上のない場合は 15日以上	17日以上	17日以上 17日以上のない場合は 15日以上
短時間労働者（4分の3未満）	11日以上	11日以上	11日以上
上記以外	17日以上	17日以上	17日以上

- ・各地方公共団体の条例等に定められている「勤務を要しないとされている日」は含めません。ただし、祝日法による休日及び年末年始の休日は、「勤務時間が割り振られているが勤務を要しない日」となり、報酬の対象となるので、支払基礎日数に含めます。
- ・各地方公共団体の条例等において、週休日（通常の場合は土曜日及び日曜日）は「勤務時間を割り振らない日」とされているため、支払基礎日数に含めません。
- ・有給休暇で出勤しなかった日は支払基礎日数に含まれるため、実際の出勤日とは必ずしも一致しません。

イ 欠勤があった場合

(7) 当該月の欠勤について翌月の報酬で減額されるとき

翌月の支払基礎日数から、当該月の欠勤日を差し引いて算出します。

(イ) 時間を単位として欠勤したとき

欠勤した時間以外の給料は支給されるため、その日は支払基礎日数に含めます。

ウ 育児短時間勤務により勤務を要する日数が17日未満とされた者に報酬が支給される場合

承認を受けた育児短時間勤務について、aの日数がbの日数以上となる月については、保険者算定により、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を17日以上とみなして、報酬月額を算定します。

a 当該承認を受けた勤務形態により勤務した日数
b 当該勤務形態により当該月の初日から末日までの間に勤務するとした場合に勤務を要することとなる日数に4分の3を乗じて得た日数（1未満の端数は切上げ）

③ 休職等により報酬の全部又は一部が支給されない日が属する月

「報酬の全部が支給されない日」又は「報酬の一部が支給されない日」が属する月は、決定・改定事由ごとに、当該月の報酬を報酬月額に含めるかどうかの取扱いが定められています。（詳しくは、各決定・改定の説明のページを参照してください。）

ア 報酬の全部が支給されない日

欠勤、病気休職（無給）、育児休業等により、報酬の全部が支給されない場合が該当します。介護部分休業や介護時間のように、時間単位で給料の全額が支給されない場合も含まれます。

イ 報酬の一部が支給されない日

病気休職、研究休職等により、給料の一部のみが支給される場合が該当します。病気休職等の事由により給与条例等で支給割合が設定されるような、いわゆる低額の休職給（休職者給与）を受ける場合等が該当します。

○休職等の分類

報酬の全部が支給されない場合	<ul style="list-style-type: none"> 欠勤（1日単位でも時間単位でも） 介護休業（1日単位でも時間単位でも） 病気休職（無給） 育児休業 自己啓発等休業 配偶者同行休業 大学院就学休業 修学部分休業 介護時間 高齢者部分休業 職員団体への専従休職 労働組合休暇（無給） 懲戒による停職処分
報酬の一部が支給されない場合	<ul style="list-style-type: none"> 結核性疾患による休職（2年間、8割支給） 病気休職（1年間、8割支給） 刑事事件に関し起訴された場合（休職の期間中、6割以内支給） 研究休職（7割以内支給） 水難等により生死不明・所在不明による休職（公務外）（7割以内支給） 懲戒による減給処分
いずれにも該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 育児短時間勤務 部分休業（育児休業法等による） 諸手当が勤務実績により減額されて支給（従事日数により100%支給、50%支給など） 有給の休暇で1か月全日出勤していないため通勤手当や管理職手当が支給されない場合 月の初日に産前産後休業のため通勤手当が支給されない場合 病気休暇など基本給等は全額支給であるが、1か月全日勤務していないため通勤手当や管理職手当などが支給されない場合

○決定・改定事由ごとの取扱い（報酬月額の算定時に当該月を含めるかどうか。）

	定時決定／育児休業等終了時改定 ／産前産後休業終了時改定		随時改定	
	支払基礎日数		支払基礎日数	
	17日以上(注)	17日未満(注)	17日以上(注)	17日未満(注)
報酬の全部が支給されない日が属する月	含める	除く	含める	随時改定なし
報酬の一部が支給されない日が属する月	除く		含める	
上記以外（通常の日）	含める		含める	

(注)短時間労働者は5-(3)-②-7参照

④ 遡及して報酬が変更となった場合の取扱い

ア 発令誤りや誤支給等の事由により遡って報酬が変動した場合

標準報酬の決定・改定の後に、遡及して昇給・昇格が行われた場合や諸手当が遡及して支給された場合等、個別の事案により誤支給等が判明したときは、原則として遡及した時点に遡り、正しい報酬の額により標準報酬の見直しを行います。

ただし、次の給与改定等が遡及して行われた場合を除きます。

イ 給与改定等が遡及して行われた場合

給与条例の改正等による給与改定が遡及して行われた場合は、遡及して標準報酬の見直しは行わず、給与条例の改正後に差額調整が行われた月を変動月として、差額分を除いて随時改定を行います。

標準報酬等級表（令和4年10月以降）

等級			報酬月額		標準報酬 の月額	標準報酬 の日額
短期給付 等	退職等 年金給付	厚生年金 保険				
第1級	-	-	63,000円未満		58,000円	2,640円
第2級	-	-	63,000円以上	73,000円未満	68,000円	3,090円
第3級	-	-	73,000円以上	83,000円未満	78,000円	3,550円
第4級	第1級	第1級	83,000円以上	93,000円未満	88,000円	4,000円
第5級	第2級	第2級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	4,450円
第6級	第3級	第3級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	4,730円
第7級	第4級	第4級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	5,000円
第8級	第5級	第5級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	5,360円
第9級	第6級	第6級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	5,730円
第10級	第7級	第7級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	6,090円
第11級	第8級	第8級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	6,450円
第12級	第9級	第9級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	6,820円
第13級	第10級	第10級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	7,270円
第14級	第11級	第11級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	7,730円
第15級	第12級	第12級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	8,180円
第16級	第13級	第13級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	8,640円
第17級	第14級	第14級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	9,090円
第18級	第15級	第15級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	10,000円
第19級	第16級	第16級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	10,910円
第20級	第17級	第17級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	11,820円
第21級	第18級	第18級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	12,730円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	13,640円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	14,550円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	15,450円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	16,360円
第26級	第23級	第23級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	17,270円
第27級	第24級	第24級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	18,640円
第28級	第25級	第25級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	20,000円
第29級	第26級	第26級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	21,360円
第30級	第27級	第27級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	22,730円
第31級	第28級	第28級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	24,090円
第32級	第29級	第29級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	25,450円
第33級	第30級	第30級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	26,820円
第34級	第31級	第31級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円	28,180円
第35級	第32級	第32級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	29,550円
第36級	-	-	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,910円
第37級	-	-	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	32,270円
第38級	-	-	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	34,090円
第39級	-	-	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	35,910円
第40級	-	-	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	37,730円
第41級	-	-	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	40,000円
第42級	-	-	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	42,270円
第43級	-	-	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	44,550円
第44級	-	-	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	46,820円
第45級	-	-	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	49,550円
第46級	-	-	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	52,270円
第47級	-	-	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	55,000円
第48級	-	-	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	57,730円
第49級	-	-	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,450円
第50級	-	-	1,355,000円以上		1,390,000円	63,180円

※「標準報酬の月額」の下限額と上限額について

	下限額	(報酬月額)	上限額	(報酬月額)
短期給付等	58,000円	63,000円未満	1,390,000円	1,355,000円以上
退職等年金給付	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上
厚生年金保険	88,000円	93,000円未満	650,000円	635,000円以上

(4) 定時決定

① 概要

共済組合は、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3月間の報酬の平均により、標準報酬を決定します。この決定を「定時決定」といいます。

② 対象者

毎年7月1日において、現に組合員である者が対象となります。（休業(休職)中である組合員、欠勤している組合員も定時決定の対象となります。）

ただし、次に該当する者は、その年の定時決定の対象となりません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者
- ・7月から9月までのいずれかの月から随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定が行われる者又は改定が行われる予定の者

③ 報酬月額算定

ア 算定基礎月

7月1日前の3月間（4月から6月まで。同日に継続した組合員であった期間に限ります。）。
ただし、支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）である月は除きます。

イ 報酬月額

算定基礎月に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額とします。（円位未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

- ・3月分以前の報酬の遅配分を受け、又は遡った昇給、昇格等により、数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬以外の報酬を受けた場合には、その差額については、これらの期間における報酬としては取り扱いません。
- ・3月分以前の報酬に係る減額がある場合は、当該減額がないものとして算出します。
- ・月の途中の資格取得により、1か月分の報酬が支払われなかった月があるとき、当該月の支払基礎日数にかかわらず、当該月の報酬は除いて報酬月額を算定します。
- ・欠勤、無給休職により、「報酬の全部が支給されない日」が属する月であっても、支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）であれば当該月を含めますが、病気休職等により「報酬の一部が支給されない日」が属する月がある場合は支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）であっても含めずに算定します。

④ 標準報酬の決定と適用時期

ア 標準報酬の決定

上記報酬月額により、標準報酬を決定します。

イ 適用時期

決定後の標準報酬は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬となります。

⑤ 保険者算定①（各月とも支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）の場合等）

定時決定において、以下に該当する場合は保険者算定を行うこととされています。

ア 4月から6月までの各月とも報酬の支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）である場合

従前報酬月額をその者の報酬月額として、定時決定を行います。

イ 4月から6月までのいずれかの月に「報酬の一部が支給されない日」の属する月がある場合

当該月の支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）であっても、その月を除いて報酬月額を算出します。

- ・「報酬の一部が支給されない場合」とは、いわゆる低額の休職給（休職者給与。休職により、8割支給になる場合等が該当。）を受けている場合等が該当します。
- ・育児部分休業の取得により報酬の一部が支給されない場合は、「「報酬の一部が支給されない日」が属する月がある場合」には該当しません。

ウ 4月から6月までの各月が「報酬の一部が支給されない日」である場合

従前報酬月額をその者の報酬月額として、定時決定を行います。

⑥ 保険者算定②（業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合）

業務の性質上、算定基礎月が繁忙期又は閑散期にあたり、通常の方法により報酬月額を算定を行うことが著しく不当であるときで、次のいずれにも該当する場合は、厚生年金保険の取扱いに準じて保険者算定を行うことができます。

この場合の標準報酬は「前年の7月から当年の6月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」により決定します。

この方法により、保険者算定を行う場合は、当該所属所の申立書及び組合員の同意書が必要となります。

- | |
|---|
| a 当年の4月から6月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までに受けた報酬（注）の月平均額（1円未満の端数は切捨て）から算出した標準報酬月額の間に、2等級以上の差が生じている。 |
| b 当該差が業務の都合上、例年発生することが見込まれる。 |

（注）「前年の7月から当年の6月までに受けた報酬」は次のとおり取り扱います。

- i 支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）である月は除いて算定します。
- ii 上記 i に該当した月を除いた後の月数は、少なくとも前年7月から当年3月までの間に1月、当年4月から6月までの間に1月の併せて2月以上必要です。

⑦ 保険者算定③（産前産後休業により報酬額が著しく低くなる場合）

4月から6月までの間に産前産後休業を取得したことで、通常の方法により報酬月額の算定を行うことが著しく不当であり、次に掲げる要件を満たすときは、保険者算定を行うことができます。

この場合の標準報酬は、「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額（当該組合員が現に属する組合により定められたものに限ります。）の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額」により決定します。

なお、当該保険者算定は、組合員本人からの申出があった場合に限り、実施できることとなります。

次の a が b を2等級以上下回ること。

- | |
|---|
| a 産前産後休業を取得する4月から6月までに受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額 |
| b 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額（当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。）の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額 |

- ・当該保険者算定は、令和4年度以降の定時決定から実施できます。
- ・次の場合は対象となりません。
 - ・雇用保険法の適用を受ける場合
 - ・直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合

⑧ 事務処理

- ・給与支給機関は、対象者の報酬月額の算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬定時決定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

(5) 資格取得時決定

① 概要

共済組合は、組合員の資格を新たに取得したときは、標準報酬を決定します。この決定を「資格取得時決定」といいます。

② 対象者

新たに組合員の資格を取得した者が対象になりますが、次の場合も資格取得時決定の方法により標準報酬を決定します。

- ・ 他の地方公務員共済組合から転入した場合
- ・ 国家公務員共済組合から引き続き地方公務員として採用され、公立学校共済組合の組合員となった場合
- ・ 短期組合員が一般組合員となった場合（詳細は5-(2)-①-ウ-(ア)参照)
- ・ 一般組合員が短期組合員となった場合（詳細は5-(2)-①-ウ-(イ)参照)
- ・ 短期組合員の短期給付等の標準報酬月額と厚生年金保険（第1号厚生年金保険）の標準報酬月額に差異が生じた場合（詳細は5-(2)-①-ウ-(ウ)参照)
- ・ 定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任された場合
- ・ 定年引上げに伴い、俸給月額7割措置を講じることとされた場合
- ・ 定年退職者等の再任用に関する経過措置に該当し、フルタイム再任用職員となった場合

③ 報酬月額の算定

資格を取得した日現在の報酬の額を報酬月額とします。

報酬は、その者が月の初日に資格を取得したとしたならば受けるべき報酬及び同様の職務に従事する職員の報酬等を考慮した額となります。

- ・ 月の途中で資格取得したことにより、条例等により資格取得月分の手当が支給されない場合であっても、当該手当を含めて算定します。
- ・ 本人の手続きの遅れにより資格取得月の住居手当、扶養手当等が支給されなかった場合、当該支給されなかった手当は報酬に含めずに算定します。当該手当については、支給が開始された月を固定的給与に変動があった月として随時改定の対象になるかどうかを判断することになります。

④ 標準報酬の決定と適用時期

ア 標準報酬の決定

上記報酬月額により、標準報酬を決定します。

イ 適用時期

決定後の標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の8月31日まで（6月1日から12月31日までの間に資格を取得した者については、翌年の8月31日まで）の標準報酬となります。

⑤ 事務処理

- ・ 給与支給機関は、対象者の報酬月額の算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬新規・転入基礎届」を共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・ 共済組合又は給与支給機関は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

(6) 随時改定

① 概要

共済組合は、組合員の報酬の額に著しく高低が生じたとき、標準報酬を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

② 対象者

次のaからcまでの要件をすべて満たした者が随時改定の対象となります。

- a 昇給、降給等により「前月に対し当月の固定的給与に変動」があること又は「給与体系の変更」があること（注1）
- b 変動月から継続した3月間の各月の支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）であること
- c 「変動月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「従前標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（注2）

(注1) ・ 欠勤、休職等により「報酬の全部又は一部が支給されない場合」は、固定的給与の変動には該当しません。

- ・ 給与体系の変更は、固定的給与の変動と同様に、aに該当します。非固定的給与のみが変動する場合はaに該当しませんが、非固定的給与に該当する手当の新設、廃止、手当額の改正が行われた場合等はaに該当します。
- ・ 休業、休職等に伴い、当該期間の手当が支給されない場合、手当額自体は変動してないので、aに該当しません。
- ・ 育児による部分休業により、毎月の給与の額が変動することは、aに該当します。
- ・ 育児短時間勤務は、承認された勤務の形態による給料が支払われるため、育児短時間勤務の開始又は終了はaに該当します。

(注2) ・ 「固定的給与の変動」の場合、固定的給与の増額・減額と、変動月から継続した3月間の報酬の平均額の増額・減額が一致しない場合は、随時改定の対象となりません。ただし、非固定的給与について、「給与体系の変更」があった場合は、増額・減額の一致を考慮する必要はありません。

③ 報酬月額の算定

ア 算定基礎月

変動月から継続した3月間となります。

- ・ 月の途中で固定的給与の変動があった場合は、変動後の給与が実績として1か月分確保された月を固定的給与変動が報酬に反映された月として扱い、それ以後3月間に受けた報酬を計算の基礎として随時改定の判断を行います。
- ・ 休職等により報酬の全部又は一部が支給されない期間において、固定的給与の変動があった場合は、休職等が終了して、通常の支給がなされることとなった月を当該固定的給与の変動月として取り扱います。

イ 報酬月額

算定基礎月に受けた報酬の総額を3で除して得た額を「報酬月額」とします。（円位未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

- ・ 算定基礎月に「報酬の全部又は一部が支給されない日」が属する月がある場合であっても、支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-7参照）であれば、当該月の報酬を含めて算定します。

④ 標準報酬の改定と適用時期

ア 標準報酬の改定

上記報酬月額により、標準報酬を改定します。

イ 適用時期

改定後の標準報酬は、変動月から継続した3月間の翌月の初日から改定され、その年の8月31日まで（7月から12月に改定された場合は翌年の8月31日まで）の標準報酬となります。

⑤ 保険者算定①（遡及して給与改定が行われた場合）

遡って給与改定が行われたこと等による給与の遡及改定があった場合、差額調整が行われた月を変動月として差額分を除いて随時改定を行います。

- ・ 組合員の個別の事案により給与が変更された場合は、該当しません。

⑥ 保険者算定②（業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合）

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で、通常の方法により報酬月額算定を行うことが著しく不当で下記アに掲げる要件を満たすときは、厚生労働省の取扱いに準じた保険者算定を行うことができます。この方法により、保険者算定を行う場合は、所属所の申立書及び組合員の同意書が必要となります。

ア 要件

通常の随時改定の要件を満たし、次のaからcまでに該当する場合、保険者算定により「昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額」を報酬月額として、随時改定を行うことができます。

- a 次の i と ii との間に2等級以上の差があること。（注1）
 - i 通常の随時改定による標準報酬
昇給（降給）月以後の継続した3か月間の報酬の平均額で算定した標準報酬
 - ii 年間平均額の標準報酬
昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額を報酬月額として算定した標準報酬
- b 上記 a の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。（注2）
- c 従前標準報酬の等級と年間平均額の標準報酬の等級との間に1等級以上の差があること。

注1 この保険者算定は例年特定の時期に残業が多くあるなど、非固定的給与が通常の時期より多く支払われた場合等について措置されたものであり、単に固定的給与が大きく増減し、i と ii の間に2等級以上の差が生じる場合は保険者算定の対象外となります。

注2 業務や職務の特性上、基本的に特定の3か月が繁忙期に当たるため、当該期間中の超過勤務手当等が他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として例年季節的な報酬変動が起こることが想定されることをいいます。

イ 留意点

- ・年間平均額の標準報酬の算定対象に含める月の取扱いは、次のとおりです。
 - 支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）の月は含めます。
 - 支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）の月は含めません。
 - 報酬の一部が支給されない月（低額の休職給を受けた月等）は含めません。
- ・年間平均額の標準報酬の算定の対象となる月は、「昇給（降給）月以後の継続した3か月」以外に、少なくとも1か月以上あることが必要です。また、組合員資格を取得して1年未満の者についても対象となります。
- ・「昇給（降給）月前の継続した9か月又は昇給（降給）月以後の継続した3か月までの間」に保険者算定の要件を満たす部署に異動した場合は、同期間に異動前の部署で受けた報酬も含めて報酬月額を算定します。

⑦ 事務処理

- ・給与支給機関は、対象者の報酬月額算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬随時改定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

(7) 育児休業等終了時改定

① 概要

育児休業等の終了後に報酬が変動したとき、組合員が組合に申出を行うことにより、標準報酬を改定することができます。この改定を「育児休業等終了時改定」といいます。

② 対象者

以下の要件をすべて満たした者が、育児休業等終了時改定の対象となります。

- ・ 育児休業等を終了した組合員であること
- ・ 当該育児休業等を終了した日において、当該育児休業に係る3歳未満の子を養育していること
- ・ 共済組合に育児休業等終了時改定の申出を行ったこと
- ・ 育児休業等を終了した日の翌日において、産前産後休業（注1）を開始していないこと（注2）

（注1） 出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいいます。

（注2） 育児休業等を終了した日の翌日に、条例等により、注1に定義する産前産後休業よりも早い時期から産前産後休業を開始した場合や育児休業等の終了日の翌々日以後に産前産後休業を開始した場合も該当します。

③ 報酬月額算定

ア 算定基礎月

育児休業等が終了した日の翌日が属する月以後の3月間（育児休業等を終了した日の翌日において継続して組合員であった期間に限る。）となります。

ただし、支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）である月は除いて算定します。

- ・ 算定基礎月の支払基礎日数がいずれも17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）の場合、育児休業等終了時改定は行いません。
- ・ 「報酬の全部が支給されない日」の属する月がある場合、当該月の支払基礎日数が17日以上であれば、算定基礎月に含めます。
- ・ 「報酬の一部が支給されない日」の属する月がある場合、支払基礎日数に関わらず、当該月は除いて算定します。

イ 報酬月額

算定基礎月に受けた報酬の総額を、その期間の月数で除して得た額を報酬月額とします。

④ 標準報酬の改定と適用時期

ア 標準報酬の改定

上記報酬月額に基づく標準報酬の等級が、組合員の標準報酬の等級と比べて1等級以上の差があるときに、標準報酬を改定します。

イ 適用時期

改定後の標準報酬は、育児休業等の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等が終了した日の翌日が属する月以後の3月間の翌月）から改定され、その年の8月31日まで（7月から12月までに改定された場合は翌年の8月31日まで）の標準報酬となります。

⑤ 事務処理

【県費職員】

- ・ 給与支給機関は対象者の報酬月額の算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬育児休業等終了時改定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、該当組合員へ育児休業等終了時改定の対象者である旨を連絡します。
- ・ 育児休業等終了時改定を希望する組合員は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて、共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・ 給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

【県費職員以外】

- ・ 育児休業等終了時改定を希望する組合員は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて、共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、給与支給機関へ申出があった旨を連絡します。
- ・ 給与支給機関は対象者の報酬月額の算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬育児休業等終了時改定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・ 給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

(8) 産前産後休業終了時改定

① 概要

産前産後休業（注）の終了後に報酬が変動したとき、組合員が組合に申出を行うことにより、標準報酬を改定することができます。この改定を「産前産後休業終了時改定」といいます。

（注）出産の日（出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいいます。

② 対象者

以下の要件をすべて満たした者が、産前産後休業終了時改定の対象となります。

- ・ 産前産後休業を終了した組合員であること。
- ・ 当該産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育していること。
- ・ 共済組合に産前産後休業終了時改定の申出を行ったこと。
- ・ 産前産後休業を終了した日の翌日において、育児休業等を開始していないこと。

③ 報酬月額算定

ア 算定基礎月

産前産後休業が終了した日の翌日が属する月以後の3月間（産前産後休業を終了した日の翌日において継続して継続した組合員であった期間に限る。）となります。

ただし、支払基礎日数が17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）である月は除きます。

- ・ 算定基礎月の支払基礎日数がいずれも17日未満（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）の場合、産前産後休業終了時改定は行いません。
- ・ 「報酬の全部が支給されない日」の属する月がある場合、当該月の支払基礎日数が17日（短時間労働者は5-(3)-②-ア参照）以上であれば、算定基礎月に含めます。
- ・ 「報酬の一部が支給されない日」の属する月がある場合、支払基礎日数に関わらず、当該月は除いて算定します。

イ 報酬月額

算定基礎月に受けた報酬の総額を、その期間の月数で除して得た額を報酬月額とします。

④ 標準報酬の改定と適用時期

ア 標準報酬の改定

上記報酬月額に基づく標準報酬の等級が、組合員の標準報酬の等級と比べて1等級以上の差があるときに、標準報酬を改定します。

イ 適用時期

改定後の標準報酬は、産前産後休業の終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月（産前産後休業が終了した日の翌日が属する月以後の3月間の翌月）から改定され、その年の8月31日まで（7月から12月までに改定された場合は翌年の8月31日まで）の標準報酬となります。

⑤ 事務処理

【県費職員】

- ・ 給与支給機関は対象者の報酬月額算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、該当組合員へ産前産後休業終了時改定の対象者である旨を連絡します。
- ・ 産前産後休業終了時改定を希望する組合員は、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて、共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・ 給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

【県費職員以外】

- ・ 産前産後休業終了時改定を希望する組合員は、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて、共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、給与支給機関へ申出があった旨を連絡します。
- ・ 給与支給機関は対象者の報酬月額算定、標準報酬の等級への当てはめを行い、「標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届」を共済組合に提出します。
- ・ 共済組合は、標準報酬の決定を行い、給与支給機関へ連絡します。
- ・ 給与支給機関又は共済組合は、組合員へ標準報酬の通知を行います。

(9) 3歳未満養育特例

① 3歳未満養育特例とは

標準報酬制では、同居する3歳未満の子を養育している組合員が、共済組合に申出をしたときは、その者の標準報酬の月額が当該子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額（以下「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、厚生年金給付及び退職等年金給付を計算する特例（以下「特例」という。）が設けられています。

この特例は、育児休業等終了時改定だけでなく、定時決定や随時改定が行われた場合でも、対象となります。

なお、この特例は、3歳未満の子を養育中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や退職等年金給付が低くなることを避けるための措置であり、短期給付（育児休業手当金、傷病手当金、介護休業手当金等）の算定の基礎となる標準報酬月額に対する適用はありません。

また、この特例を適用するために追加の掛金（保険料）の負担は必要ありません。

※ 男性組合員も申出することができます。

※ 申出時点から2年間は遡及適用が認められます。

※ 短期組合員（第1号厚生年金被保険者）については、日本年金機構に所定の様式により申出をすることになります。

② 手続

【特例を受けるとき】

○提出書類

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（様式集P42）

○添付書類

ア 組合員と子の身分関係が確認できる書類

- ・ 戸籍謄（抄）本、又は戸籍記載事項証明書（組合員と子の続柄が確認できるもの）
※ 共済組合で実子・養子を被扶養者として認定した場合、育児休業掛金免除・育児休業手当金を申請した場合等、親子関係が確認できている場合は省略

イ 養育開始日及び同居が確認できる書類

- ・ 住民票（組合員と子の記載があるもの）

※ 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に子の個人番号の記入がある場合、当共済組合は子の個人番号を利用した情報連携により地方自治体等に住民票関係情報を照会することができるため、住民票の添付を省略することができます。

> 子の個人番号が未記入であっても住民票が添付されている場合は書類不備としません。なお、子の個人番号が未記入かつ住民票が添付されていない場合は書類不備とします。

> 当共済組合が情報連携により照会した結果、特殊事情やエラー等のため、必要な情報を取得できないことが判明した場合、申出者に対し住民票の提出を求めることがあります。

注) 添付書類は原本としますが、他の手続きで共済組合に提出している場合は写しを可とします。

提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出してください。

なお、住民票については「養育の特例を開始した日」以降に発行されたものを提出してください。

- 提出時期
 - ・ 女性の組合員で実子を養育している場合
育児休業終了時（育児休業をしない場合は産前産後休業終了時）
 - ・ 女性の組合員で養子等を養育している場合
養育開始時点（育児休業をする場合は育児休業終了時）
 - ・ 男性の組合員の場合
養育開始時点（育児休業をする場合は育児休業終了時）
 - ・ 3歳未満の子を養育し、当該子を出生した月の前月または当該月前1年以内に組合員であった者が資格取得したとき
 - ・ 別居（単身赴任を含む）していた子と同居することとなったとき

産前産後休業・育児休業により掛金免除の対象となる期間は特例の対象外となります。

【特例に該当しなくなったとき】

- 提出書類
「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」（様式集P43）（添付書類不要）
- 提出時期
次のいずれかに該当することとなったとき
 - ・ 当該子以外の子を養育することとなったとき
 - ・ 当該子を養育しなくなったとき（死亡、養子縁組解消、別居（単身赴任を含む））
 - ・ 産前産後休業・育児休業により掛金免除となったとき（他の子の産前産後休業・育児休業の承認や当該子の育児休業の再承認を受けたとき）

6 財源（掛金・負担金等）

共済組合の短期給付（医療給付等）、福祉事業（特定健診や人間ドック等）及び退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金と事業主（地方公共団体等）の負担金で賄うこととされており、掛金は事業主が組合員に支給する給料及び期末手当等から控除し、共済組合に払い込むこととされています。

また、厚生年金保険給付や介護保険の保険料も事業主が組合員に支給する給料及び期末手当等から控除し、共済組合に払い込むこととされています。

(1) 掛金の算定方法

区分	算定式
給料	標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金（円未満切り捨て）
期末手当等	標準期末手当等の額（千円未満切り捨て） × 掛金率 = 掛金（円未満切り捨て）

※[厚生年金保険給付に係る保険料の算定方法]

①組合員保険料を算出する

標準報酬月額（標準期末手当等の額） × 保険料率 ÷ 2（円未満切り捨て）

②給与支給機関において納付すべき保険料額を算出する

標準報酬月額（標準期末手当等の額）の総額 × 保険料率（円未満切り捨て）

③事業主負担分を算出する

給与支給機関における保険料額(②) - 組合員保険料の合計額(①の合計)

(2) 標準報酬月額及び標準期末手当等の額の下限額及び上限額（令和4年10月以降）

区分	標準報酬月額		標準期末手当等の額の上限額
	下限額	上限額	
短期給付等	58,000円	1,390,000円	年度の累計が5,730,000円
退職等年金給付	88,000円	650,000円	1月あたり1,500,000円
厚生年金	88,000円	650,000円	

(3) 組合員種別ごとの財源率

(令和6年4月1日現在)

(単位:千分率)

区分	組合員種別	地方公共団体						公立大学法人				任意継続					
		一般組合員、 特別職一般組合員	船員 一般組合員	後期高齢 一般組合員	短期組合員、 特別職短期組合員	船員 短期組合員	後期高齢 短期組合員	公益法人等派遣先団体	職員団体	一般組合員、 特別職一般組合員	後期高齢 一般組合員		短期組合員、 特別職短期組合員	後期高齢 短期組合員			
短期 ※1	掛金	48.01	46.36	5.00	48.01	46.36	5.00	48.01	48.01	48.01	48.01	5.00	48.01	5.00	48.01	5.00	93.20
	負担金	48.01	49.66	5.00	48.01	49.66	5.00	48.01	48.01	48.01	48.01	5.00	48.01	48.01	48.01	5.00	-
	育休・介休 公的負担 ※3	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	※6	-	-	-
短期 給付	掛金	7.96	7.96	-	7.96	7.96	-	7.96	7.96	7.96	7.96	-	7.96	7.96	7.96	-	15.92
	負担金	7.96	7.96	-	7.96	7.96	-	7.96	7.96	7.96	7.96	-	7.96	7.96	7.96	-	-
厚生年金 保険	保険料 ※4	183.00	183.00	-	-	-	-	-	-	-	183.00	-	183.00	-	-	-	-
	基礎年金 公的負担 ※5	39.6	39.6	-	-	-	-	-	-	-	39.6	-	39.6	39.6	-	-	-
退職等 年金	掛金	7.5	7.5	7.5	-	-	-	-	-	-	7.5	-	7.5	7.5	-	-	-
	負担金	7.5	7.5	7.5	-	-	-	-	-	-	7.5	-	7.5	7.5	-	-	-
経過的 長期	公務等給付 負担金	0.0953	0.0953	0.0953	-	-	-	-	-	-	0.0953	-	0.0953	0.0953	-	-	-

・特別職とは、地方公務員法第3条第3項の適用職員
 ・後期高齢とは、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者となる者(65歳以上75歳未満の者で一定の障害状態にある後期高齢者医療制度の被保険者となる者を含む)
 ※1 福祉事業分を含む
 ※2 40歳以上65歳未満が対象/日本国内に住所を有しない者は対象外
 ※3 育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担率
 ※4 保険料は、本人負担分と事業主負担分を合わせた率(本人負担分は保険料率÷2)/70歳以上の者は対象外
 ※5 基礎年金拠出金等に係る公的負担率/70歳以上の者は対象外
 ※6 地方公共団体が負担

(4) 掛金の算定にかかる取扱い

ア 毎月の掛金

- ・標準報酬月額が算定の基礎となります。
- ・欠勤や休職等で、給料の全部又は一部が支給されない場合でも、掛金の日割りや減額はありませぬ。
- ・月の途中において組合員の資格を取得した場合、その月の掛金は徴収します。
- ・月の途中において組合員の資格を喪失した場合、その月の掛金は徴収しません。
- ・組合員の資格を取得した日の属する月に組合員の資格を喪失した場合、その月の掛金は徴収します。

イ 期末手当等の掛金

- ・標準期末手当等の額（期末手当、勤勉手当の合算額の千円未満切り捨て）が算定の基礎となります。
- ・期末手当等の支給日の属する月の末日において組合員の資格を喪失している場合は、掛金は徴収されませぬ。
ただし、他の公務員共済組合へ転出する場合、資格喪失月に支給された期末手当等の掛金は徴収されます。

ウ 産前産後休業期間中の掛金の特例

産前産後休業（※）の承認を受けている組合員の掛金は、本人からの申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から、産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について、免除されます。（期末手当等に係る掛金の取扱いも同様です。）

※「産前産後休業」とは

出産の日（出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産前産後休業の予定日後56日までの間で、妊娠又は産前産後休業に関する事由を理由として勤務に服さない期間（特別休暇の産前産後休業とされた期間）をいいます。

<手続き>

【産前産後休業の承認を受けた時】

- 提出書類： 「産前産後休業掛金免除申出書」（様式集P37）
- 添付書類： ・産前産後休業の期間が分かる書類
（休業簿の写し、特別休暇申請書の写し等）
- ・産前産後休業の予定日が分かる書類
（母子健康手帳の写し、妊娠証明書の写し等）

【出産後】

- 提出書類： 「産前産後休業掛金免除変更申出書」（様式集P37）
- 添付書類： ・産前産後休業の変更後の期間が分かる書類
（休業簿の写し、特別休暇申請書の写し等）
- ・産前産後休業の予定日が分かる書類
（母子健康手帳の写し、出生届受理証明書の写し、産前産後休業請求書の写し（医師の証明がある場合に限る）等）

エ 育児休業中の掛金の特例（令和4年10月以降の取扱い）

育児休業の承認を受けている組合員の掛金は、本人からの申出により、次の区分に応じて、免除されます。ただし、育児休業の期間が1月以下である場合、期末手当等の額に係る掛金は免除されませぬ（例3及び例4参照）。

なお、組合員が連続する二以上の育児休業をしている場合（前後の育児休業の間に勤務した日がない場合に限る）については、その全部を一つの育児休業とみなします。

○育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合

→育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について掛金が免除されます（例1参照）。

○育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一でかつ、当該月における育児休業の日数が14日以上の場合
→当該月の掛金が免除されます（例2参照）。

<手続き>

【育児休業の承認を受けた時】

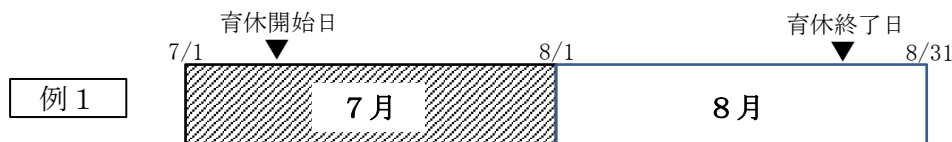
提出書類： 「育児休業等掛金等免除申出書」（様式集P38）

添付書類： 辞令の写し

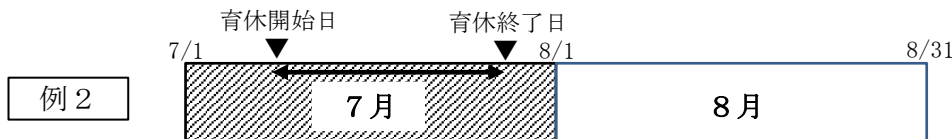
【育児休業の期間が変更になったとき】

提出書類： 「育児休業等掛金等免除変更申出書」（様式集P39）

添付書類： 辞令の写し

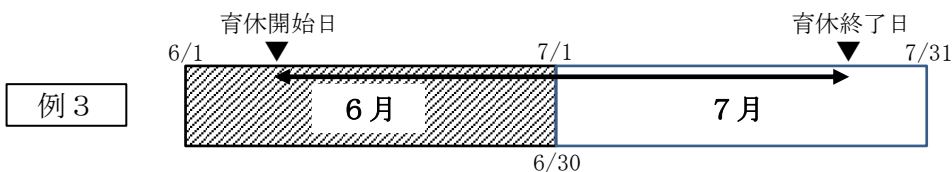


【7月分の掛金が免除】



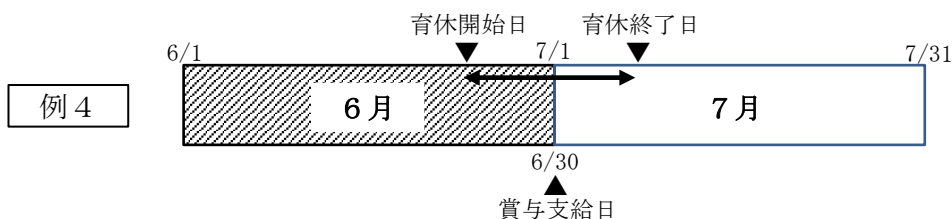
7月に14日以上育休を取得していれば、7月分の掛金が免除されます。

【7月分の掛金が免除】



1か月を超えて育休を取得していれば、6月分の賞与にかかる掛金が免除されます。

【6月例月分及び6月賞与分の掛金が免除】



育休の期間が1か月を超えない場合、6月分の賞与にかかる掛金は免除されません。

【6月例月分のみ掛金が免除】

《 互助会 》

1 会員資格

(1) 一般会員

共済組合員	正規職員、フルタイム再任用職員 ※以下、正規職員	共済組合員となった日
	臨時的任用職員、フルタイム会計 年度任用職員 ※以下、臨時的任用職員等	共済組合員となった日（希望制）
共済組合員以外	加入申込書提出後、評議員会で承認された日	

(2) 退職互助部会員

現職会員	正規職員	一般会員のうち、35歳以上の者
	臨時的任用職員等	（現職会員制度は適用されません。）
特別会員	正規職員	現職会員が55歳以上で退職し、規定の掛金を完納したとき
	臨時的任用職員等	一般会員が55歳以上で退職し、規定の掛金を一括して納入したとき

2 財源（掛金）

互助会は、主として会員が負担する掛金及び資産運用による利息収入をもって運営されています。

[掛金率と納入期間]

事業区分	掛金率	職の区分	納入期間
一般	給料月額 × 1/ 100	正規職員	採用から資格喪失するまで
		臨時的任用職員等	加入日から資格喪失するまで
退職互助部	給料月額 × 3/1000	正規職員	36歳から30年間（360月）分 ※ 退職時にこの月数に満たない場合、不足月数分を一括納入
		臨時的任用職員等	一括納入

※給料月額＝基本給＋調整額＋教職調整額

3 掛金の算定

■毎月（一般・退職互助部共通）

(1) 掛金は、月の初日の給料が算定の基礎となります。

ア 月の途中において会員の資格を取得した場合・・・その月の掛金は徴収

イ 月の途中において会員の資格を喪失した場合・・・その月の掛金は徴収

(2) 特例として、次の場合の掛金は免除されます。（提出書類は不要）

ア 傷病等により無給となる時 : 無給期間の属する月（P44参照）

イ 育児休業をしたとき : 給料の全部が支給されない月（P34参照）

ウ 介護休暇を取得したとき : 給料の全部が支給されない月（P35参照）

■一括払掛金（退職互助部）（P72参照）

(1) 正規職員

掛金は、30年間（360月）分が必要となりますが、退職時にこの月数に満たない場合、残りの月数分を一括納入する必要があります。

(2) 臨時的任用職員等

給料月額に応じ、等級表に定める額を退職時に一括納入する必要があります。

互助会とは・・・

一般財団法人山口県教職員互助会は、山口県条例（職員の互助会に関する条例）に基づき会員の相互扶助のために組織された団体で、職員やその家族の生活の安定と福祉の充実を図るとともに、教育の向上を目的としています。

2 結婚したとき

《 互助会 》

○ 会員が結婚したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・ 結婚祝金 40,000円	・ 結婚祝金請求書	・ 戸籍抄本等、婚姻の事実がわかる書類（写）	現職者のページ（給付事業）

※ 再婚の場合も給付対象

※ 事実上婚姻関係と同様の事情による場合及び会員期間が3年以上で婚約が決定して退職した場合も給付対象

3 出産したとき

《 共済組合 》

○ 組合員又は被扶養者である家族が出産したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・ 出産費又は家族出産費 500,000円 ※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円	《 直接支払制度利用 》 ・ 出産費等請求書 ※ 医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。 ・ 出産費等内払金支払依頼書	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写) ・ 合意文書（写）	P28 P28-3
・ 出産費附加金又は家族出産費附加金 50,000円	《 受取代理制度利用 》 ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※ 出産予定日の2か月前に提出	・ 母子健康手帳（写）	
【 掛金の特例 】 申出により産前産後休業期間に係る掛金が免除されます。(P28(4)参照)	《 上記制度利用無し 》 ・ 出産費等請求書 ※ 医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写)	P28
	《 産前産後休業承認時 》 ・ 産前産後休業掛金免除申出書 《 出産後 》 ・ 産前産後休業掛金免除変更申出書	・ P28(4)参照	P37

※ 直接支払制度や受取代理制度を利用されると、医療機関での出産費用の支払いを軽減することができます。

○ 組合員が出産のため欠勤し給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	様式集
・ 出産手当金 以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。	・ 出産手当金請求書	P31

※ 出産とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も対象。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 出産手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

※ 資格喪失後の給付について (P71参照)

○ 3歳未満の子を養育しているとき

同居している3歳未満の子を養育している組合員が、共済組合に申出をしたとき、年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額の特例を受けることができます。(3歳未満特例)

(制度概要・事務処理等、詳細は、P24(9)参照)

○ 産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場復帰したとき

産前産後休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員の申出に基づき、標準報酬月額を改定します。（産前産後休業終了時改定）
（制度概要・事務処理等、詳細は、P23(8)参照）

《 互 助 会 》

○ 会員又は配偶者が出産したとき

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
・ 出産祝金（1児につき） 20,000円 ※ 夫婦共に会員の場合は、40,000円	・ 出産祝金請求書 （様式は共済組合と併用） ※医師又は助産師の証明 は、母子手帳の出産届出済 証明の写しに代えることが できます。	現職者のページ （給付事業）

※ 死産、流産又は出産後2週間以内に死亡した場合、家族死亡弔慰金対象（P52参照）

4 育児休業をしたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 育児休業手当金</p> <p>育児休業1日（土、日曜日を除く。）につき、育児休業を取得した期間を通算して 180日目までは標準報酬日額の67/100、181日目から子供が1歳に達するまでの間は標準報酬日額の50/100に相当する金額（上限あり）を支給する。</p> <p>※ 雇用保険法に基づく育児休業給付が支給される場合は、共済組合の育児休業手当金は支給されません。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33</p>
<p>※ 変更が生じた場合に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金変更請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33-3</p>
<p>※ 育児休業手当金給付終了後に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・ 支給期間に係る出勤簿（写）</p>	<p>P33-2</p>
<p><特別な事情がある場合に支給期間が1歳6か月まで延長></p> <p>1 復職を目的として保育所における保育の申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>2 育児休業に係る子の養育を行っている配偶者が、子が1歳に達する日後の期間について次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき。</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは身体上の障害により子を養育することが困難な場合。</p> <p>③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>④ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。</p> <p>3 育児休業の発令が、産前産後休業の開始により終了したが、当該産前産後休業の期間が終了する日までに当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>4 育児休業の発令が、介護休業の開始により終了したが、当該介護休業の期間が終了する日までに当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき</p> <p>5 育児休業の発令が、新たな育児休業等の開始により終了したが、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>③ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき</p> <p>※なお、上記の延長の適用を受けている場合で、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で、上記と同様の延長要件（「1歳」を「1歳6か月」に読み替え）に該当した場合、2歳に達する日まで支給期間が延長されます。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書 （1歳から1歳6か月・1歳6か月から2歳までの支給期間延長分）</p>	<p>・ 特別な事情に係る必要書類</p>	<p>P33-4</p>
<p><パパ・ママ育児></p> <p>配偶者が育児休業に係る子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得している場合、その子が1歳2か月に達する日までの間支給されます。（最大1年間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。））</p>			

【掛金の特例】 申出により育児休業期間に係る掛金が免除されます。 (P28(4)エ参照)	・育児休業等掛金免除申出書 ・育児休業等掛金免除変更申出書 (変更が生じた場合に提出)	・辞令(写)	P38 P39
【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。	・償還猶予申出書		P62
※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額 ※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)			
○ 3歳未満の子を養育している組合員が、育児休業終了後、職場復帰したとき 育児休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員からの申出によって標準報酬月額を改定することができます。(育児休業等終了時改定) (制度概要・事務処理等、詳細は、P22(7)参照)			

《 互 助 会 》

○ 会員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
【掛金の特例】 育児休業期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで	提出書類不要		
【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 育児休業期間の範囲内で希望する期間	・償還猶予申出書	・辞令(写)	現職者のページ (貸付事業)

5 介護休暇を取得したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・介護休業手当金 勤務に服さなかった期間1日につき、標準報酬日額の67/100に相当する金額(上限あり)を支給する。(上限額は毎年8月に変更される。) ※ 支給期間は、介護休業の日数を通算して66日を限度とする。 ※ 支給期間に報酬の全部又は一部が支給される場合は、報酬に相当する額を控除して支給 ※ 雇用保険法に基づく介護休業給付が支給される場合は、共済組合の介護休業手当金は支給されません。</p> <p><対象家族> 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 組合員と同居している、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子</p>	<p>・介護休業手当金請求書 ・介護休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写) ・給与支給明細書(写) ・出勤簿(写)</p>	<p>P34 P34-2</p>
<p>【掛金】 給料からの控除ができない場合は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、介護休業終了後、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<p>・償還猶予申出書</p>		<p>P62</p>

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

◀ 互助会 ▶

○ 会員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
<p>・介護休暇給付金 介護休暇中の会員に、標準報酬日額の67/100に休暇日数を乗じた額(ただし、給付日額が雇用保険法に定める給付上限相当額を超える場合は、給付日額を給付上限相当額に変えて計算する。)と公学校共済組合掛金相当額を合算した額を給付する。 ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される間は、公立学校共済組合掛金相当額のみを給付 ※ 給付上限額は毎年8月に更新される</p>	<p>・介護休暇給付金申請書</p>	<p>・出勤簿(写)</p>	<p>現職者のページ (給付事業)</p>
<p>【掛金の特例】 介護休暇期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 介護休暇期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・償還猶予申出書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写)</p>	<p>現職者のページ (貸付事業)</p>

6 児童手当の支給を受けるとき

1 支給要件

児童手当は、令和6年9月分までは中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。令和6年10月分以降は、支給対象が高校生年代までに拡充されます。

なお、公務員はその所属庁、公務員以外は住所地の市町村から児童手当が支給されます。下表の右欄に該当する場合は公務員として山口県から支給しますので、山口県総務部給与厚生課給付班に申請してください。また、左欄に該当する場合は住所地の市町村への申請が必要です。

住所地の市町村からの支給	山口県からの支給
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的任用職員 ・ 組合専従職員 ・ 独立行政法人、国立大学法人、公益法人等への派遣職員 ・ 短時間の再任用職員 ・ パートタイムの会計年度任用職員 ・ フルタイムの会計年度任用職員（1年目）（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員 ・ 休職者、停職者 ・ 大学院就学休業者、自己啓発休業者 ・ 育児休業者、育児短時間勤務者 ・ 常勤の再任用職員 ・ フルタイムの会計年度任用職員（2年目～）（※1）

※1 学校共済（長期給付）への加入要件（定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて12月を超える）を満たす者のみ山口県からの支給。

・ 市町教育委員会への派遣職員は、公務員として派遣先の市町から支給されます。また、派遣解除となった場合には山口県への申請手続きが必要です。（ただし、充て指導主事は山口県から支給します。）

2 児童手当月額

○ 3歳未満	15,000 円（一律）	特例給付の場合 5,000 円（一律）				
○ 3歳以上～小学生	<table border="0"> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>15,000 円</td> </tr> </table>		第1子・第2子	10,000 円	第3子以降	15,000 円
第1子・第2子	10,000 円					
第3子以降	15,000 円					
○ 中学生	10,000 円（一律）					

※令和6年10月から

○ 3歳未満	15,000 円（一律）	※ 所得制限限度額・ 所得上限限度額の 撤廃により、廃止
○ 3歳以上～小学生	10,000 円（一律）	
○ 中学生	10,000 円（一律）	
○ 高校生	10,000 円（一律）	
○ 第3子以降	30,000 円（一律）	

3 所得制限限度額・所得上限限度額

● 児童を養育している方の所得が下表の①（所得制限限度額）以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

● 令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②（所得上限限度額）以上の場合、児童手当等は支給されません。（令和4年6月制度改正）

なお、児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要になりますので、ご注意ください。

● 令和6年10月からはこれらの条件が撤廃され、所得にかかわらず児童手当を受給できるようになります。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

・ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

・ 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

・ 「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

4 受給対象者

●父母が共に児童を養育している場合、その児童の生計を維持する程度の高い方から請求してください。「生計を維持する程度の高い方」については、下記の事項について総合的に考慮して判断してください。

- ① 父母のうち、どちらの収入が高いか
- ② 父母のうち、児童にかかる扶養手当をどちらで受給しているか
- ③ 所得税などの扶養控除の適用状況
- ④ 健康保険について、父母のうち、どちらが被扶養者となっているか
- ⑤ 父母のうち、どちらが世帯主になっているか

●離婚協議中により父母が別居している場合は、生計維持の程度に関わらず、児童と同居する方が受給者となります。

●児童養護施設等に入所している児童については、施設の住所地の市区町村から施設の設置者等に支給されます。（施設から退所した場合には退所日の翌日から15日以内に、養育することとなった者(父母等)による申請が必要です。）

5 手当の額と支給方法

令和6年度は年間4回（6・10・12月・2月）受給者の指定した口座へ口座振替の方法で支払います。

※ 令和6年10月からは、2か月に1回（偶数月）の支給に変更になります。

※ 支給内訳 6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、12月（10～11月）、2月（12～1月分）

※ 支給日は15日です。（支給日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日とします。）

※ 口座の解約に御注意ください。

手当は後払です。受給資格がなくなっても次の支給日までは口座を絶対に解約しないでください。

6 支給の始期

原則として、給与厚生課で申請書を受け付けた月の翌月分から支給します。

ただし、誕生日や異動日が月末に近い場合、申請受付日が翌月になっても誕生日（異動日）後15日以内であれば申請を受け付けた月からの支給になります。

7 申請時の注意

事実発生日の翌日から15日以内に給与厚生課に申請してください。（必着）申請が遅れた場合、原則、遅れた月分の手当は支給できません。

添付書類が揃わない場合でも、期限内に請求書のみ提出してください（不足書類は後日提出可）。

特に、5月に第1子を出生した場合等、6月分からの児童手当請求時は、前年度の所得課税証明書の提出が必要です。前年度の所得課税証明書は毎年6月1日頃から発行が開始されるので、発行が提出期限に間に合わない場合は、期限内に請求書のみ提出し、不足書類を後日提出してください。

8 事務手続き・添付書類一覧 (場合によっては、下記以外の添付書類も必要となります。)

区分	提出書類	添付書類等	様式集
<p>職員が新たに支給要件を満たした場合（第一子の出生、扶養替え等）、又は支給要件を満たした者が新たに職員となった場合 （新たに常勤の再任用職員となった場合を含む）</p> <p><u>事由発生日の翌日から15日以内に給与厚生課（必着）に提出してください。</u></p>	<p>児童手当・特例給付認定請求書</p> <p>※常勤の再任用職員となった場合は、請求書のみ提出（添付書類不要）。</p> <p>※個人番号は記入しないでください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定を受けようとする職員本人の前年（前々年）の所得課税証明書（扶養親族の数が記載されたもの、コピー不可） 2 配偶者の前年（前々年）の所得課税証明書（配偶者が控除対象配偶者となっていない場合に必要、コピー不可） 3 支給対象児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載のないもの、コピー不可） 4 扶養替えによる認定請求の場合は、扶養替えの事実を証明する書類（申立書）及び消滅通知書の写し（前支給元から発行されるもの） 5 新規採用や異動等による認定請求の場合は、辞令の写し及び消滅通知書の写し（前支給元から発行されるもの） 6 申請者と児童が別居している場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P77
<p>受給資格者に新たに支給要件児童が増えた場合</p> <p><u>事由発生日の翌日から15日以内に給与厚生課（必着）に提出してください。</u></p>	<p>児童手当・特例給付額改定認定請求書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給要件児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載のないもの、コピー不可） 2 申請者と児童が別居している場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P78
<p>支給要件児童が減少した場合</p>	<p>児童手当・特例給付額改定届</p>	<p>その事実が確認できる書類（戸籍抄本等）</p>	P78
<p>支給要件がなくなった場合</p>	<p>児童手当・特例給付受給事由消滅届</p>	<p>その事実が確認できる書類（辞令の写し、戸籍抄本等）</p>	P80
<p>毎年6月1日現在の状況報告（現況届） ※毎年5月に別途通知</p>	<p>児童手当・特例給付現況届</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 受給者本人の前年の所得課税証明書（扶養親族の数が記載されたもの、コピー不可） 2 配偶者の前年の所得課税証明書（配偶者が控除対象配偶者となっていない場合） 3 その他必要書類 	—
<p>受給のための口座を変更した場合</p>	<p>児童手当・特例給付口座変更届</p>	<p>なし</p> <p>注) 口座は必ず<u>受給者本人名義の口座を指定</u>してください。</p>	P82
<p>受給者が死亡した場合 (受給者が受給すべき手当を残して死亡した場合)</p>	<p>死亡届・未支払児童手当・特例給付請求書</p>	<p>その事実が確認できる書類（戸籍抄本等）</p> <p>注) 請求権は児童にのみありますので、児童名義の口座を準備してください。</p> <p>※ 様々な事情を考慮し、最も適切な方法で手続きを進めたいと思いますので、必ず給与厚生課に相談してください。</p>	P81
<p>氏名・住所等に変更があった場合</p>	<p>児童手当・特例給付氏名・住所変更届</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給対象児童の属する世帯全員の住民票（続柄記載で個人番号の記載がないもの、コピー不可） 2 児童と新たに別居する場合は、申請者の属する世帯全員の住民票及び別居監護申立書 	P79

7 病気、負傷のとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が病気、負傷のとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・療養の給付 ・70歳未満・・・療養に要した費用の70/100 ・高齢受給者(※1)・・・80/100(一定以上の所得のある者は70/100)	・受診の際、医療機関へ「組合員証」を提示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 75歳以上の組合員は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。 </div>	
・一部負担金払戻金 自己負担額（高額療養費が支給される場合はその額を控除した額）から25,000円(※2)を控除した額(100円未満切り捨て)	(レセプトにより自動給付)		
・療養費 緊急その他の事情等により組合員証が使用できなかった場合 (1) 一般療養費・・・療養に要した費用の70/100(高齢受給者は70/100から80/100) (2) 治療器具等の費用・・・治療器具等に要した費用の70/100(高齢受給者は70/100から80/100)	・療養費請求書 ・療養費請求書	・診療(調剤)報酬明細書【レセプト】 ・領収書 ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・医師の証明書 ・装具装着証明書 ・装具の写真(靴型装具に係るもののみ)	P13 P13
・移送費（支部長の認定したもの） 実費相当額	・移送費請求書	・医師の意見書及び移送に要した費用の領収書	P18

○ 被扶養者が病気、負傷のとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・家族療養の給付 ・70歳未満・・・療養に要した費用の70/100 ・義務教育就学前まで・・・80/100 ・高齢受給者(※1)・・・80/100(一定以上の所得のある者は70/100)	・受診の際、医療機関へ「共済組合員被扶養者証」を提示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 75歳以上の被扶養者は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。 </div>	
・家族療養費附加金 自己負担額（高額療養費が支給される場合はその額を控除した額）から25,000円(※2)を控除した額(100円未満切り捨て)	(レセプトにより自動給付)		
・家族療養費 緊急その他の事情等により組合員証が使用できなかった場合 (1) 一般療養費・・・療養に要した費用の70/100(義務教育就学前までは80/100、高齢受給者は70/100から80/100) (2) 治療器具等（治療用眼鏡は9歳未満のみの費用）・・・治療器具等に要した費用の70/100(義務教育就学前までは80/100、高齢者受給者は70/100から80/100)	・家族療養費請求書 ・家族療養費請求書	・診療(調剤)報酬明細書【レセプト】 ・領収書 ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・医師の証明書 ・装具装着証明書 ・弱視等治療用眼鏡等作成指示書 ・装具の写真(靴型装具に係るもののみ)	P13 P13
・家族移送費（支部長の認定したもの） 実費相当額	・家族移送費請求書	・医師の意見書及び移送に要した費用の領収書	P18

※1 70歳以上75歳未満の者

※2 標準報酬月額530,000円以上の者は50,000円

○ 組合員及び被扶養者が病気負傷のとき（自己負担額が高額になった場合）

給付内容	提出書類	様式集																								
<p>・高額療養費</p> <p>(1) 70才未満の組合員及び被扶養者</p> <p>ア 単独算定 自己負担額が、表1の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>イ 世帯合算 同一世帯において同一月に自己負担額が21,000円以上のものが複数ある場合、その自己負担額を合算し、その額が表1の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>ウ 多数回該当 同一世帯で過去12か月以内に3回以上の高額療養費が支給されている場合で、4回目以降の自己負担額が表1【多数回該当】の限度額を超えている場合、超えた額を支給</p>	<p>(レセプトにより自動給付)</p>																									
<p>表1 高額療養費の自己負担限度額</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>標準報酬月額</th> <th>自己負担限度額</th> <th>多数回該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>830,000円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> <td>【140,100円】</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>530,000円以上830,000円未満</td> <td>167,400円+(" -558,000円)×1%</td> <td>【 93,000円】</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>280,000円以上530,000円未満</td> <td>80,100円+(" -267,000円)×1%</td> <td>【 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>280,000円未満</td> <td>57,600円</td> <td>【 44,400円】</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者（市町村民税非課税者）</td> <td>35,400円</td> <td>【 24,600円】</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当	ア	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	【140,100円】	イ	530,000円以上830,000円未満	167,400円+(" -558,000円)×1%	【 93,000円】	ウ	280,000円以上530,000円未満	80,100円+(" -267,000円)×1%	【 44,400円】	エ	280,000円未満	57,600円	【 44,400円】	オ	低所得者（市町村民税非課税者）	35,400円	【 24,600円】		
所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当																							
ア	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	【140,100円】																							
イ	530,000円以上830,000円未満	167,400円+(" -558,000円)×1%	【 93,000円】																							
ウ	280,000円以上530,000円未満	80,100円+(" -267,000円)×1%	【 44,400円】																							
エ	280,000円未満	57,600円	【 44,400円】																							
オ	低所得者（市町村民税非課税者）	35,400円	【 24,600円】																							
<p>※所得区分ア・イに該当する者は、市町村民税が非課税であっても低所得者「オ」には該当しません。</p>																										
<p>70歳未満の者の高額療養費の支払いの特例について、あらかじめ限度額適用認定申請書を共済組合に提出し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示すると、窓口で支払う自己負担額から高額療養費を控除した額のみを支払うことができます。</p> <p>なお、高額療養費はレセプトにより自動給付されるため、限度額適用認定証を使用した場合と使用しない場合の、最終的な自己負担額は変わりません。ただし、新規採用職員及び長期間の休業等により、組合員が表1の低所得者に該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出してください。</p> <p>限度額適用認定証等は、有効期限経過後や資格喪失後等は必ず共済組合に返却（紛失の場合は紛失届を提出）してください。</p>	<p>(低所得者以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ・マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、限度額適用認定証の申請・窓口提示は不要になります。 <p>(低所得者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 【添付書類】療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月～7月の場合は前々年)分の組合員に係る市町村民税非課税証明書または情報連携に係る同意書 	<p>P15</p> <p>P16 P16-2</p>																								
<p>(2) 高齢受給者（70～74歳の組合員及び被扶養者）</p> <p>ア 個人ごとの外来の自己負担額の合計が表2のA欄の額を超えている場合、超えた額を支給</p> <p>イ 入院を含めた同一世帯の高齢受給者の自己負担額の合計が表2のB欄の額を超えている場合、超えた額を支給</p>	<p>(レセプトにより自動給付)</p>																									

表2 高額療養費の自己負担限度額（高齢受給者）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来 + 入院 (世帯の合計)
現役並みⅢ	830,000円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当 140,100円】	
現役並みⅡ	530,000円以上 830,000円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当 93,000円】	
現役並みⅠ	280,000円以上 530,000円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当 44,400円】	
一般所得者	280,000円未満	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回該当44,400円】
低所得者Ⅱ	組合員が市町村民 税非課税者等	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	組合員及び被扶養者 が市町村民税非課税 者等		15,000円

- ※「現役並み」とは、標準報酬月額28万円以上の70歳以上の組合員とその被扶養者が対象となります。
- ※「一般所得者」とは、次の(a)・(b)の方が対象となります。ただし、組合員の市町村民税非課税者を除きます。
- (a) 標準報酬月額28万円未満の70歳以上の組合員と、その被扶養者
- (b) 70歳未満の組合員の、70歳以上の被扶養者
- ※ 一般所得者の外来療養は、年間144,000円を超えた分について、年間の高額療養費が給付されます。レセプトにより自動給付を行います。計算期間(前年8月1日～7月31日)に当共済組合以外の期間がある場合は、申請が必要になりますので、該当される方はご連絡ください。(平成29年8月診療分が対象)

<p>・厚生労働大臣の定めた「特定疾病（慢性腎不全・血友病・後天性免疫不全症候群）」について</p> <p>自己負担額は、1か月につき10,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は、20,000円)を限度とする。</p>	<p>・特定疾病療養認定申請書</p>	P14
<p>・高額療養費の貸付制度</p> <p>高額療養費が支給されるまでの間、当座の支払いにあてるため高額療養費相当額の範囲内で無利子により貸付を行う。</p>	<p>様式については、公立学校共済組合山口支部へ申し出てください</p>	

○ はり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復の短期給付

給付内容	提出書類	様式集
<p>(1) はり、きゅう、あんま、マッサージの施術については、次の要件を満たせば療養費、家族療養費が、請求に基づき共済組合から現金給付されます。</p>	<p>・療養費、家族療養費請求書 ・医師の発行した施術同意書 ・診療報酬領収済明細書</p>	<p>P13 P24, P26 P25</p>

施術名	はり、きゅう	あんま、マッサージ、指圧
給付対象	組合員 及び 被扶養者	
給付要件	<p>慢性病であって、保険医療機関で治療を受けても所期の効果が得られなかったもの又は今まで受けた治療の経過からみて、治療効果があらわれていないと判断されたもので、はり、きゅうの施術を受けることを担当医が同意し、共済組合が認めた場合</p>	<p>通常マッサージは、保険医療機関で療養の給付として行われるが、保険医療機関以外で行うマッサージ(あんま、指圧)師による施術は、担当医が治療上の効果が期待できると判断し、その施術に同意し、共済組合が認めた場合</p>
対象傷病	<p>・主として神経痛、リウマチ ・類症疾患として、頸腕症候群、五十肩、腰痛症等及び頸椎捻挫後遺症等の病名で慢性的な疼痛を主症とする疾患</p>	<p>・主として脳出血等による麻痺 ・骨折、脱臼、その他の骨関節手術後の関節運動障害</p>

(2) 柔道整復師の施術については、組合員証・共済組合員被扶養者証を提出すれば、保険医療機関で受診するときと同様に治療が受けられます。（請求書不要）

給付対象	組合員 及び 被扶養者
給付要件	共済組合が、患者の受けるべき療養費等を受領委任する契約を結んでいる柔道整復師等で施術を受けた場合（契約を結んでいない場合は（1）と同様に請求書による現金給付）
対象傷病	骨折、不完全骨折（ひび）、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷
医師の同意	骨折（不完全骨折を含む。）、脱臼の治療の場合は、応急手当を除いて保険医の同意が必要

○ 入院時食事療養費

給付内容		提出書類	様式集																		
<p>(1) 組合員及び被扶養者が入院時に食事の提供（食事療養）を受けたとき、医療機関の窓口で一定の自己負担額（標準負担額）を支払えば、残りの部分は入院時食事療養費として共済組合が負担します。 なお、自己負担額（標準負担額）は、高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の対象にはなりません。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>自己負担額 (標準負担額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">以下のいずれにも該当しない者</td> <td>1食につき 460円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</td> <td>1食につき 260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">減額対象者 (注1)</td> <td rowspan="2">市町村民税非課税世帯</td> <td>過去1年間の入院期間が90日以内</td> <td>1食につき 210円</td> </tr> <tr> <td>過去1年間の入院期間が90日超</td> <td>1食につき 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）</td> <td>1食につき 100円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		自己負担額 (標準負担額)	以下のいずれにも該当しない者		1食につき 460円	以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		1食につき 260円	減額対象者 (注1)	市町村民税非課税世帯	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき 210円	過去1年間の入院期間が90日超	1食につき 160円	市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）		1食につき 100円		
区 分		自己負担額 (標準負担額)																			
以下のいずれにも該当しない者		1食につき 460円																			
以下のいずれにも該当しない指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		1食につき 260円																			
減額対象者 (注1)	市町村民税非課税世帯	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき 210円																		
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき 160円																		
	市町村民税に係る所得金額がない者（70歳以上）		1食につき 100円																		
<p>(注1) 組合員の市町村民税が非課税であった場合、予め共済組合に申請し、医療機関等の窓口で支払いをする前までに、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた場合は、自己負担額（標準負担額）が減額されます。 なお、減額対象者であるにも関わらず、申請が間に合わなかった場合等は「入院時食事療養費請求書」を提出し、共済組合に差額を請求していただくことになります。</p>		<p>《減額対象者のみ提出》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (添付書類はP40参照) ・入院時食事療養費請求書 (添付書類) ・入院時食事療養費を支払ったことがわかる領収書 ・療養のあった月の属する年度 (当該療養のあった月が4月～7月の場合は前々年)分の組合員に係る市町村民税非課税証明書または、情報連携に係る同意書 	<p>P16 P16-2</p> <p>P17 P17-2</p>																		

○ 入院時生活療養費

介護保険との均衡の観点から、65才以上の組合員及び被扶養者が、療養傷病に入院し、食事と居住費（光熱水費等）に関する適切な療養環境の提供を受けたときは、一定の自己負担額（標準負担額）を窓口で支払い、残りは入院時生活療養費として、共済組合が負担します。

なお、高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の対象にはなりません。

また、入院時食事療養費に記載の表の「減額対象者」に該当する方は、申請手続きが必要になりますので、共済組合までご連絡ください。

○ 保険外併用療養費

組合員や被扶養者が次の療養を受けた場合は、通常の療養と共通する部分（診療・検査投薬・入院等）の費用については、一般の保険診療と同様に扱われ給付されます。

なお、負担した差額部分については、共済組合の給付対象とはなりません。

1 先進医療

保険医療機関（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた病院）で先進医療に係る費用以外の通常の治療と共通する部分（診療・検査・投薬・入院等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。

2 歯の治療

歯の治療は、ほとんど保険で治療が受けられますが、保険で使用できる材料の種類が決められており、それ以外の金属を使用するときは、自由診療（保険によらない診療）となります。

ただし、前歯部の鑄造歯冠修復に金合金、又は、白金加金を使用した療養は保険診療とみなします。

* 保険外併用療養費の対象となる医療を行う場合は、医療機関は事前に治療内容や負担金額等を患者に説明し同意を得ることになっています。患者側でも保険外併用療養費についての説明をよく聞くなどして、内容について納得したうえで同意することが必要です。患者が費用を支払ったときは、保険外併用療養費の一部負担金（自己負担額）と自費分とを区別し記載した領収書の発行が義務づけられています。

○ 訪問看護療養費

組合員及び被扶養者が末期ガン、難病等で在宅療養中に、指定訪問看護事業者の派遣する看護師などから訪問看護サービスを受けた場合、訪問看護療養費の給付の対象になります。

・自己負担額……… 3割（義務教育就学前までは2割、高齢受給者は2割から3割）

・共済組合負担額…… 7割（義務教育就学前までは8割、高齢受給者は8割から7割）

支払った自己負担額が25,000円（P39の（※2）を参照）を超えた場合、超えた額を一部負担金払戻金（被扶養者は家族療養費附加金）として給付します。（100円未満切り捨て）

○ 高額介護合算療養費

組合員及び被扶養者が、前年の8月1日からその年の7月31日までの期間に負担した、医療と介護に係る自己負担合算額が下記限度額を超えた場合、組合員からの申請により超えた額を給付します。（様式集P27）

高額合算療養費の自己負担限度額

標準報酬月額	年間の自己負担限度額	
	70歳未満	70歳以上75歳未満
830,000円以上	212万円	212万円
530,000円以上830,000円未満	141万円	141万円
280,000円以上530,000円未満	67万円	67万円
280,000円未満（一般所得者）	60万円	56万円
市町村民税 非課税者	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの詳細については、P41参照

《 互 助 会 》

○ 会員又は被扶養者が病気、負傷したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
・会員・家族療養費 療養費の自己負担額のうち、共済組合の基礎控除額の範囲内で、会員は2,000円、家族は3,000円を控除した額に80%を乗じた額を給付。（100円未満切捨）	自動給付のため請求手続不要 ただし、共済組合員でない会員及びその被扶養者は請求が必要		現職者のページ （給付事業）
	・会員・家族療養費請求書(プロパー職員用)	・領収書(写)	

8 傷病により休職したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が傷病により勤務に服することができず給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 傷病手当金 〔支給期間〕 公務によらない同一の傷病について、療養のため勤務に服することができなくなった日以後、3日を経過した日（報酬との調整により、傷病手当金の全部が支給されないときは傷病手当金の支給が始まったとき）から通算して1年6か月間</p> <p>〔支給額〕 期日1日につき、標準報酬日額に3分の2に相当する金額（傷病手当金の額が80%休職期間中等に支払われる報酬の額を上回る場合、その差額が支給されます。）</p> <p>（注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<p>・ 傷病手当金請求書</p>	<p>・ 診断書（写） ・ 履歴書（写） ・ 出勤簿（写）</p>	P30
<p>・ 傷病手当金附加金 〔支給期間〕 傷病手当金給付終了後、引き続き組合員（任意継続組合員を除く）の資格がある場合に最長6か月支給</p> <p>〔支給額〕 傷病手当金と同じ</p> <p>（注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<p>・ 傷病手当金附加金請求書</p>		
<p>【 掛金 】 傷病手当金、傷病手当金附加金から控除します。 なお、控除できない場合等は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【 貸付償還金 】 組合員からの依頼により、傷病手当金から控除する。</p>	<p>・ 貸付金控除依頼書</p>		—

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 傷病手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

◀ 互助会 ▶

○ 会員が傷病により引き続き勤務できなかったとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<p>・ 傷病見舞金 15,000円～50,000円 会員が傷病のため引き続き勤務できなかったとき、その期間に応じて給付。（最低30日以上）</p>	<p>・ 傷病見舞金請求書</p>	<p>・ 診断書（写）</p>	<p>現職者のページ （給付事業）</p>
<p>【 掛金の特例 】 傷病により無給となった場合、掛金が免除されます。</p> <p>〔免除対象期間〕 給料の全部が支給されなくなった日の属する月から給料の支給を受けるようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【 貸付金の償還猶予 】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。</p> <p>〔猶予期間〕 無給休職期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・ 償還猶予申出書</p>	<p>・ 休職期間が分かるもの</p>	<p>現職者のページ （貸付事業）</p>

9 派遣されたとき

■公益法人等に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に辞令の写し（派遣された事実がわかるもの）を添付して総務部給与厚生課給付班に提出してください。

なお、異動後速やかに住所地の市町村に請求手続きを行ってください。（提出書類等については各市町村に確認してください。）

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格

(1) 短期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

(2) 長期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。従って、組合員の被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者としての資格も変わりません。

(3) 福祉事業 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

■在外教育施設（海外日本人学校）に派遣されたとき

◀ 県 ▶

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に、国外に転出する日がわかる書類を添付して、総務部給与厚生課給付班に提出してください。

◀ 共済組合 ▶

1. 組合員資格 …… 引き続き組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 療養費等

海外の医療機関で診療を受けるときは、組合員証を使用することができませんので、所属所を通じて療養費等の請求を行ってください。給付内容は、国内において組合員証を使用しないで医療機関を受診した場合と同様です。

[提出書類]

・「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」（様式集P13）

・「診療内容明細書（日本語翻訳文が必要）」（様式集P20、P20-2）

・「領収明細書」（日本語翻訳文が必要）（様式集P20-3）

・「領収書」（原本）

・海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポートなどの写し）

・調査に関わる同意書（様式集P20-4）

◀ 互助会 ▶

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

10 配偶者同行休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間（3年を限度とする。）について、償還を猶予することができます。
償還猶予を希望しない場合は、掛金と同様の扱いとなります。

[提出書類]

償還猶予申出書

《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。

《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、納付書又は口座振替により掛金を納入していただきます。
3. 貸付償還金
 - (1) 自己啓発休業…………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。
 - (2) 大学院修学休業…………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

12 公務災害及び通勤災害にあったとき

◀ 県 ▶

1 公務災害補償について

地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした地方公務員災害補償制度があります。

※非常勤職員については、その身分や所属により補償実施機関が異なりますのでご注意ください。

2 公務災害及び通勤災害とは

(1) 公務災害とは、公務遂行中及び公務に起因して発生したもので、主に次のようなものが該当します。(ただし、本人の素因、私的行為、天災地変等によるものは除く。)

- ① 勤務中の災害
- ② 出張中の災害
- ③ レクリエーション参加中の災害 (ただし、地公法第42条に基づく元気回復事業で任命権者が企画、立案、実施したもの)
- ④ 公務に起因して発病したことが明らかで、その因果関係が医学的に証明できる疾病

(2) 通勤災害とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

- ① 住居と勤務場所との間の往復
- ② 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

3 災害が発生したら

(1) ただちに、医療機関で治療を受けてください。

その際には、必ず「公務中」又は「通勤中」の災害であることを告げ、**共済組合員証は使用しないように**注意してください。

(2) 被災程度にかかわらず、速やかに所属長を通じてその状況を教職員課へ報告し、認定請求の手続きをしてください。

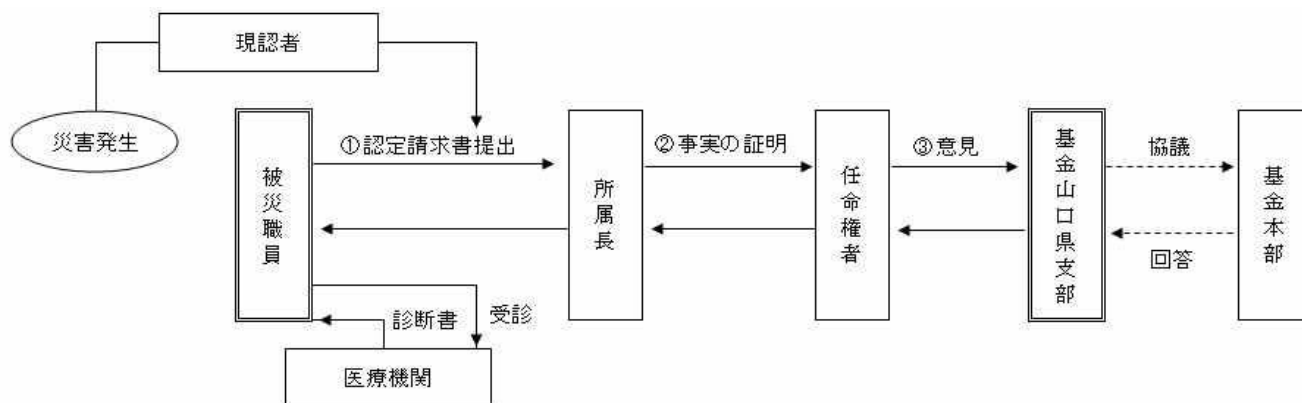
4 認定請求

提出書類については、地方公務員災害補償基金山口県支部発行「補償の手引」P32～33の「公務災害・通勤災害の認定に係る提出書類一覧表」を参考にしてください。

小・中学校学校職員については各市町教育委員会を通じて任命権者あて提出してください。

(提出先：教職員課)

○ 認定事務の流れ



5 認定を受けた場合の補償

公務による災害、又は通勤による災害として認定を受けた場合には、地方公務員災害補償法に基づいて、次のような補償が受けられます。

(1) 療養補償

公務傷病等については、以下イ～への範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- イ 診察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療
- ニ 病院又は診療所への入院
- ホ 看護
- ヘ 移送

(2) 休業補償

公務傷病等の療養のため勤務することができない場合において、給与の全部又は一部を受けないときは、その期間、平均給与額の60/100に相当する金額が支給されます。

(3) 傷病補償年金

公務傷病等の療養を始めてから1年6か月以上経過してもその傷病が治らず、障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則別表第2に定められている傷病等級に該当する場合に支給されます。

(この場合、休業補償は支給されません。)

(4) 障害補償

公務傷病等が治ったとき、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定められている程度の障害が残ったときは、その程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。

(5) 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金受給者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

(6) 遺族補償

公務傷病等のため死亡した場合には、その遺族に対し、遺族の資格等により遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。

(7) 葬祭補償

公務傷病等のため死亡した場合には、葬祭を行った者に対し、315,000円に平均給与額の30日分を加えた額（その額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する額）が支給されます。

13 災害を受けたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が水震火災その他の非常災害によって住居又は家財に損害を受けたとき

給付内容					提出書類	添付書類	様式集																						
・ 災害見舞金 損害程度により標準報酬月額0.5か月分から3か月分支給					・ 災害見舞金請求書 ・ 家財被害状況報告書	・ 被害状況の分かる写真を貼付 ※ 状況に応じて、追加の添付書類をお願いする場合があります。	P36 P36-2																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>標準報酬月額の3月分</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全部</td> <td>全部</td> <td>標準報酬月額の2月分</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>標準報酬月額の1月分</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>標準報酬月額0.5月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分			
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																									
損害の程度	全部	—	—	標準報酬月額の3月分																									
	1/2以上	全部	全部	標準報酬月額の2月分																									
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	標準報酬月額の1月分																									
	—	1/3以上	1/3以上	標準報酬月額0.5月分																									
(注) 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定します。 支給額の算定は、住居、家財のそれぞれにつき、別個に上表を適用して算定した月数を合算します。 ただし、標準報酬月額3か月分を超えることはできません。 ※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額																													
・ 災害貸付、住宅災害貸付 災害を受けたため、資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（200万円）、住宅災害貸付（1,900万円）を受けることができます。 詳細は、P53「16 資金が必要なとき」をご覧ください。					・ 貸付申込書 ほか ※ P64～P66の一覧表をご覧ください。		P56 P57 P58 P59																						
【 貸付金の償還猶予 】 (P57参照) 「住宅貸付」「住宅災害貸付」（介護含む。）について、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。					・ 償還猶予申出書		P62																						

《 互 助 会 》

○ 会員が災害（水震、火災等）により住居又は家財に被害を受けたとき

給付内容					提出書類	添付書類	様式（ホームページ）																										
・災害見舞金 被害の程度により30,000円から300,000円給付					・災害見舞金請求書 （共済組合と併用）	・省略	現職者のページ （給付事業）																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住居及び家財</th> <th>住居だけの場合</th> <th>家財だけの場合</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">損害の程度</td> <td>全部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>全部</td> <td>全部</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>1/2以上</td> <td>1/2以上</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/3以上</td> <td>1/3以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>1/5以上1/3未満</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額	損害の程度	全部	—	—	300,000円	1/2以上	全部	全部	200,000円	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000円	—	1/3以上	1/3以上	50,000円	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000円			
区分	住居及び家財	住居だけの場合	家財だけの場合	支給額																													
損害の程度	全部	—	—	300,000円																													
	1/2以上	全部	全部	200,000円																													
	1/3以上	1/2以上	1/2以上	100,000円																													
	—	1/3以上	1/3以上	50,000円																													
	—	1/5以上1/3未満	1/5以上1/3未満	30,000円																													
・災害貸付け 災害を受けたため資金を必要とする場合は、利率の低い災害貸付（300万円）を借り受けることができます。 詳細は、P60「16 資金が必要なとき」をご覧ください。					・貸付申込書 ・借用証書 ・個人情報の取扱いに関する同意書	・被災状況証明書 （又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））	現職者のページ （貸付事業）																										
【貸付金の償還猶予】 （P62参照） 償還を猶予することができます。 ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 申出日の属する月から12月の範囲内で希望する期間。 （申込みは、原則として罹災後3月以内）					・償還猶予申出書	・被災状況証明書 （又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書等（写））	現職者のページ （貸付事業）																										

14 欠勤したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が欠勤（傷病、出産は除く。）し、給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集														
<p>・休業手当金</p> <p>次に掲げる事由及び期間内に限り、1日につき標準報酬日額の50/100</p>	<p>・休業手当金請求書 (月ごとに請求すること。)</p>		P32														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>欠勤の事由</th> <th>支給期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被扶養者の病気又は負傷</td> <td>全期間</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者の出産</td> <td>14日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害</td> <td>5日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭</td> <td>7日を限度</td> </tr> <tr> <td>組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷</td> <td>引き続き14日間のうち欠勤した日</td> </tr> <tr> <td>組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業</td> <td>通信教育の面接授業に要する期間</td> </tr> </tbody> </table>		欠勤の事由	支給期間	被扶養者の病気又は負傷	全期間	組合員の配偶者の出産	14日を限度	組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度	組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度	組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日	組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間		
欠勤の事由	支給期間																
被扶養者の病気又は負傷	全期間																
組合員の配偶者の出産	14日を限度																
組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害	5日を限度																
組合員の婚姻 配偶者の死亡 二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの、又はその他の被扶養者の婚姻、葬祭	7日を限度																
組合員の配偶者（事実婚を含む）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でないものの病気又は負傷	引き続き14日間のうち欠勤した日																
組合員が出席する学校教育法第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業	通信教育の面接授業に要する期間																
<p>(注) 介護休暇と休業手当金 介護休暇は無給ですが、職務上の取扱いは承認を得た休暇であることから、「欠勤」には当たらず、休業手当金は支給されません。</p>																	

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

15 死亡したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が公務によらないで死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料 50,000円 ※被扶養者に支給する。ただし被扶養者がいないときには実際に埋葬を行ったものに支給する。 ・ 埋葬料附加金 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬許可証（写） ※ 請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類の写し 	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弔慰金 標準報酬月額×1か月分 (非常災害により死亡したとき。公務災害を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弔慰金請求書 		P35

○ 被扶養者が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族埋葬料 50,000円 ・ 家族埋葬料附加金 25,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族埋葬料（附加金）請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬許可証（写） 	P29
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族弔慰金 標準報酬月額×1か月分×0.7 (非常災害により死亡したとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族弔慰金請求書 		P35

非常災害とは…

洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、竜巻、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、交通事故その他の予測し難い事故を含みます。

交通事故の場合、原則として即死の状態を対象としますが、事故直後に医療効果が得られない状態（例えば、事故発生時から脳死状態）で死亡した場合も含みます。

また、死亡の原因となった事故が、客観的にみて社会通念上、自己の不注意によりもたらされたと考えられる場合は、予測し難い不慮の事故とはみなされません。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

◀ 互助会 ▶

○ 会員が死亡したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡弔慰金 1,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員死亡弔慰金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本（写） 	現職者のページ（給付事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡保険金 120,000円 ※ 互助会が保険料を負担して生命保険に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金請求書等（別途送付） 		—

○ 会員の配偶者（会員の場合は除く。）

○ 会員若しくは配偶者の被扶養者（子又は父母〔養父母を含む。〕）が死亡したとき

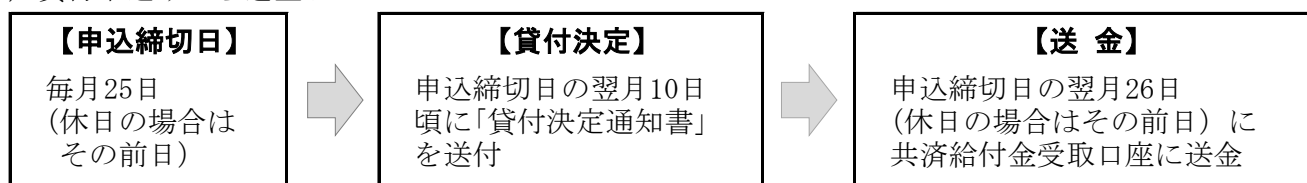
給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族死亡弔慰金 会員の配偶者 100,000円 子又は父母 20,000円 ※出産後2週間以内に死亡した場合又は早流産の場合も含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族死亡弔慰金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ◀ 共済組合で認定の場合 ▶ ・ 埋火葬許可証（写） ◀ 共済組合以外で認定の場合 ▶ ・ 戸籍謄本（写） ・ 扶養が分かる保険証等（写） ◀ 早産、流産等の場合 ▶ ・ 埋火葬許可証（写） 	現職者のページ（給付事業）

16 資金が必要なとき

◀ 共済組合 ▶

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- ・提出書類については、P64～66を御覧ください。
- ・申込締切日は、月によって変わることがありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- ・一般、教育、結婚、葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認められますが、申込期限は、支払日から概ね1月以内です。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
一般 (※1)	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費・借金返済のための借入れは不可	200万円 (※2)	120回以内
特別	再任用組合員等 (※3) が臨時に資金を必要とする場合	給料月額×3/10 × 残任期月数 (最高限度額 200万円)	残任期月数 以内 (※4)
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修 (以下「新築等」という。) をするため資金を必要とする場合	次のA、Bのうちいずれか高い額 (最高限度額 1,800万円) A: 給料月額に組合員期間に応じた数 (※5) を乗じて得た額 B: 仮定退職手当額 (※6)	360回以内
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	住宅貸付の貸付限度額の2倍に相当する額 (最高限度額 1,900万円)	360回以内
介護構造部分に係る貸付	組合員が要介護者に配慮した構造 (※7) を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 (幼稚部を除く。)、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円 (※2) ただし、貸付日からおおむね1年以内に必要とする授業料・入学金、その他諸経費の範囲内	250回以内
災害	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円 (※2)	120回以内
医療	組合員、被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母 (配偶者の父母を含む。) が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円 (※2)	110回以内

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
結婚	組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
葬祭	組合員が被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
高額医療	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除
出産	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	出産費等相当額	出産費等支給時に一括して控除

※1 一般貸付けにおける借換えは、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日まで行うことができません。

（借換貸付については、P55「(6)借換貸付」参照）

※2 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けは、これらの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、当該額を超える貸付けを行うことはできません。

※3 再任用組合員等

暫定再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付職員及びこれらに準じる者

※4 貸付月の翌月から任期が終了するまでの間における月数が120月を超えるとき、または任期の定めのないときは、120月以内とします。

※5 組合員期間に対応する数

組合員期間	数
6月以上 3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上10年未満	25
10年以上20年未満	35
20年以上	45

※6 仮定退職手当額 = 給料月額 × 退職手当支給率 + 調整額

退職手当支給率 … 「退職手当支給率一覧表」（P68）の「自己都合」の率参照

※7 「要介護者に配慮した構造」とは次のア、イに掲げる基準例によるものとします。

ア 介護対応構造

- ・ 段差の解消
- ・ 手すりの設置又は設置可能な下地補強
- ・ 車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
- ・ 洋式で広いトイレ
- ・ 入浴しやすい浴槽

イ 介護機器の設置

- ・ ホームエレベーター
- ・ 天井走行リフト
- ・ 階段昇降機

(3) 貸付利率等

貸付利率は、基準利率（退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち利子を求めるための率で、地方公務員共済組合連合会定款で定める利率）を基に定められます。

令和6年4月1日現在の適用利率等は次のとおりです。

貸付種別	A 利率	B 保険料充当 金率（*）	C 実質利率 （A + B）
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年 1.26%	年 0.06%	年 1.32%
住宅災害・災害貸付け	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%
高額医療・出産貸付け	無利息		

平成19年3月までの貸付けは、Aの利率のみが適用されます。

* 保険料充当金

民間金融機関における「保険料」に相当します。

公立学校共済組合では、借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、万一の場合に備え、貸付保険を導入していますが、近年、借受人の破産や民事再生等を原因とした貸付保険事故（貸倒れ）の増加に伴い、保険料が急増し、貸付事業の運営を圧迫しています。

この状況を受け、受益者負担の観点から、平成19年4月以降の貸付け（借換えを含む。）から保険料の一部を借受人負担としています。

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付け（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）を行うことができません。

ア 貸付申込みの日の属する月の末日までの引き続く組合員期間が6月未満のとき（他の共済組合の期間も含む。）

イ 償還を受けることが困難であると認められる者として貸付規則で定める者に該当するとき

(ア) 現に給与の差押えを受けている者

(イ) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

(ウ) 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

(エ) 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者

(オ) 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者

(カ) 次のいずれかに該当した場合であって、定期償還を続けることができると支部長が判断したことにより定期償還を続けている者

・ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

・ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けについて住宅の新築等に確実性がないと認められたとき

・ 貸付規程又は貸付規則に違反したとき

(キ) 支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者（現に債務整理を弁護士等に委任している者。）

ウ 未成年者である組合員（*）が、法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき（未成年者が婚姻している場合を除く。）

* 令和4年4月1日以降、18歳以上の者については、成年年齢に達するため、法定代理人の同意は不要です。

(5) 貸付金額の単位

ア 高額医療・出産貸付け以外の貸付金の額は、10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

（教育貸付けで、民間金融機関等の教育ローンからの借換えの場合は、1円単位。）

イ 高額医療・出産貸付けの貸付金の額は、千円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

(6) 借換え貸付

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借換え」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて、貸付限度額の範囲内で、貸付金額を決定します。

なお、借換えによって消滅した旧貸付金は、全額繰上償還とみなします。

2 償還について

(1) 定期償還

ア 毎月償還

貸付月の翌月から、毎月、給料からの控除をもって、元利均等額で償還します。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、借受人が希望する回数を設定することができます。

毎月の償還額は、共済組合貸付金の他の種別の償還額を含めて、**給料月額**の3/10以内です。

イ ボーナス併用償還

貸付金が100万円以上で、借受人が希望する場合、毎月償還と併せて、6月と12月の期末勤手当からの控除をもって、元利均等額で償還します。

ボーナス償還に充てる額は、**貸付金の1/2以内**で、**50万円単位**です。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、**毎月償還の償還回数の1/6以内**の希望する回数を設定することができます。

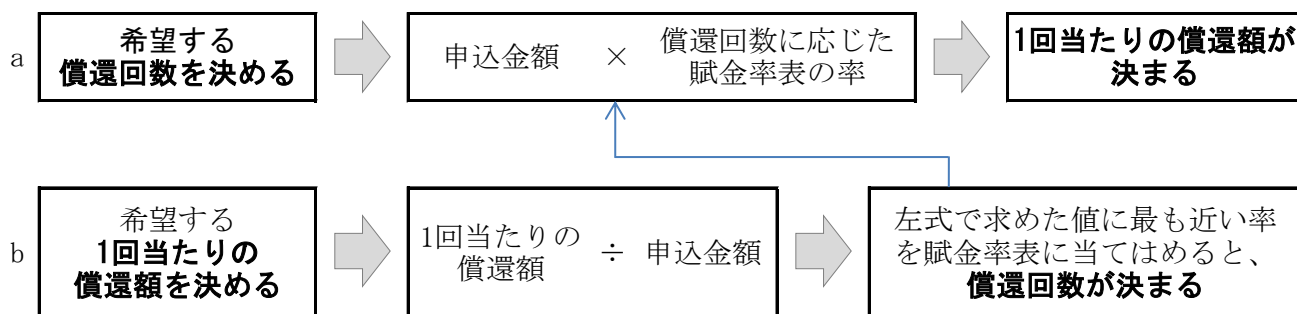
1回の償還額は、共済組合貸付金の他の種別のボーナス償還額を含めて、**給料月額**の6/10以内です。

ウ 償還年額の限度額

償還年額の限度額は、当共済組合への年間償還額（毎月償還の1回当たりの償還額の合計額に12を乗じて得た額とボーナス償還の1回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合計額）と他の金融機関等（教職員互助会を含む。）からの借入金に係る年間償還額（返済額）の合計が、**給料月額**の**4.8倍以内**です。

エ 1回当たりの償還額及び償還回数の設定

1回当たりの償還額及び償還回数は、次により設定してください。



- ・ ボーナス併用償還の場合は、申込金額を毎月償還に充てる額とボーナス償還に充てる額とに分けて、それぞれ計算してください。
- ・ ボーナス償還に係る賦金率は貸付月によって異なりますので、賦金率表の該当月の率を使用してください。
- ・ 賦金率表は、共済組合のホームページに掲載しています。

公立学校共済組合山口支部トップページ

一手続きナビ—資金をかりる際の手続き > 1回当たりの償還額

(2) 繰上償還

ア 一部繰上償還

未償還元金の一部を繰り上げて償還する方法です。

(ア) 毎月償還のみの場合

一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

(イ) ボーナス併用償還の場合

一部繰上償還できる金額は20万円以上で、その1/2以上（ボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還に充てる必要があります。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。ただし、ボーナス償還に係る償還回数は、一部繰上償還後の毎月償還の期間の範囲内とします。

イ 全額繰上償還

未償還元金の全部を繰り上げて償還する方法です。

ウ 申出手続き

提出書類	「一部繰上償還申出書」 (様式集P60) 「全額繰上償還申出書」 (様式集P61)
申出締切日	繰上償還する月の前月20日
払込方法	共済組合が送付する振込用紙により、金融機関で払い込む。

※ 繰上償還ができる月は限られていますので、「貸付年間計画表」により確認してください。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

ア 組合員の資格を喪失したとき

(退職手当が支給される場合は、原則として、退職手当から源泉控除されます。)

イ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

ウ 住宅貸付又は住宅災害貸付の不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき

エ その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき

(4) 償還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申し出により償還を猶予することができます。

猶予された償還金は、猶予期間終了後に一括（又は二括）若しくは定期償還と合わせて償還することになります。

事 由	猶予期間	申出手続
住宅又は住宅の敷地が非常災害により損害を受けたとき（ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。）	申出日の属する月の翌月から12か月の範囲内で希望する期間	○ 提出書類 「償還猶予申出書」 (様式集P62) ○ 申出締切日 猶予を開始したい月の前月25日
育児休業の承認を受けたとき	育児休業期間の範囲内で希望する期間	
引き続き1か月以上の介護休業（時間取得を除く。）の承認を受けたとき	介護休業期間の範囲内で希望する期間	
長期療養のため休職し、給料の全部が支給されないとき	無給休職期間の範囲内で希望する期間（ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）	
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業期間の範囲内で希望する期間（ただし、3年を限度とする。）	

3 完了報告書について

住宅貸付、住宅災害貸付又は介護構造部分に係る貸付の対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書を提出してください。

申込事由	必要書類
住宅の新築	建物登記事項証明書（原本） （登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。）
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）
マンションの購入	建物登記事項証明書（原本）
住宅の増築・改築	建物登記事項証明書（原本） （登記しない場合は工事引渡書の写し）
住宅の修理	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書（原本）
他共済への返済	他共済への払込領収書の写し

※上記表のほかに必要とする書類を求めることがあります。

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために、住宅貸付又は住宅災害貸付を受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は、当該住宅の登記事項証明書の原本等を提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、共済組合が借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

共済組合が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

なお、平成19年4月1日以降の新規貸付（借換えを含む。）から保険料の一部が借受人負担となっています。（P55「(3) 貸付利率等」を参照）

(2) 団信制度

団信制度とは「団体信用生命保険（だんしん）」と「債務返済支援保険」をあわせた制度です。

ア 団体信用生命保険（だんしん）

「だんしん」は、借受人が償還期間中に死亡又は高度障害となった場合、残存債務の一切の支払いを生命保険会社に求め、借受人又は相続人の債務を消滅させることにより組合の債権の保全と組合員又は相続人の利便を図るものです。

加入は任意で、加入できる貸付けは、住宅貸付、住宅災害貸付、介護構造部分に係る貸付及び教育貸付です。

保険料は、貸付残金10万円につき月額16円で、年1回、1年分が借受人の指定口座から自動引落しされます。

イ 債務返済支援保険

「債務返済支援保険」とは、「だんしん」の適用を受けている借受人が、償還途中で病気や傷害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、最長3年間、生命保険会社が償還金相当額を毎月当該借受人に支払う保険です。

保険料は、平均返済月額 1万円あたり97円（※）で、年1回、1年分が「だんしん」の保険料と合算して借受人の指定口座から自動引落しされます。

※毎年、3月時点の適用者の年齢構成、適用者数の規模、保険金の支払実績等を基礎として、保険料率の見直しが行われます。

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築等した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。共済組合の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

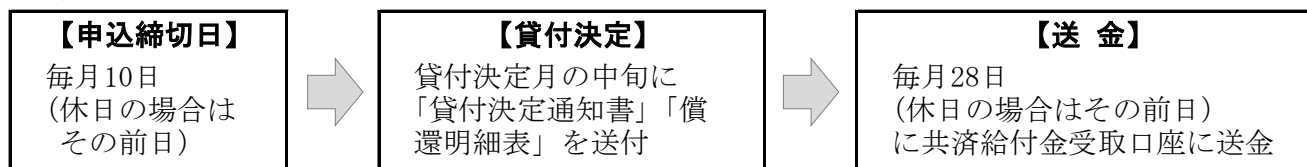
この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属所を通じて送付しています。（毎年10月末に発送していますので、所属所あて通知書を御覧ください。）

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

《 互 助 会 》

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- ・提出書類については、P64、P66を御覧ください。
- ・申込締切日は、月によって変わることもありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- ・臨時的任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員の方は、貸付事業の対象となりません。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数	利率 (年利)
一般	会員が臨時に資金を必要とするとき ※住宅資金及び借入金返済のための借入れは不可	200万円	72回以内	0.9%
自動車	会員が自動車を購入、修理等にかかる資金を必要とするとき	300万円 ※ 注文書等の金額の範囲内	72回以内	
結婚	会員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9% 又は 0.5%
子育て支援	会員が子育て（中学校を卒業するまで）のために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
教育	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
災害	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.5%
医療	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
介護	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の介護を行うため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
住宅	会員が自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするために資金を必要とするとき	5年後に退職した場合の退職金（※） + 200万円 （限度額800万円）	240回以内	

※ 5年後に退職した場合の退職金（給料月額×退職手当支給率（勤務年数 + 5年））

退職手当支給率 … 「退職手当支給率一覧表」（P68）の自己都合の率参照

(注1) 既に当該貸付金の最高限度額を借り受けている者の償還済回数が24回に満たない場合は、借替ができません。（P61「(6)借替」参照）

(注2) 共済組合と同時提出の場合や夫婦での同時提出の場合も添付書類は省略できません。

(3) 貸付利率

- ・貸付利率は、下表のとおり預託金利率（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により、財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの。以下同じ。）により定めます。

(年利)

財政融資資金利率 貸付種別	5.25% 超	4.75% ～ 5.25%	4.25% ～ 4.75%	3.75% ～ 4.25%	3.25% ～ 3.75%	2.75% ～ 3.25%	2.25% ～ 2.75%	2.25% 以下
一般、自動車、結婚、子育て 支援、教育、医療、介護、住宅	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%
子育て支援（3人以上）、災害	3.9%	3.6%	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	1.9%	1.6%

※ 租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合（以下「特例基準割合」という。）が年2.0%未満のときは、附則別表に掲げる特例基準割合に応じた利率とします。

令和6年度は年0.9%ランクの利率を適用します。

（附則別表）

特例基準割合	一般・自動車・結婚・子育て支援（申込時において子育て中の子が2人以内）・教育・医療・介護・住宅貸付け	子育て支援（申込時において子育て中の子が3人以上）・災害貸付け
年 1.9%	年 1.9%	年 1.5%
年 1.8%	年 1.8%	年 1.4%
年 1.7%	年 1.7%	年 1.3%
年 1.6%	年 1.6%	年 1.2%
年 1.5%	年 1.5%	年 1.1%
年 1.4%	年 1.4%	年 1.0%
年 1.3%	年 1.3%	年 0.9%
年 1.2%	年 1.2%	年 0.8%
年 1.1%	年 1.1%	年 0.7%
年 1.0%	年 1.0%	年 0.6%
年 0.9%	年 0.9%	年 0.5%

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付けを行うことができません。

ア 会員の資格を取得した日から6月未満の者

（ただし、他の都道府県の教職員互助団体又は山口県職員互助会から引き続き互助会の会員となったときは、その会員期間は互助会の会員期間に通算する。）

イ 現に給与の差押えを受けている者

ウ 停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

エ 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していない者

オ 民事再生手続きの申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき

カ 貸付保険事故者（ただし、保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

キ 貸付けを受ける目的で虚偽の理由を用いた者

ク 債務不履行の要因となる著しい信用失墜行為がある等、理事長が償還の確実性がないと認める者

ケ 未成年者である会員が法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき

(5) 貸付金額

各種別とも10万円から貸付限度額の範囲内（10万円単位）

(6) 借替

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借替」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて貸付金額を決定します。なお、「新たな貸付金の額」の算出するに当たり、その算出した額が貸付限度額を超えるときは、その貸付限度額をもって「新たな貸付金の額」とします。

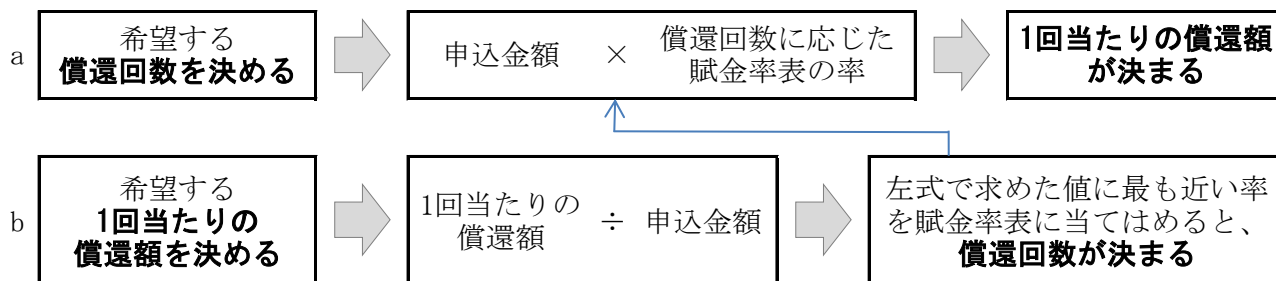
借替によって消滅した旧貸付金は、全額繰上償還とみなします。

2 償還について

- (1) 定期償還…………… 毎月元利均等額で毎月の給与支給日に源泉控除する方法
- (2) 繰上償還
- ① 一部繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法
- ② 全額繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の全部を繰り上げて償還する方法
- (3) 即時償還 …… 借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない方法

(1) 定期償還（1回あたりの償還額の合計が給料月額 $\frac{3}{10}$ 以内）

償還回数及び毎月償還額は借受者の希望により設定できますので、次により設定してください。賦金率表はホームページ現職者のページ又は互助会概要互助会関係例規集をご覧ください。



※ 償還額は、ホームページ貸付事業償還シミュレーション（エクセル版）で確認できます。

(2) 繰上償還

- ア 一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。
一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

イ 申出手続

提出書類	「一部繰上償還申出書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業）） 「全額繰上償還申出書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））
申出締切日	繰上償還を希望する前月末日（休日の場合はその前日）（必着）
払込方法	互助会が送付する振込用紙により、金融機関で払い込む。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

- ア 会員の資格を喪失したとき
- イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき
- ウ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- エ 住宅貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき
- オ 申込理由が借金返済に関するとき
- カ その他貸付規程に違反したとき

※ 借受人が会員の資格を喪失したときは、給付金から未償還元利金相当額を控除します。また、退職手当からの控除を希望する場合は、「互助会償還金控除承諾書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））を提出してください。

(4) 償還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申出により償還が猶予できます。ただし、住宅等が非常災害により損害を受けたときを除き、新規貸付後は数か月の償還が必要。

※ 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

事由	猶予期間	提出書類
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業の期間の範囲内で希望する期間	○ 「償還猶予申出書」 ホームページ現職者のページ (貸付事業) ○ 添付書類 ・ ①③④…承認辞令 (写) ・ ②…休暇簿 (介護休暇用) (写) ・ ⑤…休職期間の分かるもの ・ ⑥…被災状況証明書 (別紙様式第6号) 又は、市町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書 (写)
②介護休暇の承認を受けたとき	介護休暇の期間の範囲内で希望する期間	
③大学院修学休業の承認を受けたもの	大学院修学休業の期間の範囲内で希望する期間	
④配偶者同行休業の承認を受けたもの	配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間	
⑤疾病により無給休職のもの	疾病による無給休職の期間の範囲内で希望する期間	
⑥住宅等が非常災害により損害を受けたとき	申出日の属する月の翌月又は償還開始から12月の範囲内で希望する期間	

3 完了報告書について

住宅貸付の貸付けの対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書 (貸付決定時送付、またはホームページ現職者のページ (貸付事業)) を提出してください。

申込事由	必要書類
住宅の新築	建物登記事項証明書 (原本) (登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。)
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書 (原本)、土地登記事項証明書 (原本)
マンションの購入	建物登記事項証明書 (原本)
住宅の増築、改築	建物登記事項証明書 (原本) (登記しない場合は工事引渡書の写し、又は工事費領収書の写し)
住宅の修理、住宅借入、敷地補修、敷地借入	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書 (原本)
他共済への返済	他共済への払込領収書の写し

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために、住宅貸付けを受けた借受人は、貸付日から 5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に 5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は「建築報告書」 (ホームページ現職者のページ (貸付事業)) に当該住宅の建物登記事項証明書 (原本) を添付して提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、互助会が借受人に担保 (連帯保証人や抵当権の設定等) を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

互助会が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

保険料は互助会の負担です。

(2) 団体信用生命保険制度

この保険は、借受人が死亡又は所定の高度障害状態となった場合に、未償還金が保険金で支払われる制度です。

ア 対象者 新しく借りられる方のうち希望者

イ 貸付金種別 全ての貸付金

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築等した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。互助会の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属を通じて送付しています。(毎年10月末に発送していますので、所属あて通知書を御覧ください。)

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

【提出書類】

提出書類	貸付種別	共済組合								互助会											
		一般・特別	教育	災害	医療	結婚	葬祭	住宅	高額医療	出産	様式集	一般	自動車	結婚	子育て支援	教育	災害	医療	介護	住宅	様式
申込書		○	○	○	○	○	○	○	○	P55	○	○	○	○	○	○	○	○			
借用証書		○	○	○	○	○	○	○	○	P57	○	○	○	○	○	○	○	○			
個人情報の取扱いに関する同意書		○	○	○	○	○	○	○	○	P58	○	○	○	○	○	○	○	○			
借入状況等申告書（共済組合のみ）		○	○	○	○	○	○	-	-	P59	-	-	-	-	-	-	-	-			
購入の場合は注文書等の写し、 修理等の場合は費用見積書の写し		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-			
合格証明書の写し又は入学証明書 若しくは在学証明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
必要額が分かる次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注） （一般・特別貸付は送金額が100万円以上の場合のみ必要）	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
留学証明書（留学の場合）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
婚姻前6月 挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書		-	-	-	-	○	-	-	-	P69	-	-	-	-	-	-	-	-			
婚姻後6月 戸籍謄本又は抄本		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
婚姻前3月 挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書 又は結婚証明書		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-			
婚姻後1月 戸籍謄本又は抄本		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-			
市区町村、警察署、消防署等の り災証明書		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-			
医師又は歯科医師の診断書の写し		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
保険医療機関等が発行する請求書 又は領収書の写し		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
住民票（写し可）（対象となる子との 続柄が確認できるもの）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-			
介護（要支援1以上）の事実が確認できる 書類及び会員との続柄が確認できる 書類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○			
葬祭対象者の死亡の事実及び 組合員との続柄が確認できる書類 ・葬祭等を事由に申し込む場合 葬祭等を行うことを明らかにする 書類の写し ・墓地の取得等を事由に申し込む場合 購入費用及び購入日を確認できる 書類の写し		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
母子健康手帳の写し（表紙部分）		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
正常分娩の場合は、出産予定日まで 2月以内であることを証明する書類 （出産（分娩）予定日証明書等）		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
妊娠4月以上の異常分娩又は人工中絶 の場合は、妊娠4月以上であることを 証明する書類及び医療機関等が発行 する請求書又は領収書の写し		-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

ホームページ現職者のページ（貸付事業）

（注） 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

【 教育貸付（共済組合）における「合格証明書の写し又は入学証明書若しくは在学証明書」】

貸付けの対象となる教育機関が公立の小中学校の場合、入学又は修学の事実を証明することのできる書類として、申立書（任意の様式）を提出してください。

なお、必要額が確認できる書類により、教育貸付けの対象者及びその者が入学又は修学する学校等を確認できる場合は、提出を省略することができます。

* 申立書の記載事項：生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日

【 教育貸付（共済組合）における「必要額が確認できる書類」】

区 分	必 要 書 類
教育機関に支払う費用	(1) 入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類 （納付書の写し、納付の通知書の写し等） (2) その他の諸経費等 次のいずれかの書類 ①納付書等の写し ②契約書の写し ③請書の写し ④請求書の写し ⑤領収書の写し ⑥見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※） ⑦納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
通学のための交通費	6 箇月定期券の写し
下宿代・アパート代	必要額が確認できる賃貸借契約書の写し（契約期間、家賃、共益費、寮費等が確認できる部分を含むもの）
民間金融機関等の教育ローンからの借換えのための費用	①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書 ②過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等
上記以外の費用	次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※）

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

【別表】住宅貸付に係る提出書類（共済組合・互助会）

提出書類	申込事由	建設等					購入等			借入		様式	
		新築	増改築	移築	修理	土地の補修	土地	家屋	土地付家屋 〔マンション含む〕	土地	建物	共済組合	互助会
申込書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P56	ホームページ現職者のページ (貸付事業) 参照
借用証書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P57	
個人情報の取扱いに関する同意書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P58	
借入状況等申告書（共済組合のみ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P59	
工事請負契約書の写し 〔契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可〕		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-		
互助会：工事請負契約書に代わり見積書の写しで可		-	○	○	○	○	-	-	-	-	-		
不動産売買契約書の写し		-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
土地登記事項証明書		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
農地転用許可書の写し 〔土地の地目が田・畑になっている場合〕		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-		
建物登記事項証明書		-	○	○	○	-	-	○	○ 工事中の場合は不要	-	-		
工事承諾書 〔土地・建物の名義が申込人以外の場合〕		○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	P64	
確認済証の写し 〔確認不要地の場合は、工事届書の写し又は建築確認不要証明書〕		○	○	○	-	-	-	-	○ 工事中の場合に必要	-	-		
平面図 〔増改築・修理の場合、工事部分だけではなく全体の平面図〕		○	○	○	○	○ 土地	-	○	○	-	○		
誓約書		-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	P65	
り災証明書 〔非常災害による申込の場合〕		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-		
賃貸借契約書の写し		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		

上記のほかに以下の書類を提出してください。

- 住宅災害貸付
・り災証明書
- 介護構造部分に係る貸付
・在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式集P66）
・該当個所のわかる住宅の平面図等（※）
・該当個所に係る工事費用見積書又はそれに相当する書類（※）

※ 住宅貸付の添付書類で確認できる場合は省略できます。

また、新築又は購入する住宅が住宅金融公庫のバリアフリータイプに適合しているとき又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類（設計審査に関する通知書等）をもって代えることができます。

- その他、実情に応じて支部長が必要と認めた書類が必要です。

17 退職するとき

(1) 退職手当

◀ 県 ▶

○ 支給要件

退職手当は、県費負担の常勤職員で6月以上勤続し退職した者に支給します。

また、フルタイムの会計年度任用職員については、原則、勤務した日（週休日、祝日、欠勤等は含まない）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えて退職した場合、支給対象となります。

なお、60歳以降に退職する方は、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」をご参照ください。

項目	給付内容	提出書類	様式集
〔退職理由〕 ・自己都合退職 ・定年退職(*3) ・公務外傷病による退職等	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2)	・退職手当受給調書 2部	P70
〔退職理由〕 ・応募認定退職（一号） 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳以下の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03) ×(60歳－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)＋退職手当の調整額(*2)	・退職後動静申立書 1部 ・退職所得の受給に関する申告書 1部	P71 P72
〔退職理由〕 ・公務外死亡による退職 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2)	・死亡退職用の退職手当受給調書 2部 ・戸籍謄本（原本） 1部 ・死亡診断書（死体検案書）（コピー可） 1部 ・個人番号等確認書類の提出用紙（死亡退職用） 1部	P74 P75
〔退職理由〕 ・公務上死亡・傷病による退職 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳以下の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03) ×(60歳－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)＋退職手当の調整額(*2) * 60歳以上の者にも特例措置が適用される 60歳以上の者は一律2%の割増		
〔退職理由〕 ・上記以外の退職	※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。		

*1 別表1参照

*2 別表2参照

*3 60歳に達した後の退職を含む。給付内容については、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」を参照。

- ① 勤続期間は、職員として引き続いた在職期間をいい、休職期間はその1/2期間を除算する。（育児休業は1/3期間を除算する場合がある。専従休職期間は全期間除算する。）
- ② 在職期間は月を単位として計算し、1日でも在職していれば1月と計算する。また、その期間に年末満の月数等がある場合は切り捨てる。
- ③ 職員が退職した日の翌日に、引き続いて他の地方公務員等となり山口県の勤続期間が通算される場合は、山口県の職員としての退職手当は支給しない。
- ④ 再任用職員は退職手当支給の対象職員ではない。

別表1

● 退職手当支給率一覧表【平成30年3月20日以降：調整率83.7/100】

退職事由 勤続期間・年	自己都合	災害期間・ 傷病・ 病了・ ・ 募 公事認定 務外都 死亡・ 等 勤・	（公務外 災害 傷病 を除く）	公務上・ 公務上・ 死亡・ 傷病 ・ 認定 （二号） ・
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605
12	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171
13	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815
14	9.64224	15.066	12.0528	18.0792
15	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025
16	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413
17	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235
18	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034
19	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445
20	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655
21	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655
22	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276
23	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865
24	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897
25	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709	46.7883	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

退職手当の調整額

別表 2

● 退職手当の調整額に関する職員の区分（職務の級）について

調整額の区分		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
調整月額（円）		65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政	H18.3まで	11	10	9	8	7	6	5・4	3・2・1
	H18.4から	9	8	7	6	5	4	3	2・1
現業 （※注）	H18.3まで	—	—	—	—	—	2	2・1	1
	H18.4から	—	—	—	—	—	5	4	3・2・1
海事	H18.3まで	—	—	—	6	5	4	3	2・1
	H18.4から	—	—	—	6	5	4	3	2・1
研究	H18.3まで	—	5(管2種・役20%)	5(管2種)	5	4	3	2(専門研究員)	2・1
	H18.4から	—	5(管2種・役20%)	5(管2種)	5.4(役15%)	4(役10%)			
医療 （二）	H18.3まで	—	—	—	7・6	—	5	4・3	2・1
	H18.4から	—	—	—	7・6	—	5	4・3	2・1
教育 （一）	H18.3まで	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管3種・5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1
	H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管3種・5種)			
教育 （二）	H18.3まで	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1
	H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管5種)			

※ 管：管理職手当区分（平成18年度まで：2種=20%、3種=16%、4種=14%、5種=12%、6種10%）

※ 役：期末手当の役職段階別加算率

※（注）現業職の調整額の区分について、第6号区分は20,850円、第7号区分は16,700円となります。

なお、勤続24年以下の場合の第7号区分は0円となります。

退職手当の調整額は、職員の在職期間の職務の級に応じて調整額の区分を決定し、その調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額とします。

職務の級に応じた調整額の区分は、上表のとおりです。

なお、勤続9年以下の自己都合退職は調整額は支給されません。

また、勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については2分の1の額となります。

(2) 任意継続組合員制度

◀ 共済組合 ▶

任意継続組合員制度とは、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き共済組合員の資格を得ることができ、医療給付をはじめ、在職中とほぼ同様の短期給付(※)を受けることができる制度です。

現職の退職時だけでなく、再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員で共済組合員であった方が退職する場合にも加入することができます。

※ 「休業手当金」、「育児休業手当金」、「介護休業手当金」、「出産手当金」、「傷病手当金」、「傷病手当金附加金」は支給対象外。(「出産手当金」及び「傷病手当金」については、退職による資格喪失後の給付を受ける場合は除く。)

加入資格	退職の日の前日までに引き続き1年以上(1年と1日以上)組合員であった者で、次に該当する者 ① 他の健康保険に加入しない者 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者
加入期間	退職日の翌日から2年を限度とする期間
申出期限	退職の日から起算して20日以内
掛金の額	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の者が対象)の2つがあり、掛金の額は、「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」×「掛金率」で算定します。 「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」は、次の①又は②のいずれか低い額となります。 ① 退職時の標準報酬月額 ② 前年度9月30日現在における全組合員の標準報酬月額
掛金の払込方法	次の2つのいずれかを選択することができ、申出時に指定された本人の預金口座からの引落としとなります。 ① 一括払い(前納) 1年分の掛金を一括して引落とし。年4.0%の複利原価率での割引あり。 ② 各月払い 毎月21日(休日の場合は翌営業日)に翌月分の掛金を引落とし。 ※ 任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過分・過払い分の掛金は還付します。ただし、加入した月と同じ月に資格を喪失した場合は、その月の掛金は徴収します。
払込期限	初めての払込み：退職の日から起算して20日以内 2回目以降の払込：継続しようとする月の前月まで
資格喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 再就職し、公立学校共済組合の組合員になるとき ⑤ 再就職し、他の健康保険制度に加入したとき ⑥ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき (家族の健康保険の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合など)
提出書類	① 任意継続組合員申出書兼任意継続掛金の預金口座振替申込書(様式集(任)-1) ※ 銀行で口座番号の確認を受けた後、所属所経由で共済組合に提出。 ② 公立学校共済組合任意継続掛金の預金口座振替依頼書(様式集(任)-2) ※ 銀行に提出。 ③ 被扶養者申告書(様式集(任)-5) ※ 退職日に共済組合の被扶養者として認定を受けている家族がいる場合、継続認定、取消しのいずれの場合にも提出が必要。

注) 年度末退職に限り、申出期限や掛金の払込方法、払込期限等、上表と一部異なる取扱いとされているものがあります。

詳細は、退職事務説明会資料を参照してください。

(3) 退職後の諸給付（資格喪失後の給付）

◀ 共済組合 ▶

次の給付については、組合員資格喪失後も受けることができます。

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 出産費 500,000円</p> <p>※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）6か月以内に出産した場合に支給する。 ただし、退職後、出産するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<p>◀ 直接支払制度利用 ▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費等請求書 ・ 出産費等内払金支払依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の内訳を記した明細書（写） ・ 合意文書（写） 	P28 P28-3
	<p>◀ 受取代理制度利用 ▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※ 出産予定日の2か月前に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳（写） 	
	<p>◀ 上記制度利用無し ▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費等請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の内訳を記した明細書（写） 	P28
<p>・ 出産手当金</p> <p>以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員になった場合も含む。）に出産手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産手当金請求書 	P31
<p>・ 傷病手当金</p> <p>給付期間（1年6月間）が満了するまで、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する金額</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職時（任意継続組合員になった場合も含む。）に傷病手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。 任意継続組合員の資格を取得後に発した傷病は除く。</p> <p>(注) 老齢厚生年金又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書（写） ・ 履歴書（写） ・ 出勤簿（写） 	P30
<p>・ 埋葬料 50,000円</p> <p>[要件] 組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）3か月以内に死亡したときに支給する。 ただし、退職後、死亡するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬許可証（写） ※ 請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類（写） 	P29

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

(4) 互助会給付等

≪ 互 助 会 ≫

1 全会員対象事業

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・退職生業資金 毎年度3月分の給料月額 \times 1/100に相当する額に12を乗じた合計額（掛金相当額）に退会日の属する年度に適用される給付率を乗じた額を給付	・退職生業資金請求書		現職者のページ（給付事業）
・結婚祝金 40,000円 会員期間3年以上の者が婚約が決まり退職したときに給付 ※再婚の場合も給付対象	・結婚祝金請求書	・結婚証明書	現職者のページ（給付事業）

2 退職互助部制度

(1) 特別会員となる場合の資格要件

区分	正規職員	臨時的任用職員等																																										
年齢要件	現職会員が55歳以上で退職するとき	一般会員が55歳以上で退職するとき																																										
提出書類	特別会員・配偶者会員 資格取得届（現職者のページ/退職互助部事業）	臨時的任用職員等 特別会員・配偶者会員 資格取得届（現職者のページ/臨時的任用職員及び会計年度任用職員の互助会会員資格等の取扱いについて）																																										
規定掛金	30年間（360月） 退職時にその月数に満たない場合は、下表の区分に応じ、一括納入 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要納入月数</th> <th>不足月数×下記の掛金月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>退職時年齢</th> <th>算定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">55歳～60歳</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61歳以降</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 退職時の給料月額に該当する等級の掛金額を一括納入（一括払掛金額等級表） <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給料月額（退職時）</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>160,000円未満</td><td>331,200円</td></tr> <tr><td>2</td><td>160,000円以上200,000円未満</td><td>340,800円</td></tr> <tr><td>3</td><td>200,000円以上240,000円未満</td><td>350,400円</td></tr> <tr><td>4</td><td>240,000円以上280,000円未満</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>280,000円以上320,000円未満</td><td>369,600円</td></tr> <tr><td>6</td><td>320,000円以上360,000円未満</td><td>379,200円</td></tr> <tr><td>7</td><td>360,000円以上</td><td>388,800円</td></tr> </tbody> </table>		区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>退職時年齢</th> <th>算定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">55歳～60歳</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61歳以降</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> </tbody> </table>	退職時年齢	算定期間	55歳～60歳	36～60歳までの間	300月	61～65歳までの間	60月	61歳以降	36～60歳までの間	300月	61～65歳までの間	60月			等級	給料月額（退職時）	掛金額	1	160,000円未満	331,200円	2	160,000円以上200,000円未満	340,800円	3	200,000円以上240,000円未満	350,400円	4	240,000円以上280,000円未満	360,000円	5	280,000円以上320,000円未満	369,600円	6	320,000円以上360,000円未満	379,200円	7	360,000円以上	388,800円
区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>退職時年齢</th> <th>算定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">55歳～60歳</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61歳以降</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> </tbody> </table>	退職時年齢	算定期間	55歳～60歳	36～60歳までの間	300月	61～65歳までの間	60月	61歳以降	36～60歳までの間	300月	61～65歳までの間	60月																																
退職時年齢	算定期間																																											
55歳～60歳	36～60歳までの間	300月																																										
	61～65歳までの間	60月																																										
61歳以降	36～60歳までの間	300月																																										
	61～65歳までの間	60月																																										
等級	給料月額（退職時）	掛金額																																										
1	160,000円未満	331,200円																																										
2	160,000円以上200,000円未満	340,800円																																										
3	200,000円以上240,000円未満	350,400円																																										
4	240,000円以上280,000円未満	360,000円																																										
5	280,000円以上320,000円未満	369,600円																																										
6	320,000円以上360,000円未満	379,200円																																										
7	360,000円以上	388,800円																																										
配偶者	配偶者が加入する場合は、特別会員と同額の掛金を一括納入																																											
適用事業	別表の事業一覧参照																																											

(2) 特別会員とならない場合（本務者：現職会員が55歳未満で退職するとき等）

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
・脱退一時金 ① 現職会員が退職（退会）し特別会員とならない場合は、現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付 ② 現職会員が死亡した場合、遺族に現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付	・脱退一時金請求書	現職者のページ（退職互助部制度）

【別表】 退職互助部 事業一覧

(注) 事業内容は年度によって変更する場合があります。

事業名		事業内容	申請要否	新制度会員 R5. 4. 1以降 の退職者		旧制度会員 R5. 3. 31以前 の退職者		
				特別会員	配偶者会員	特別会員	加入配偶者	遺族会員※
給付事業	療養補助金	対象年齢：55～85歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 2,000円を控除した額に80%を乗じた額 (100円未満切捨)	要	○	○	/		
		対象年齢：75歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 特別会員は2,000円、加入配偶者及び遺 族会員は3,000円を控除した額に80%を 乗じた額 (100円未満切捨)						
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に5日 以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円 を給付 (年度内14日を限度)	要	/		○	-	-
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に 給付 (20,000～100,000円)	要			○	○	/
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に 給付 (30,000～70,000円)				○	-	
	退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望し た場合に給付 (10,000～100,000円)	要	○	○	/		
長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈 (米寿20,000円、白寿30,000円)	-	○	○	○			
福利厚生事業	地区活動運営費 助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区 集会等の地区活動に要する経費の一部を補助	-	○	○	○	-	○
	退職互助部 だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年4月下旬発行)	-	○	○	○	-	○
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に 対し補助 (構成人員に応じて 10,000円～50,000円)	要	○	○	○	○	○
	セントコア山口 宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき 2,000円補助 (3連泊を限度) ※共済組合の宿泊補助との併用不可 (共済の補助優先)	-	○	○	○	○	○
	献花の贈呈	葬儀の際、花環又は生花のお供えする。お供えがで きなかつた場合は、献花料相当額 (13,000円) を遺 族へ送金	要	○	○	○	○	○
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付 (10,000～50,000円)	要	○	○	○	-	○
	人間ドック補助	指定する健診機関で人間ドックを実施したときに補 助 (泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)	要	○	○	○	-	-
	名秀作展入館 補助	指定する展覧会の入館料を一部補助 (入館料の60%程度 限度額400円)	-	○	○	○	○	○
教職員相談室 の利用	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に 2名の相談員が相談に応じます。 また、登録制によるお見合い事業も実施 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)	-	○	○	○	○	○	
保険	TGJ傷害保険	日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補 償する傷害保険の取扱い (加入時期：通年、保険料：年2回口座振替)	要	○	○	○	○	○

※旧制度会員の遺族会員について：特別会員が死亡した場合、加入配偶者が遺族会員に変更となる。

18 再任用されたとき

■常勤で再任用されたとき

◀ 県 ▶ 児童手当については、県から認定・受給となります。
詳しくは、「6 児童手当の支給を受けるとき」を御覧ください。

◀ 共済組合 ▶ 常勤で再任用され、引き続き共済組合員としての資格を有する場合、退職前とほぼ同様の給付を受けることになります。（組合員資格の詳細は、P1を参照）

短期給付	定年退職前と同様に適用
厚生年金	組合員として在職中のため、老齢厚生年金は支給を停止。 (給与の額と年金額に応じて一部支給されることがあります。)
福祉事業	定年退職前と同様に適用。 〔貸付事業については、特別貸付、高額医療貸付のみ利用できます。 内容については、P53を参照してください。〕

◀ 互助会 ▶

- 現職事業 …… 引き続き現職会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用されます。
(下表参照)
- 退職互助部事業 (特別会員として異動した場合)
…… 特別会員の資格を有し、現職事業と重複する事業が調整して適用されます。
(下表参照)

現 職 事 業	適用の可否	退職互助部事業	適用の可否
給付事業	○	給付事業 (注1)	×
福利厚生事業	○	福利厚生事業 (注2)	△
貸付事業	×	保険事業 (T G J 傷害保険)	○
保険事業 (生活サポートプラン及び医療保険)	△		

(注1) 配偶者会員又は加入配偶者が、公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業から療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用

(注2) セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助 以外の事業は適用

■フルタイム暫定再任用期間が終了したとき

◀ 県 ▶ 退職手当については、再任用職員は退職手当条例適用除外となっており、再任用期間に対する退職手当は支給されないため、手続きは不要です。

◀ 共済組合 ▶ 組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。

◀ 互助会 ▶

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業 (再任用となったときに特別会員に異動している場合)
…… 退職互助部の全事業が適用されます。

■定年前再任用短時間勤務で再任用された場合

◀ 県 ▶ 児童手当については、住所地の市町村から認定・受給となります。
詳しくは、各市町村へお尋ねください。

◀ 共済組合 ▶

共済組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。
※短時間勤務であっても、週20時間以上・月額賃金8.8万以上等の要件を満たす場合は、短期組合員として共済組合の資格があります。

◀ 互助会 ▶

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業 (特別会員に異動した場合)
…… 退職互助部の全事業が適用されます。

(4) 厚生年金給付の種類と概要

項目	給付内容
<p>特別支給の老齢厚生年金 (65歳まで)</p>	<p>〔要件〕 次の要件をすべて満たしているときに、支給開始年齢から65歳にあるまでの間、受給できます。</p> <p>①支給開始年齢以上であること。 ②厚生年金被保険者期間が1年以上であること。 ③受給資格期間が10年以上であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">用語説明</p> <p>○支給開始年齢 (P85 別表1) 参照</p> <p>○厚生年金被保険者期間 厚生年金被保険者(一般・国共済・地共済・私学共済)であった期間をいいます。平成27年10月以前の共済組合の組合員であった期間も含まれます。</p> <p>○受給資格期間 受給資格期間とは、次のⅠからⅢまでの期間を合計した期間をいいます。 Ⅰ 厚生年金被保険者期間 Ⅱ 国民年金の保険料納付済期間(国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。)および国民年金の保険料免除期間 Ⅲ 合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)</p> </div> <p>〔給付内容〕 報酬比例部分(注1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年3月31日までの期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{加入期間の月数}$ </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(平成15年4月1日以後の期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1000 \times \text{加入期間の月数}$ </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。 ・ 障害者、長期加入者の特例の適用(P85)を受けることとなった者は、定額部分および加給年金額が請求できます。 ・ 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p>(注1) 給付乗率 7.125/1000、5.481/1000は、その者の生年月日に応じ経過措置があります。(P86 別表2)</p>
<p>老齢厚生年金 (65歳から)</p>	<p>〔要件〕 次の要件をすべて満たしているときに、65歳から受給できます。</p> <p>①65歳以上であること。 ②厚生年金被保険者期間があること。 ③受給資格期間が10年以上であること。 ※「厚生年金被保険者期間」、「受給資格期間」の説明については、上記特別支給の老齢厚生年金での説明をご参照ください。</p> <p>〔給付内容〕 次の(ア)(イ)(ウ)の金額を合算した額</p> <p>(ア) 報酬比例部分 (特別支給の老齢厚生年金に同じ) (イ) 経過的加算</p> $1,657\text{円} \times 1 \text{ (令和5年度額)} \times \text{組合員期間の月数 (480月が限度)} - 795,000\text{円} \times 2 \text{ (令和5年度額)} \times \text{組合員期間のうち老齢基礎年金の算定基礎となった月数} / 480$ <p>※1 68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)は、1,652円 ※2 68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)は、792,600円</p>

項目	給付内容				
老齢厚生年金 (65歳から)	<p>(ウ) 加給年金額</p> <p>厚生年金被保険者期間が20年以上である者が65歳に達した当時、その者と生計を共にしている65歳未満の配偶者、18歳に達した日の属する年度末までの間にある子、20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子で、収入が850万円（所得が655.5万円）未満である者を有する場合、次の加給年金額が加算されます。</p> <p>なお、配偶者が長期在職（20年以上かそれと同様とみなされるもの）に係る老齢（退職）または障害を事由とする公的年金の支給を受けることができるときは、加給年金額の支給を停止する場合があります。</p> <p>○ 配偶者の加給年金額（令和5年度額） 397,500円</p> <p>○ 子の加給年金額（令和5年度額）</p> <table border="1" data-bbox="427 524 1034 591"> <tr> <td>2人まで1人につき</td> <td>228,700円</td> </tr> <tr> <td>3人目から1人につき</td> <td>76,200円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額と、平成27年10月以降の公務員期間を基礎とする年金払い退職給付がそれぞれ支給されます。 在職中の場合は、給料との調整措置があるため、年金額の全部または一部が支給停止となります。 <p><老齢厚生年金の繰上げ支給></p> <p>老齢厚生年金の受給要件の②および③を満たしている者は、60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げ請求を行い、繰上げ請求を行った翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。</p> <p>ただし、年金額は繰上げた月数1か月あたり0.4%（昭和37年4月1日以前に生まれた方は0.5%）が減額され、減額は生涯続きます。</p> <p>また、老齢基礎年金および、他の実施機関の老齢厚生年金の受給権を有する場合、同時に繰上げ請求する必要があります。（すべて減額支給となります。）</p> <p><u>繰上げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰上げ請求後は、その決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害厚生年金（障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金）を請求することはできません。 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。 繰上げ請求後は、原則、老齢厚生年金の障害の特例や長期加入者の特例に該当しても、これらの適用は受けられません。 <p><老齢厚生年金の繰下げ支給></p> <p>65歳に到達時点で老齢厚生年金の請求をしないで、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、申し出た月の翌月分から繰下げた月数1か月あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。ただし、65歳から繰下げの申出をするまでの間の年金の支給はありません。（加給年金額も支給されません。）</p> <p><u>繰下げ請求する際の主な注意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳）に到達するまで1か月単位で行うことができます。 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。 老齢基礎年金も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はなく、異なる時期に繰り下げる場合は、それぞれに申出が必要です。 障害を事由とする年金（障害基礎年金を除きます。）または遺族を事由とする年金の受給権を有する場合や、65歳以降の老齢（退職）を事由とする年金を受給している者は、繰下げの申出ができません。 <p><老齢基礎年金></p> <p>65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は、40年間（20～60歳）保険料を納付した場合67歳以下は795,000円、68歳以上は792,600円（令和5年度額）です。保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。</p>	2人まで1人につき	228,700円	3人目から1人につき	76,200円
2人まで1人につき	228,700円				
3人目から1人につき	76,200円				

項目	給付内容
障害厚生年金	<p>[要件]</p> <p>障害厚生年金は、次の要件をすべて満たしているときに、受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。 ② 障害認定日または障害認定日後、65歳に達する日の前日までの間に、障害の等級が1級から3級までの状態にあること。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">用語説明</p> <p>○初診日 病気にかかり、または負傷した者が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。</p> <p>○障害認定日 原則として初診日から1年6か月を経過した日をいいます。</p> <p>○保険料の納付要件 初診日の前日に、以下のいずれかを満たしていることが必要となります。 I 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間を除いた期間が3分の2以上あること。 II 初診日（注記）の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと。 （注記）初診日が令和8年3月31日以前のときで、初診日に65歳未満であるときに限られます。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金の等級は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。（P86 別表3） <p><事後重症制度></p> <p>障害認定日に3級以上の障害に該当しなくても、65歳に達する日の前日までに3級以上の障害に該当したときは、請求により障害厚生年金が支給されます。</p> <p>[給付内容]</p> <p>①障害等級が2級又は3級の場合</p> <p>次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">（平成15年3月31日までの期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">（平成15年4月1日以後の期間）</p> <p style="text-align: center;">平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入期間の月数は、障害認定日の属する月までの月数です。また、その期間が300月未満のときは、300月とします。（加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。） ・ 障害等級が3級の場合で、報酬比例部分の額が596,300円（令和5年度額）より少ないときは、596,300円とします。 <p>（イ）加給年金額（障害等級が2級の場合）</p> <p>受給権者により生計を維持していた65歳未満の配偶者があるとき支給されます。なお、配偶者が老齢厚生年金等の支給を受けるときは加給年金額の支給を停止する場合があります。</p> <p style="text-align: center;">228,700円（令和5年度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額（障害共済年金）を支給します。

項目	給付内容
障害厚生年金	<p>②障害等級が1級の場合 次の（ア）（イ）の金額を合算した額</p> <p>（ア）報酬比例部分 ①の（ア）× 125/100 （イ）加給年金額 ①の（イ）に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> この他、初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金に限り、平成27年9月までの組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過職域加算額（障害共済年金）を支給します。 <p><二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の障害厚生年金> 障害認定日に二つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する者の障害厚生年金は、それらの期間が一つであるものとみなして、初診日が属する実施機関において決定されます。</p> <p><在職中の障害共済（厚生）年金> 障害共済年金は、平成27年9月までは、在職中は支給が停止されていましたが、平成27年10月以降は、在職中であっても支給されることとなりました。 障害厚生年金（受給権発生が平成27年10月以降の障害を事由とする年金）についても同様に、在職中であっても支給されます。 ただし、職域加算額については、公務員共済の組合員である間は支給停止されます。</p> <p><障害基礎年金> 障害等級が1級または2級に該当する場合、障害基礎年金も併せて受給できます。年金額は、67歳以下の場合は1級が993,750円、2級が795,000円、68歳以上の場合は1級が990,750円、2級が792,600円（令和5年度額）です。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p>
障害手当金	<p>[要件] 次のすべての要件を満たしているとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。 ② 障害の原因となった病気やケガが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」といいます。）に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。 ③ 保険料納付要件を満たしていること。 ④ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。 ⑤ 障害の原因となった病気やケガについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。 <p>[給付内容] 次の金額に 200/100 を乗じた額 報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（平成15年3月31日までの期間） 平均標準報酬月額 × 7.125 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（平成15年4月1日以後の期間） 平均標準報酬月額 × 5.481 / 1000 × 加入期間の月数</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。 （加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。） 障害手当金の額が1,192,600円より少ないときは、1,192,600円（令和5年度額）とします。

項目	給付内容										
遺族厚生年金	<p>[要件] 厚生年金被保険者であった者が、次のいずれかの要件に該当するときに、その遺族が受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者期間に死亡したとき ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ③ 障害等級が1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金等の受給権者が死亡したとき ④ 受給資格期間が25年以上である者が死亡したとき <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right; margin: 0;">用語説明</p> <p>○遺族 遺族厚生年金を受給できる「遺族」は、被保険者であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持されていた者のうち、下表に該当する者が対象です。優先順位1から4までのうち最も順位の高い者が受給できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">優先順位</th> <th style="width: 20%;">1</th> <th style="width: 20%;">2</th> <th style="width: 20%;">3</th> <th style="width: 25%;">4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遺族</td> <td>夫(55歳以上) ・妻・子</td> <td>父母 (55歳以上)</td> <td>孫</td> <td>祖父母 (55歳以上)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生計を維持されていた」とは、被保険者の死亡の当時、生計を共にしていた者のうち、恒常的な収入が年額850万円以上にならないと認められる者をいいます。 ・ 夫、父母、祖父母は、被保険者であった者の死亡時に55歳以上であることが必要です。 また、年金の受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に関し、60歳前から遺族厚生年金も併せて受給できます。 ・ 子および孫は、被保険者であった者の死亡時、以下のいずれかに該当することが必要です。 >18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。 >20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと。 ・ 夫の死亡時に30歳未満で子がいない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります <p>(注) ①及び②に該当する場合は、死亡した者が以下の要件を満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳に到達した月から死亡日の属する月の前々月までの期間のうち、受給資格期間から合算対象期間(海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる者が任意加入していなかった期間等をいいます。)を除いた期間が3分の2以上あること。 ・ 死亡日(死亡日が令和8年3月31日以前のときで、死亡した者が65歳未満であった場合に限られます。)の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料の未納期間がないこと。 <p>[給付内容] 報酬比例部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(平成15年3月31日までの期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{加入期間の月数} \times 3 / 4$ </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(平成15年4月1日以後の期間)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times 5.481 / 1000 \times \text{加入期間の月数} \times 3 / 4$ </div> <p>(注) 要件の①, ②, ③に該当する場合、加入期間の月数が300月未満のときは、300月とします。(加入期間が平成15年4月1日に引き続くときは、それぞれの加入期間に応じて按分することとなります。)</p> <p>中高齢寡婦加算 受給権者が40歳以上65歳未満の妻であり、かつ、18歳未満の子がいないこと等により国民年金法による遺族基礎年金を受給できないときは、上記により算定した額に、596,300円(令和5年度額)が加算されます。 (注) 要件の④に該当する場合は、厚生年金被保険者期間が20年以上ある者に限り加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、旧遺族共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額(遺族共済年金)が支給されます。 <p><遺族基礎年金> 遺族に該当する者が「配偶者であって子と生計を同じくしている者」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。年金額は、67歳以下は795,000円、68歳以上は792,600円(令和5年度額)で、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。</p> </div>	優先順位	1	2	3	4	遺族	夫(55歳以上) ・妻・子	父母 (55歳以上)	孫	祖父母 (55歳以上)
優先順位	1	2	3	4							
遺族	夫(55歳以上) ・妻・子	父母 (55歳以上)	孫	祖父母 (55歳以上)							

項目	給付内容
遺族厚生年金の失権	<p>次のいずれかの要件に該当したとき、遺族厚生年金の受給権は失権します。</p> <p>① 受給権者が死亡したとき</p> <p>② 受給権者が婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときも含みます。）</p> <p>③ 受給権者が直系血族および直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含みます。）となったとき</p> <p>④ 受給権者と被保険者であった者との親族関係が離縁によって終了したとき</p> <p>⑤ 受給権者である子または孫（障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にある子または孫は除きます。）が18歳に達した日以後の最初の3月31日を終了したとき</p> <p>⑥ 受給権者である子または孫で、障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子または孫を除きます。）について、その事情がなくなったとき。または20歳に達したとき</p> <p>⑦ 受給権者である父母、孫、祖父母で、被保険者であった者の死亡の当時、胎児であった子が出生したとき</p> <p>⑧ 受給権者が30歳未満である妻が、ア または イ に該当したとき</p> <p>ア 夫の死亡により、遺族基礎年金の受給権を有しないときは、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年が経過したとき</p> <p>イ 遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したとき</p>

退職届書	<p>退職届書は、退職時に老齢厚生年金の受給権を満たしていない者が、将来の年金受給にそなえ、共済組合の加入期間等を年金の待機者として登録するために提出するものです。</p> <p>1 支給開始年齢前に退職した者</p> <p>2 在職中に障害厚生年金受給権を取得している者のうち、老齢厚生年金の支給開始年齢前に退職した者</p>
------	--

(5) 退職等年金給付（年金払い退職給付）

①概要と種類について

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から、「年金払い退職給付」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上引き続き組合員期間を有する者が、退職後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。（60歳からの繰上げ、また、受給権が発生し10年経過後までの繰下げも可能です。） ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 ・有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します。（一時金の選択も可能です。一時金の請求の際には、退職手当等の源泉徴収票が必要となる場合がありますので、源泉徴収票を保管しておいてください。） <ul style="list-style-type: none"> ・受給者が死亡した場合は、有期年金の残余部分が遺族(P80)に一時金として支給されます。終身年金は終了します。
公務障害年金※	・公務による傷病により障害の状態になった者に、障害の状態である間、支給されます。
公務遺族年金※	・公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給されます。

※通勤災害や公務外による場合は、年金の対象になりません。

②保険料について

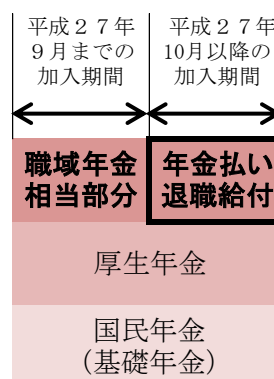
厚生年金の保険料とあわせて、別途、「年金払い退職給付」の保険料（労使あわせて保険料率（注）1.5%を上限）の負担をしていただくこととなります。

（注）保険料率＝掛金率＋負担金率のことであり、労使折半となります。

③経過措置について

平成27年10月以降に年金の受給権が発生する者で、平成27年9月までの加入期間がある者については、その期間に応じた「職域年金相当部分」の年金が支給されます。その者に平成27年10月以降の加入期間がある場合は、その期間に応じた「年金払い退職給付」も支給されることとなります。

●平成27年10月以降に受給権が発生する年金



(6) 年金の支給制限

①雇用保険法による給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者（特別支給、繰上げ支給の年金受給者）が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために雇用保険法による求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、求職の申込みを行った翌月から基本手当の所定受給日数を受け終わる月までの間、老齢厚生年金の支給が停止されます。

また、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者として在職中のため年金の一部の支給が停止されている間に、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けるようになると、その間、老齢厚生年金は、全部または一部が支給を停止されます。

年金の受給開始と同時または年金受給後に、これらの給付を受けることとなったときは、その旨を公立学校共済組合本部（東京）に届け出てください。

一般の公務員は、雇用保険の被保険者とされないため調整の対象となりませんが、暫定再任用職員、公立大学法人等に勤務する者、また、公務員を退職後、民間会社等の雇用保険適用事務所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、調整の対象となります。

②在職中の年金の取扱いについて

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給者が、常勤の公務員・私立学校・民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「賃金＋年金」の額が一定基準額（令和5年度は48万円）を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。（以下「在職停止」といいます。）

◆在職中の支給停止額

総報酬月額相当額（※1）と基本月額（※2）の合計額が月額48万円（※3）を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 48\text{万円}) \times 1/2$$

（※1）「総報酬月額相当額」とは、その月の標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額（ボーナスなど）×1/12を合算したものです。

（※2）「基本月額」とは、老齢厚生年金額の1/12のうち、経過的加算額および加給年金額を除いた額です。

（※3）「48万円」は令和5年度における停止基準額です。今後停止基準額については変動する場合があります。

○ 職域加算額は、公務員共済の組合員である間は支給停止となります。

○ 複数の実施機関から年金の支給を受けている者が在職中の場合、すべて合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

(7) 各年金の請求方法

老齢厚生年金	支給開始年齢を迎えられる直前に、待機者には共済組合本部、在職者には山口支部、退職後に再就職、あるいは短期組合員となり厚生年金被保険者となった場合には最後に加入された実施機関から必要書類を送付します。	
退職等年金給付 (年金払い退職給付)	65歳到達時（65歳到達時に在職中の場合は退職時）の直前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に公務員として再就職した場合は、最後に加入した公務員共済組合）から必要書類を送付します。	
遺族・障害厚生年金	要件に該当したときは申し出てください。必要書類を送付します。	
退職届書	若年退職時	一般組合員退職連絡票を受けた後、必要書類を送付します。
	定年退職時・ フルタイムの 暫定再任用 退職時	退職前に所属所あてに必要書類を送付します。

(8) 年金の給付制限

組合員または組合員であった者が以下に該当する処分を受けたとき、その者が支給を受ける退職給付または障害給付の額のうち、職域年金相当部分等の額及び年金払い退職給付の全部又は一部を支給しないこととされています。

- ・禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・停職以上の懲戒処分を受けたとき
- ・退職手当支給制限等の処分を受けたとき

また、遺族給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられたときも、その者が支給を受ける遺族給付の額のうち、職域年金相当部分等の額の一部を支給しないこととされています。なお、退職給付または障害給付を受給している者が禁錮以上の刑に処せられて、その刑の執行を受けるときは、その間、職域年金相当部分等の額の支給が停止されます。

(9) 退職一時金の返還

昭和54年12月31日以前に、組合員期間が1年以上20年未満で退職した場合には、退職一時金を支給する制度がありました。

この制度により退職一時金の支給を受けた期間が、年金額を計算する際の組合員期間に含まれる場合には、同一の組合員期間について年金と一時金の二重の給付が行われることを防止するため、受給した退職一時金の額に「利子」相当額を加えた額を共済組合に返還することとされています。退職一時金の返還は、年金の請求時に選択する次の①または②の方法により行います。

- ① 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。
- ② 1年以内に現金で一括または分割して返還する。

(10) 併給調整

公的年金制度では、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの種別の年金が支給され、他の年金は停止されます。

この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

(11) 離婚時の年金分割制度

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」といいます。）をした場合に、按分割合について合意した上で婚姻期間中の標準報酬月額と標準賞与額（標準報酬総額）を当事者間で分割することができます。

対象となるのは、平成19年4月1日以後に成立した離婚等に限られますが、同日前の婚姻期間における標準報酬総額も分割の対象となります。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に、当事者一方からの請求により、当事者間の合意がなくても標準報酬総額を2分の1に分割することができます。

(別表1)

老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢

①支給開始年齢の引き上げ

平成12年の改正により、特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢については、段階的に65歳に引き上げられます。

生年月日	▼60歳	▼61歳	▼62歳	▼63歳	▼64歳	▼65歳
昭和28年4月1日以前	60歳					65歳
	特別支給の退職共済年金					退職共済年金または老齢厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)
昭和28年4月2日 ～昭和29年10月1日		61歳	特別支給の退職共済年金			65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)
----- ↓↓↓ 被用者年金一元化 ↓↓↓ -----						
昭和29年10月2日 ～昭和30年4月1日		61歳	特別支給の老齡厚生年金		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日		62歳	特別支給の老齡厚生年金		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日		63歳	特老厚		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日		64歳	特老厚		65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	
昭和36年4月2日～					65歳 老齡厚生年金 老齡基礎年金(国民年金)	

②障害者又は長期加入者の特例

昭和16年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれ、かつ、報酬比例部分の支給開始年齢（60歳～64歳）に達している者（退職している場合に限る。）で、次のア、イに該当するときは、特例として以下の【特例年金額】の額を支給する。

- ア 障害等級の3級以上に該当する障害状態にあるとき。
（その傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日以後において障害の状態にあること。）
- イ 加入期間が44年以上あるとき。

【特例年金額】

特別支給の老齡厚生年金額（P76）に次の額を加算する。

- ・定額部分
1,657円（令和5年度額）× 加入期間の月数（480月が限度）
- ・加給年金額（老齡厚生年金額（ウ）（P77）を参照）

(別表2)

給付乗率表

(千分率)

生年月日	定額単価に乗ずる率	平成15年3月31日まで				平成15年4月1日から			
		厚生年金相当部分	職域年金相当部分		公務上遺族	厚生年金相当部分	職域年金相当部分		公務上遺族
			組合員期間				20年以上	20年未満	
			20年以上	20年未満					
昭和17年4月2日～18年4月1日	1.134	7.543	1.311	0.656	3.19675	5.802	1.008	0.505	2.45850
昭和18年4月2日～19年4月1日	1.099	7.439	1.340	0.675	3.19975	5.722	1.031	0.519	2.46150
昭和19年4月2日～20年4月1日	1.065	7.334	1.368	0.684	3.20150	5.642	1.052	0.526	2.46250
昭和20年4月2日～21年4月1日	1.032	7.230	1.397	0.703	3.20450	5.562	1.075	0.541	2.46550
昭和21年4月2日以後	1.000	7.125	1.425	0.713	3.20600	5.481	1.096	0.548	2.46600

(別表3)

(1) 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの <p>2 両耳の聴カレベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの <p>2 両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p>

障害の程度	障害の状態
2級	10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

(2) 厚生年金保険法施行令別表第1

障害の程度	障害の状態
3級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの 9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの 10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11 両下肢の10趾の用を廃したもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

20 健康管理事業

県、共済組合、互助会では、生活習慣病予防を主眼とした健診事業など各種の健康管理事業を次のとおり行なっています。

◀ 県 ▶

事業名	内 容	時 期	対 象 者 (県立学校、県教委事務局の教職員)	
定期健康診断	問診、視力、身長、体重、尿(糖・蛋白・潜血)、血圧、胸部X線(直接撮影)	4～10月	全員 ※結核健康診断を兼ねる	
	腹囲	〃	全員	
	胃(胃部直接撮影)	〃	35歳以上、35歳未満の希望者	
	血液(17項目検査)	〃	全員	
	心電図(12誘導)	〃	全員	
	聴力	オーディオメーター検査	〃	35歳、40歳以上、新規採用者、会話法の結果異常所見者
		会話法	〃	上記以外の者
	大腸がん(免疫学的便潜血検査2日法)	〃	35歳以上の希望者	
指定年齢健康診断	日帰りドックと同程度	4～11月	35歳、40歳、45歳、50歳の正規職員	
ストレスチェック	調査票によるストレスチェック	年1回	全員	
	医師による面接指導		高ストレス者のうち、面接を希望する者で、実施者が認めた者	
	集団分析		全所属	
特別健康診断	腰痛検査	7～10月	特別支援学校の介護等従事者	

※市町立の学校の教職員を対象とした定期健康診断、ストレスチェックは、各市町教委において実施されます。

◀ 共済組合 ▶

事業名	内 容	時 期	対 象 者
特定健康診査及び特定保健指導	特定健康診査 生活習慣病に着目した健診を実施	7月～	今年度中に40歳以上75歳未満の年齢に達する組合員、任意継続組合員、被扶養者
	特定保健指導 生活習慣の改善が必要な者にリスクに応じた保健指導を実施		
日帰りドック(一部、県実施)	・定期健康診断と同程度の項目に加え、眼底、腹部超音波、骨密度、乳・子宮がん等 ・38歳、48歳、58歳の希望者に脳検査を実施 ・自己負担あり	5～1月	38歳、43歳、48歳、53歳、56歳、58歳、62歳(4月1日現在)の組合員
婦人検診	乳がん、子宮がん(自己負担金あり)	7～2月	女性組合員
胃検診	胃部エックス線撮影 定期健康診断の胃検診に合わせて実施	4～12月	組合員 ただし、定期健康診断の胃検診対象者を除く。
健康教育事業	健康教育講習会の開催経費助成	年間	講習会開催の所属所
	メンタルヘルスに関する啓発用冊子を配布	5月	新規採用の正規職員
メンタルヘルス講習会助成	地域メンタルヘルス対策協議会が開催するメンタルヘルスに関する講習会経費の助成	年間	地域メンタルヘルス対策協議会
ウォーキンググランプリ	1チーム2～3人以内で2か月間のチームの歩数を計測する	10, 11月	組合員等
新規採用教職員に対する職場訪問カウンセリング事業	公認心理師/臨床心理士を職場に派遣し、新規採用教職員を対象としたカウンセリングを行う	5～10月	新規採用の正規職員
うつ病等集団認知行動療法による復職支援事業	うつ病等による病休・休職者を対象に、山口県立こころの医療センターにて、復職支援を行う	6～2月	うつ病等による病休休職者のうち、主治医及びこころの医療センター医師が認める者
インフルエンザ予防接種助成	対象期間内に受けた予防接種に対し、1回限り1,000円を上限とし、費用の助成を行う	1月まで	組合員(任意継続組合員を除く)

《 県 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス研修会 開催事業	メンタルヘルスに関する意識啓発を目的とした研修会を開催	7～8月	県市町教育委員会の教職員
メンタルヘルス講習会 開催事業	管理職等を対象に、職場のラインケア等に関する講習会を開催	5～6月	管理職員等

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
肺疾患検診 (ヘリカルCT検査)	ヘリカルCT専用検診車による巡回検診	7～8月	会員（定員 1,000人）

《 県・共済組合・互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
心の健康相談	専門医等による無料カウンセリング（年3回）が受けられる「心の健康相談利用券」入りのメンタルヘルスポケットブックの配付	年間	組合員、会員及び家族
巡回保健相談（注）	○ 所属訪問（保健指導員が学校を訪問） 健康管理全般に関する相談に対応 ○ 個別相談（保健指導員が学校を訪問） 所属（個人）からの相談希望に対応		

（注） 1. 保健指導員

保健師、看護師、心理相談員の資格をもった者を配置しており、健康全般に関する相談を電話で受けるとともに、各職場を訪問し、生活習慣病予防や日常における心とからだの健康管理についての助言や個人相談を行っています。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

肥満、高血圧、運動不足、食生活、保健衛生、メンタルヘルス、職場での健康管理など心身の健康に関するあらゆること。

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで） 電話番号 083-933-2246、080-1935-4270

※ 来所される場合は、所属の訪問で不在の場合がありますので事前に連絡してください。

《 互助会 》

事業名	事業内容	時期	対象者
メンタルヘルス 所属訪問	保健指導員によるメンタルヘルスに関する相談等	年間	組合員、会員及び家族、 特別会員及び配偶者
相談事業（注）	組合員及び会員からの相談を受ける ○ 教職員総合相談事業（その他生活全般） ・ 職場、結婚、法律、その他一身上の問題		

（注） 1. 相談員

相談員は、人生経験が豊富で、何事でも心やすく相談に応じられる者を配置しています。また、法律的な問題は顧問弁護士と相談しながら的確な解決方法を考えます。

2. 相談内容（相談内容については、一切秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。）

職場の問題、経済上の問題、住居の問題、交通事故の問題、子供の問題、法律問題、結婚の問題、その他一身上の問題、健康（心）の問題等

3. 相談日時

月曜から金曜日まで（8時30分から17時15分まで） 電話番号 083-925-6450、083-933-4776

※ 相談は無料です。ただし、法律的問題での訴訟、その他の手続きまたは、医療処置等でその費用を要する場合は、相談者の負担となります。

21 福利厚生事業

下記事業については、利用・申請・請求書等の様式や手続きについての詳細を、実施前年度末、年度当初又は事業実施時期に所属長あてお知らせします。

事業名	事業内容	対象者	時期	主体	
42条元気回復事業	市町教育委員会、県立学校等で行う元気回復事業を承認	<ul style="list-style-type: none"> 市町教育委員会 県立学校等 	年間	県	
宿泊保養施設利用補助	全国の公立学校共済組合宿泊・保養施設を利用するとき、1人1泊につき利用料金の一部を補助 ①2,000円以上4,000円未満:1,000円 ②4,000円以上6,000円未満:2,000円 ③6,000円以上 :3,000円 ※年度内の1組合員当たりの補助回数は12泊(組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 (任意継続組合員を含む。) 被扶養者 組合員の3親等以内の親族 (セントコア山口的利用に限る。) 			共済組合
会食利用補助	セントコア山口で会食するとき、1人1食につき料理単価(飲み物代を除く。)が2,000円以上の場合、利用料金の一部を補助 ① 2,000円以上6,000円未満:1,000円 ② 6,000円以上 :2,000円 ※年度内の1組合員当たりの補助回数は12回(組合員の被扶養者及び親族に係る補助回数は当該組合員の補助回数に通算)を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 (任意継続組合員を含む。) 被扶養者 組合員の3親等以内の親族 			
会員証割引事業	全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、全国のレジャー施設、宿泊施設等で、割引特典を受けることができる。 ※システムにアクセスすることで「モバイル会員証」の表示や利用できる業者(施設)検索が可能 ※詳しくは、ホームページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 会員 家族 (一部施設は会員のみ) 		互助会	
名秀作展入館補助	① 指定する県内施設で開催される展覧会の入館料を一部補助(入館料の60%程度 限度額400円) ② 県立美術館メンバーズクラブの会員及び県立山口博物館「友の会」の会員となった者に対し、年会費の一部(400円または800円)を補助	<ul style="list-style-type: none"> 会員 配偶者 会員又は配偶者の被扶養者 			① 指定展 ② 4~7月頃
芸術・文化鑑賞等補助	全国で開催される各種公演等入場料(5,000円以上のものに限る。)の一部を補助(年度内1回2,000円)				年間

事業名		事業内容		対象者	時期	主体
生活支援事業	ホームヘルパー雇用費補助	組合員及び同居の家族が出産・病気等によりホームヘルパーを雇用したとき、その経費の一部を補助（年度間14日、1日5,000円を限度）		・組合員(任意継続組合員を含む。)	年間	共済組合
ライフプラン講習事業	ライフプランセミナーの開催	リーフセミナー	在職中から退職後までを視野に入れた生活全般にわたる生活設計に必要な知識・情報等を提供するために各年代に応じた「生涯生活設計型」のセミナーを開催	・年度末現在44歳以下の者 ・配偶者	7月, 8月	県共済組合互助会
		フラワーセミナー		・年度末現在45歳以上55歳未満の者 ・配偶者		
		ハーベストセミナー	退職後の生活設計に必要な知識・情報・相互啓発の場を提供するために退職を間近に控えた方を対象とした「退職準備型」のセミナーを開催	・年度末現在55歳以上の者 ・配偶者		
	ライフプランガイドブック配付	退職後の生活設計に必要な知識・情報を提供	・年度末現在57歳の者	10月		
その他	福利やまぐちの発行	身近な情報や福利厚生事業内容等を紹介		・組合員(任意継続組合員を含む。) ・会員 ・所属所	年3回	県共済組合互助会
	プロパー職員等補完事業	公立学校共済組合員でない互助会会員に対し、人間ドック補助、宿泊補助(全国の共済組合宿泊施設)、セントコア山口会食補助、インフルエンザ予防接種助成の各事業を実施		・該当会員	年間	互助会
	育児・介護講座	育児講座及び介護講座の実施		・組合員 ・配偶者、子	7月, 8月	共済組合

22 生命保険等

《 共済組合 》

1 福祉保険制度

公立学校共済組合「福祉保険制度」は、「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」の3つの制度で構成されています。募集は、毎年7月頃に行います。

また、平成29年11月に「ファミリー応援金」が新設されました。

(1) ファミリー年金

加入者が在職中に死亡又は高度障害状態となった場合、ご遺族（高度障害の場合は加入者本人）に生命保険金を年金の形で一定期間支給されます。

(2) 傷病休職給付金

病気（精神疾患含む）やけがで働けなくなった場合に減少してしまう収入を補完します。

(3) 医療費支援制度

入院費用給付金と特定疾病給付金の2つの給付事業（オプションあり）からなります。

(4) ファミリー応援金

加入者（原則組合員本人全員）が在職中に死亡又は高度障害となった場合、遺族（高度障害の場合は加入者本人）に50,000円が支給されます。保険料は共済組合が負担し、組合員は自動加入となります。

2 アイリスプラン

公立学校共済組合「アイリスプラン」は、「年金コース」、「医療・日常事故コース」の2つの制度で構成されています。募集リーフレットの配布時期は、9月頃です。

(1) 年金コース … 在職中に積み立て、退職後年金として支給。

(2) 医療・日常事故コース … 入院やケガに対して、給付金を支給。

《 互助会 》

1 生活サポートプラン、積立終身保険、医療保険、がん保険、介護保険

会員の生活の安定を図るため、各種保険を取り扱っています。

（※臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の方は、「生活サポートプラン」のみ加入できます。）

互助会取扱いの団体保険事業 一覧

名称		保険の種類		保障期間	取扱会社	募集期間
生活サポート プラン 加入後	復興資金	死亡・高度 障害保障	(一時金)	70歳まで	明治安田生命 他4社	10～12月
	維持資金		(年金)			
	特定疾病サポート	特定疾病保障		現職中	明治安田生命	
	就業不能サポート	就業不能保障				
	医療費サポート (一時金型)	医療保険		終身医療切替可	明治安田生命 明治安田損保	
	医療費サポート (医療保障型)					
アクシデントサポート	傷害保険		80歳まで切替可			
積立終身保険 (拠出型企業年金保険)		退職後の保障		—	アクサ生命 他5社	5月
スマート・ケア		医療保険		終身	アクサ生命	
マイ・セラピー		がん保険				
「生きる」を創るがん保険WINGS		がん保険				
EVERシンプル		医療保険			アフラック生命	
アフラックのしっかり頼れる介護保険		介護保険				

2 生活サポートプラン支援事業

互助会が生活サポートプランの保険料を負担して、全会員を被保険者とする生命保険（保険金額は12万円）に加入しています。

3 生命保険の団体契約（小・中学校、教育庁職員）

互助会が生命保険会社と団体契約を結び、契約者（会員）の給料から保険料を控除して、互助会が一括して生命保険会社へ払い込むことにより、契約者には割安の団体扱保険料が適用されます。

23 財形貯蓄

◀ 県 ▶

	一般財形貯蓄	住宅財形貯蓄	年金財形貯蓄
目的	多目的の積立が可能	住宅目的の積立に限る	年金目的の積立に限る
加入年齢	年齢制限なし	55歳未満	
対象者	山口県教育委員会の任命に係る教職員（非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く。）で給与が電算処理されている者		
契約できる件数	一般・住宅・年金それぞれ1契約で合計3契約。 ただし、取扱金融機関が同一であること。		
非課税限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税措置なし ・利子に対して20.315%の源泉分離課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・年金財形を合わせて元利合計550万円まで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> （生命保険・損害保険の年金財形は元金385万円までで、住宅財形と合わせて元金550万円まで） </div>	
用件違反の取扱 解約扱20% 追徴課税	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅取得目的・年金支払以外の払出 ② 2年を超える中断 ③ 非課税限度額オーバー 		
積立方法及び 積立額	<ul style="list-style-type: none"> ・積立方法・・・毎月の給与及び6月又は12月の期末、勤勉手当から控除 ・積立額・・・1回の積立控除額は、1,000円以上で1,000円の整数倍 		
募集期間	8～9月（新規加入契約、契約金融機関の変更、積立控除額の変更は、募集期間外はできない。）原則として11月分給与から控除預入等開始。		
新規契約時の 必要書類	契約金融機関の加入手続きの他に、下記の書類を金融機関経由で提出してください。（これらの様式は金融機関にあります。）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 ・財産形成非課税住宅貯蓄申告書 ・財産形成非課税住宅貯蓄申込書 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除預入等依頼書 ・財産形成非課税年金貯蓄申告書 ・財産形成非課税年金貯蓄申込書
加入後の変更等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 解約、中断、復活については、毎月受け付けます。ただし、変更月の前月25日までに控除預入等依頼書を金融機関経由で提出してください。 (2) 復活は、中断したときと同じ契約内容での復活となります。 (3) 育児休業や退職等で積立控除ができなくなる場合は、必ず、契約金融機関へその旨を連絡し、所定の手続きをしてください。 なお、育児休業等から復帰したときは、「復活」の手続きをしてください。 (4) 平成27年4月1日から、住宅財形及び年金財形について、2年を超える育児休業期間についても、利子等について非課税措置を受けることができます。 (5) 年金財形貯蓄の積立が終了したときは、必ず金融機関経由で「中断」の手続きをしてください。 		

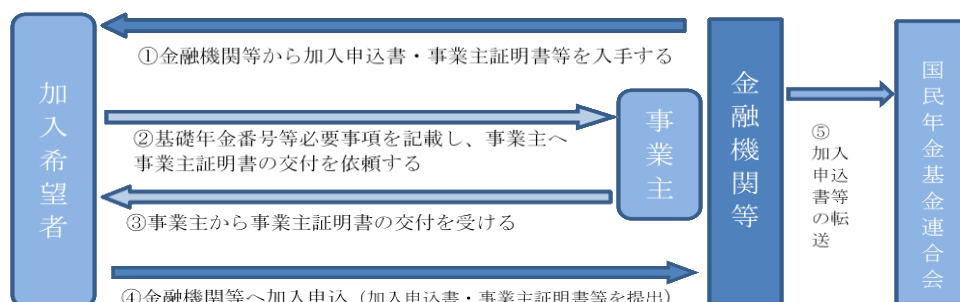
24 個人型確定拠出年金（iDeCo）

1 個人型確定拠出年金とは

個人型確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受けることができる私的年金のひとつで、加入者自身の責任で運用し、掛金と運用益との合計額を基に給付額が決定されるものです。

税制優遇措置がある一方、原則60歳まで引き出せないなど、加入時に留意が必要な点があります。

2 加入までの流れ



3 加入申込み・商品内容等について

取扱い金融機関等に直接お問い合わせください。

4 事業主の証明について

県費の職員について、以下の区分により事業主証明を依頼してください。

区分	提出書類	交付依頼先
公立学校共済組合の長期給付が適用される職員（※1）	①「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」（取扱い金融機関等から入手） ②「個人型確定拠出年金加入者に係る事業主証明書交付依頼書（職員用）」（様式集P106） ③「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」（様式集P107） ④「基礎年金番号等の提供に関する同意書」（様式集P108）	教育政策課 福利・給付班
県立学校の非常勤職員（※2）及び臨時的任用職員	各学校の取扱いによる	各学校
教育庁及び学校以外の教育機関の非常勤職員（※2）及び臨時的任用職員	①「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」（取扱い金融機関等から入手） ②「個人型確定拠出年金加入者に係る事業主証明書交付依頼書（短期組合員用）」（様式集P109）	給与厚生課 給与支払班
小・中学校の臨時的任用職員		義務教育課 経理班

※1 任期の定めのない常勤職員、会計年度任用職員（常勤の非常勤13月以上）、再任用職員（勤務期間見込2月超）等

※2 公立学校共済組合の短期給付が適用される非常勤職員

5 掛金の払込み

掛金の給与控除を行う体制が整っていないため、「個人払込（口座振替）」のみの取扱いとなります。

6 税制上の優遇措置

掛金は全額所得税及び住民税の所得控除の対象となりますので、年末調整時に小規模企業共済等掛金控除として申告することができます。

7 転職又は人事異動（国や知事部局等への異動）時の事業主証明について

転職又は人事異動により事業主が変わった場合には、改めて新しい事業主の証明が必要となります。詳しくは、転職先又は異動先の担当者に御確認ください。

8 事業主証明の廃止について

加入時等の事業主証明は、令和6年12月以降廃止される見込みです。

25 給付などの請求期限

《 共済組合 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
短期給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から2年
長期給付（年金）	—	—	給付の事由が生じた日から5年

《 互助会 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
各種給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から3年

《 地方公務員災害補償基金 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
公務災害、通勤災害	随時 (災害発生後速やかに提出してください。)	—	補償の事由が生じた日から2年 (障害補償、遺族補償等は5年以内)

26 交通事故と組合員証

(組合員証の正しい使い方)

《 共済組合 》

組合員又は被扶養者が交通事故等の第三者の行為によって負傷した場合、共済組合では次のように取り扱っています。

1 まず届け出を！

どんな小さな事故でも、警察へ届出をすると同時に、治療のため組合員証を使用する場合は必ず共済組合に連絡し、次の書類を提出してください。

- (1) 損害賠償申告書（様式集P44）
- (2) 事故報告書（様式集P45）
- (3) 事故発生状況報告書（様式集P46）
- (4) 損害賠償経過報告書（様式集P47）
- (5) 交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行）
- (6) 念書（様式集P48）
- (7) 同意書（様式集P49）
- (8) 確約書（様式集P50）

2 治療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合の治療費は加害者の負担が原則ですが、共済組合に連絡のうえで組合員証を使用して治療を受けることができます。この場合その治療費は共済組合が一時立て替えているものですから、後日その治療費を過失割合に応じて加害者本人又は加害者が加入している保険会社へ請求することとなります。

3 示談は慎重に！

組合員証を使用した場合、共済組合に相談せず自己判断で示談をすると（特に加害者側が支払うべき治療費の免除などの不利な示談をした場合）、被害者である組合員に共済組合支払相当額を共済組合に返納してもらうこととなりますので、十分注意してください。

例えば、組合員が「治療費については組合員証を使用すれば一部負担金を除いてタダなのでイリマセン」など安易に請求権を放棄すると、共済組合は立て替えた治療費を加害者に対し請求できなくなり、その分は請求権を放棄した組合員に請求することとなります。

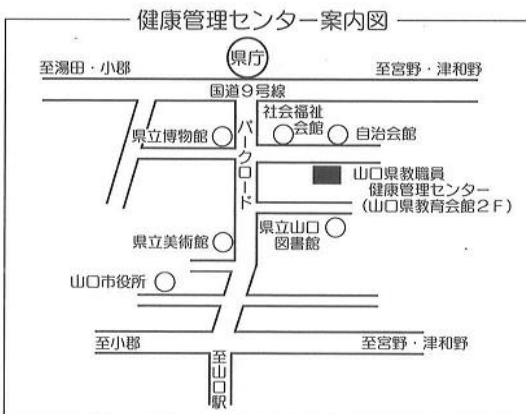
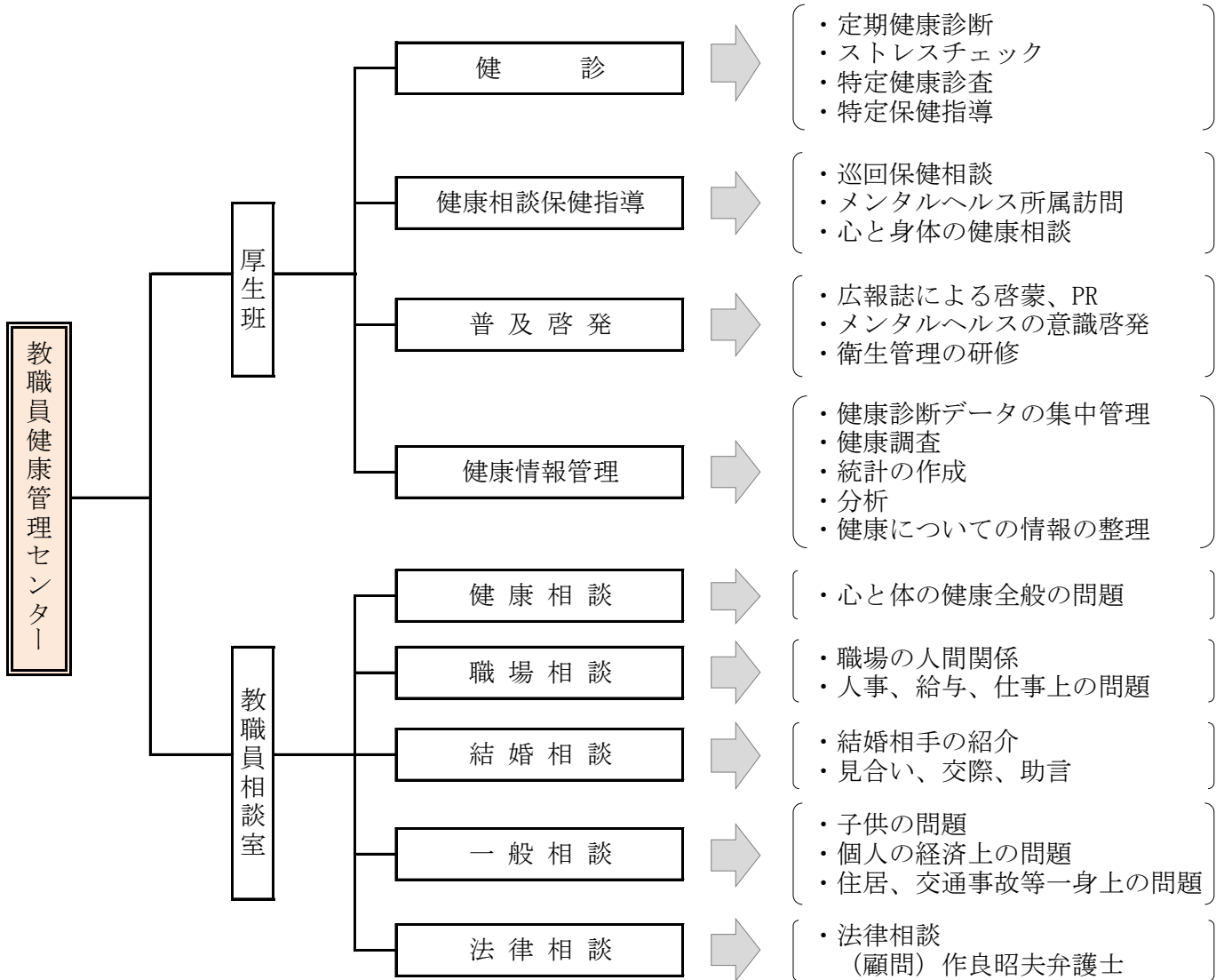
27 教職員健康管理センター

◀ 県・共済組合・互助会 ▶

■教職員健康管理センターとは

教育活動の積極的な推進を図るためには、教職員自らが心身共に健康でなければなりません。

このため、健康管理センターは、教職員の心身の健康保持及び増進を図るため、県教育委員会、公立学校共済組合、教職員互助会の三者が有機的に連携を保ち、積極的に各種健康診断、保健指導、健康教育及び各種相談等を実施し、もって教職員の健康・体力づくりに寄与する目的で設置されました。



〒753-0072

山口市大手町2番18号 (山口県教育会館2F)

(教育政策課厚生班)

TEL : 083-933-4575、FAX : 083-933-4588

(健康相談・保健指導)

TEL : 083-933-4574

(こころとからだの健康相談ホットライン)

TEL : 083-933-2246、080-1935-4270

(教職員相談室)

TEL : 083-925-6450、083-933-4776

28 中国中央病院

中国中央病院は、全国に8か所ある公立学校共済組合の直営病院の一つです。また、人間ドックでは支部の指定病院となっています。

■利用上の特典

組合員及び被扶養者が中国中央病院を利用する場合、次のような優遇措置があります。

- 入院や人間ドック及びメンタルヘルス相談のために来院した場合、交通費相当額の一部助成費が支給されます。
- 分娩料、文書料、個室料金が所定料金の5割引きとなります。
- 初診時に紹介状を持参されなくても特定療養費はかかりません。

■人間ドックの実施

山口支部の計画に基づき、教職員の健康保持と病気の早期発見・予防のために人間ドックを実施しています。

■各種相談の実施

- 電話相談
 - ・こころの悩みホットライン
 - 相談日時：水曜日（祝日を除く）
（ 15:00～17:00 ）
 - 電話番号： 0120-503-110
- 面接相談（完全予約制）
 - ・メンタルヘルス相談
 - 相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（ 9:30～17:00 ）
 - 予約連絡先：084-970-2121（代）
（ 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00 ）
 - ・セカンドオピニオン相談
 - 相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（ 15:00～17:00 ）
 - 予約連絡先：084-970-2121（代）
（ 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15 ）



■所在地

〒720-0001 広島県福山市御幸町大字上岩成148-13

TEL： 084-970-2121（代）

FAX： 084-972-8843（代）

H P： <http://www.kouritu-cch.jp/>

JR福山駅前（南口）から【中国バス】乗車、
「中国中央病院前」で下車（乗車時間約25分）

■診療科目

内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、
リウマチ科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、
小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、
内分泌外科、食道・胃外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、
大腸・肛門外科、内視鏡外科、整形外科、皮膚科、産
科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科口
腔外科、麻酔科、精神科、脳神経外科、
臨床検査科、病理診断科、リハビリテーション科

■病床数 243床



29 九州中央病院

九州中央病院は、全国に8か所ある公立学校共済組合の直営病院の一つです。また、人間ドックでは支部の指定病院となっています。

■利用上の特典

組合員及び被扶養者が九州中央病院を利用する場合、次のような優遇措置があります。

- 入院や人間ドック及びメンタルヘルス相談のために来院した場合、交通費相当額の一部助成費が支給されます。
- 文書料、個室料金が所定料金の5割引きとなります。
- 初診時に紹介状を持参されなくても特定療養費はかかりません。

■人間ドックの実施

山口支部の計画に基づき、教職員の健康保持と病気の早期発見・予防のために人間ドックを実施しています。

■各種相談の実施

- 面接相談（完全予約制）
 - ・メンタルヘルス相談
相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
（9:00～17:00）
電話番号：092-541-4936（代）
 - ・セカンドオピニオン相談
対象疾患：整形外科、心療内科、各種がん
相談日時：月～金曜日（祝日を除く）
予約連絡先：092-541-4936（代）
（月～金曜日（祝日を除く）8:30～17:00）



■所在地

〒815-8588 福岡県福岡市南区塩原3-23-1

TEL：092-541-4936（代）

FAX：092-541-4540

H P： <https://www.kyuchu.jp/>

- ① 西鉄バス47番・60番「博多駅前Aのりば」より「中央病院前」下車
- ② 地下鉄「博多駅」より「天神」で下車し、西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」より「大橋」で下車、徒歩5分

■診療科目

内科、精神科、リウマチ科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、婦人科、眼科、麻酔科、放射線科、歯口腔外科、健康管理センター、リハビリテーション科、心療内科・アレルギー科、メンタルヘルスセンター、腎センター、緩和ケア外来

■病床数 330床



30 山口宿泊所〔セントコア山口〕

■所在地

〒753-0056 山口市湯田温泉3丁目2-7

TEL：083-922-0811

FAX：083-922-8735

H P：https://www.centcore.com/

- ① JR山口線「湯田温泉駅」で下車、徒歩20分
- ② バス「湯田温泉停留所」で下車、徒歩5分



■施設環境

市街地に湧く「湯田温泉」街の閑静な一角にあり、交通の便に恵まれています。

◀湯田温泉▶

室町時代の文献に記録が残っているほか、江戸時代には「殿様の湯」として「お茶屋」が置かれるなど、古くから栄えた温泉です。

アルカリ性単純温泉で、無色透明、肌ざわりの柔らかさが自慢です。

■施設概要

[建物：鉄筋コンクリート、地上7階、地下1階]

(1) 集会・会議室

区 分	室数	定員
洋会議室	1室	210人
ミーティング・ルーム	3室	20~30人
和室 70畳	1室	50人
和室 42畳	1室	30人
和室 12畳	2室	8人

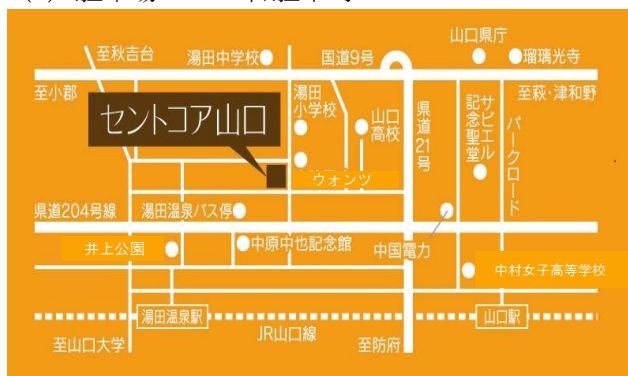
(2) 宿泊室

区 分	室数	定員
シングル	12室	1人
ツイン	8室	2人
バリアフリールーム	2室	2人
デラックスツイン	1室	2人
和室特別室	1室	2人
和室 8畳	6室	3人
和室 10畳	4室	4人

(3) 大浴場・露天風呂・サウナ

「源泉かけ流し」で温泉効能も多様

(4) 駐車場 70台駐車可



■利用料金

[組合員の場合（サービス料、消費税込）]

(1) 会議

- ・洋会議室 ⇒ 3時間まで 52,800円～
- ・ミーティング・ルーム ⇒ 3時間まで11,400円～

(2) 宿泊 [一人一泊二食]

⇒ 15,300円～

(3) 宴会

- ・宴会料理 ⇒ 5,500円～

■組合員等に対する特典（※）

(1) 宿泊した場合の1人1泊当たりの補助

区 分	補助額
2,000円以上4,000円未満	1,000円
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上	3,000円

(注) 年度内の1組合員当たりの補助回数の上限は他施設宿泊に係る補助回数も含め12泊

(2) 会食した場合の1人1食当たりの補助

区 分	補助額
2,000円以上6,000円未満	1,000円
6,000円以上	2,000円

(注) 年度内の1組合員当たりの補助回数の上限は12回

※対象者は組合員(任意継続組合員を含む。)、被扶養者及び組合員の3親等以内の親族

詳しくは、P90「21 福利厚生事業」をご覧ください。

31 公立学校共済組合宿泊保養施設一覽

都道府県名	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	ホテルライフオーツ札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
岩手	サンセール盛岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	019-651-3322
宮城	ホテル白萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
福島	あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
茨城	ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
埼玉	ホテルブリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
千葉	ホテルポートプラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
神奈川	ひめしやら (当面の間休館)	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原1245	045-210-8165 <small>(公立学校共済組合神奈川支部)</small>
長野	ホテル信濃路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
	みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
富山	パレブラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
	立山高原ホテル (11月中旬から4月中旬までの冬期は休館)	930-1413	中部山岳国立公園立山天狗平	076-463-1014
岐阜	ホテルグランヴェール岐山	500-8875	岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
愛知	ホテルルブラ玉山	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3151
三重	プラザ洞津	514-0042	津市新町1-6-28	059-227-3291
京都	花のいえ	616-8382	京都市右京区 嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
大阪	ホテルアウイーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441
兵庫	ホテル北野プラザ六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
奈良	ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
和歌山	ホテルアバローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
鳥取	白兔会館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
島根	サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	0852-21-2670
岡山	ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
山口	セントコア山口	753-0056	山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
愛媛	にぎたつ会館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
高知	高知会館	780-0870	高知市本町5-6-42	088-823-7123
福岡	福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
	小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
佐賀	グランデはがくれ	840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
長崎	ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	095-822-2251
熊本	水前寺共済会館グレース	862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
大分	豊泉荘	874-0902	別府市青山町5-73	0977-23-4281
鹿児島	ホテルウエルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

32 公立学校共済組合山口支部ホームページ

公立学校共済組合山口支部では、以下のとおりホームページによる案内もしておりますので、ぜひご利用ください。

■掲載内容

1. 事業の案内

以下に掲げる各種事業について、事業内容の案内、用語集、様式ダウンロード等

- 組合員の資格取得 …… 公立学校に就職したとき
- 短期給付事業 …… 結婚するとき、子どもが生まれるとき、病気やケガをしたとき、交通事故にあったとき、災害にあったとき、退職したとき、退職するとき、死亡したとき
- 厚生事業 …… 健康管理を考えるととき、宿泊施設を利用するとき、心の健康度チェック、その他、福祉保険制度(ファミリー年金、傷病休職給付金、医療費支援制度)、アイリスプラン
- 貸付事業 …… 資金を必要とするとき、貸付金・償還金シミュレーション
- 長期給付事業 …… 年金について知りたいとき

2. 施設の案内

セントコア山口をはじめとした全国の共済組合の宿泊施設、直営病院の利用案内

3. 支部の案内

組織や業務の内容、事務所の位置等、山口支部の紹介

4. その他

更新情報や関連サイトへの紹介

■ホームページアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/yamaguchi/>

公立学校共済組合
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

山口支部 Yamaguchi

山口支部の組合員の方に向けた
手続き・厚生サービスを中心に
ご案内します。

こんなときガイド

- ・公立学校に就職したとき
- ・結婚するとき
- ・子どもが生まれるとき
- ・病気やケガをしたとき
- ・交通事故にあったとき
- ・災害にあったとき
- ・年金を必要とするとき
- ・退職したとき

ログイン 組合員専用ページ

厚生サービスを利用する

- ・健康管理を考えるととき
- ・宿泊施設を利用するとき
- ・心の健康度チェック
- ・任意随時組合員がつけられる厚生サービス
- ・費用講座・介護講座
- ・生活支援

山口支部について

33 一般財団法人山口県教職員互助会ホームページ

一般財団法人山口県教職員互助会では、以下のとおりホームページによる案内もしておりますので、ぜひご利用ください。

■掲載内容

1. 事業の案内

以下に掲げる各種事業について、事業内容の案内、用語集、様式ダウンロード等

- 現職者のページ … 給付事業、文化教養事業、健康管理事業、相談事業、会員証割引事業、貸付事業、保険事業、退職互助部事業、臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の互助会会員資格等の取扱い
- 退職者のページ … 給付事業（病気・ケガ・入院）、給付事業（災害・死亡・退会）、給付事業（長寿のお祝い）、厚生事業、保険事業、陳情署名、退職互助部だより
- 事務局からのお知らせ…会員に向けた情報発信
- 公益事業
- 情報公開

2. 互助会概要

組織や業務の内容、所在地等、山口県教職員互助会の紹介

3. その他

更新情報や関連サイトへの紹介

■ホームページアドレス

<https://yamakyogo.jp/>

○現職者のページと退職者のページに入るには、ユーザーIDとパスワードが必要となります。

ユーザーID :	hukuri	パスワード :	kousei
----------	--------	---------	--------

一般財団法人
山口県教職員互助会

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県教育庁教育政策課福利・給付班内(県庁13F)
TEL:083-933-4777 FAX:083-933-4589



トップページ	現職者のページ	退職者のページ	事務局からのお知らせ	公益事業
会員証割引事業	保険事業	情報公開	互助会概要	関連リンク

● トップページ
地図(アクセス)



夏みかんの花(萩市平安古町)

会員のページ

- ▶ 現職者のページ
- ▶ 退職者のページ

一般財団法人
山口県教職員互助会

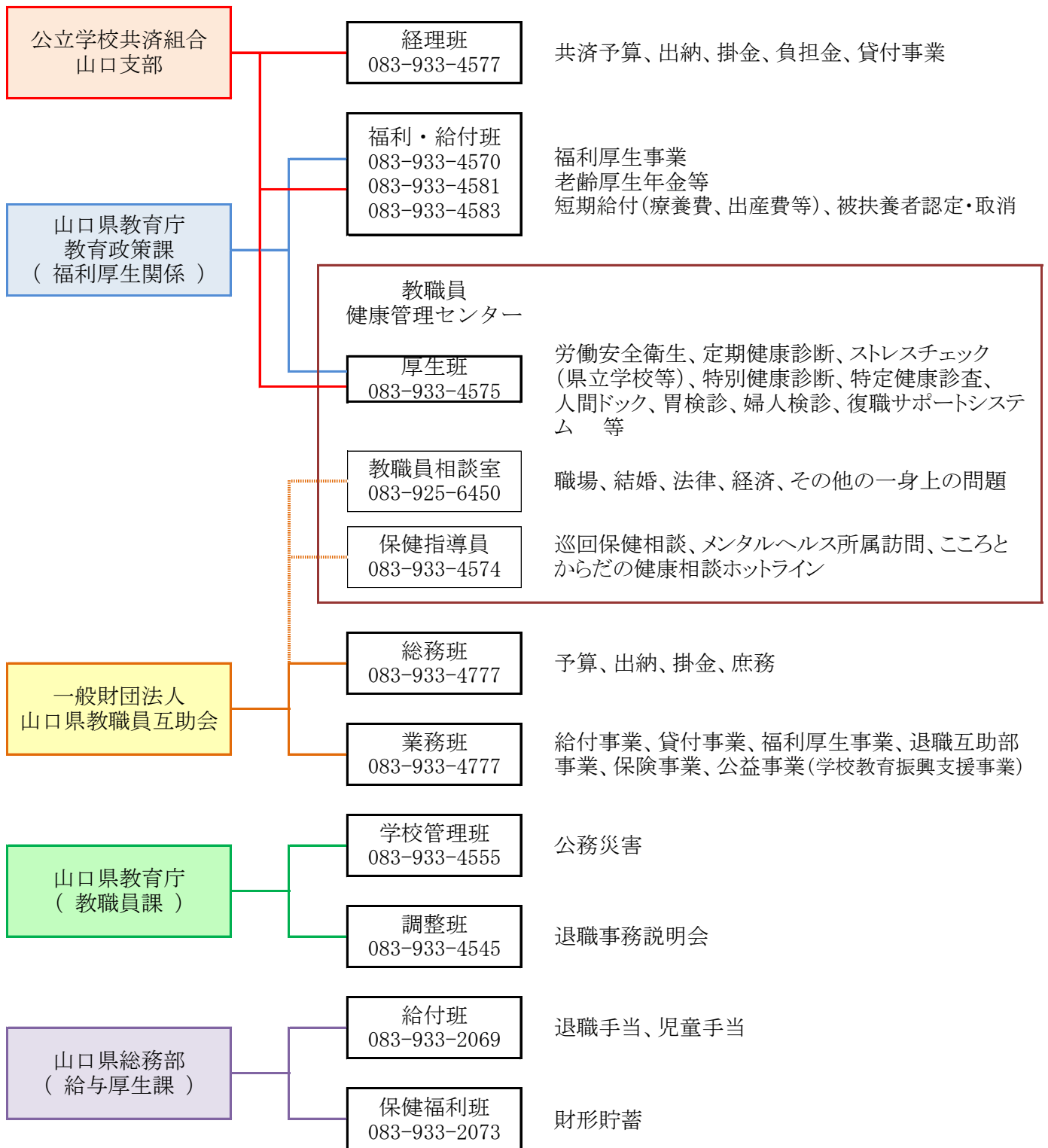
〒753-8501
山口県山口市滝町1-1
山口県教育庁教育政策課
福利・給付班内(県庁13F)

新着情報

■ お知らせ

- ▶ 2023年 3月30日 **令和5年度の事業変更点をお知らせします。**
- ▶ 2023年 3月22日 **退職互助部制度**が、令和5年度から全面的な改定となります。
- ▶ 2022年 7月20日 **ライフプランリーフセミナー、フラワーセミナーについて**
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、県外講師については、オンライン(フラワーセミナーは、一部オンライン)に切り替えて開催予定です。
※ 受講者の皆様方は、会場にお集まりいただき、講師の方とオンラインで繋ぎます。
- ▶ 2022年 6月30日 **会員証割引事業の業者イベント情報(ハーモニーランド)**をアップしました。
- ▶ 2022年 6月28日 **ライフプランフラワーセミナー決定者の皆様へ決定者専用のページ**をアップしました。
ID、パスワードは**決定通知**に記載しています。
- ▶ 2022年 5月10日 **各種保険の募集を行っています。**
会員の皆様へ募集パンフレットをお送りしていますので、この機会に是非ご検討ください。
- ▶ 2022年 3月31日 **令和4年度の事業変更点をお知らせします。**

福利厚生事業の担当部署



FAX E-mail

部署名	FAX	E-mail
教育政策課 (福利厚生関係)	083-933-4589	fukuri@pref.yamaguchi.lg.jp
教職員健康管理センター	083-933-4588	
教職員課	083-933-4559	a50200@pref.yamaguchi.lg.jp
給与厚生課	083-933-2089	a10300@pref.yamaguchi.lg.jp